

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
1	① 入札参加資格審査システム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	総務省は、令和7年3月末までに、 <u>共通化の方法</u> や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	p.2.2.共通化の方法	×
2	① 入札参加資格審査システム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、既にシステムを導入している地方自治体にとっての共通化後の調整コスト等や入札参加資格の審査以降の後続の手續のデジタル化を念頭にいれながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。	○	○	p.3 「2 (2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ」 各地方公共団体における既存システムの改修コストや、当該共通システムの機能等に係る地方公共団体間の調整コストが大きくなることが想定される。 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」 3段落目 既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
3	① 入札参加資格審査システム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	総務省は、令和7年3月末までに、共通化の方法や <u>今後のスケジュール</u> を記した推進方針案を策定されたい。	○	×	—	1-2
4	① 入札参加資格審査システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（独自申請項目の取扱い）」 独自申請項目は、共通システムの入札参加資格審査申請システムにどのように取り込むか。 →独自申請項目は、最低限必要なもののみを求めるように促していくことが前提。その上で、総務省の実務検討会においては、例えば、広域又は全国的な共通システムの申請フォーム上で、共通申請項目・選択申請項目のあとに、自治体ごとの独自申請項目を入力するフォームを設けることも考えられるのではないかという議論もあった。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手續の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手續の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手續の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
5	① 入札参加資格審査システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（格付け）」 格付けのばらつきは、どの程度か。たとえば、評価の段階が3段階の団体、5段階の団体、10段階の段階などとばらついているか。同じ5段階であっても、ある団体のA評価は1000万円以上の入札、別の団体のA評価は500万円以上の入札、というように、閾値も異なる状況か。 → 認識のとおり。格付けについては、例えば資本金の額や販売実績額などを用いる場合がある。何を格付けの基準にするかは各自治体において決めている。また、事業者ごとにA～Dのようにランク付けをする場合もあれば、評価点数を付けている場合もあるなど、格付けの方法も自治体ごとに異なっている。さらに、格付けごとに入札参加できる契約規模についても自治体ごとに異なっている。これらは、地元の事業者の規模や自治体の契約規模などを踏まえて設定されているものであるため、共通化することは難しい。そのため、格付けの基準ではなく、格付けに用いるために事業者に入力を求める申請項目について、共通申請項目・選択申請項目として共通化できないかと考えている。<総務省> ・パラメーター処理でも乗り越えられない程のばらつき具合がある可能性があるかと認識した。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手續の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手續の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手續の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
6	① 入札参加資格審査システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（国の情報を共有すること）」 入札参加資格や審査基準、資格者名簿を <u>国と地方が共有すること</u> と、システムの共通化や事務の共同化はどのように考えればいいか。 →各自治体で共通している項目については、全団体が個別に審査する必要はないと考えている。 他方、国の入札参加資格審査の基準に基づき申請されたデータを自治体に共有したとしても、自治体は指名競争入札を実施している団体も多く、必要なデータが不足する。 実際に、県単位で共通化している場合においても、共通化できる部分については共通審査を実施するが、共通化できない申請項目等については、各団体で審査する形になっている。 以上を踏まえると、地方全体での共通化を目指しつつ、自治体ごとにバリエーションを残すことになると考えている。 ・運用までの話に踏み込む必要性を再認識した。 →国の情報を地方と一緒に共有するのは、もう少し先のステップではないか。まずは、地方のばらつきを調整する方が先ではないか。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
7	① 入札参加資格審査システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（後続手續きとの連携）」 契約事務について検討した経験から言えば、 <u>一部分のシステム化、共通化だけではなく、全体を俯瞰したもの</u> を考える必要があるのではないか。他方で、現状は、全国それぞれバラバラで、様々な方式で実施しているため、全て全国的に共通化することはハードルが高いと感じる。そうした観点でいくと、共通化を目指す部分やスケジュールなどを、推進方針案で明確に示してもらえると、その後、自治体側も先を見通した検討ができるのではないか。可能な範囲で対応をお願いしたい。 →予見可能性を高めることが非常に重要と認識。自治体においては、調達関連システムを調達する時に手戻りが生じないよう、国の動きを横目で見ながら、調達する範囲や時期をどのようにするかを考えなければいけないとの御指摘と受け止めた。国側が突然に結論を言い切ることは難しいかもしれないが、できる限り配慮しながら考えていきたい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手續の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手續の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手續の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
8	① 入札参加資格審査システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（後続手續きとの連携）」 契約事務について検討した経験から言えば、一部分のシステム化、共通化だけではなく、全体を俯瞰したものを考える必要があるのではないか。他方で、現状は、全国それぞれバラバラで、様々な方式で実施しているため、全て全国的に共通化することはハードルが高いと感じる。そうした観点でいくと、 <u>共通化を目指す部分</u> やスケジュールなどを、推進方針案で明確に示してもらえると、その後、自治体側も先を見通した検討ができるのではないか。可能な範囲で対応をお願いしたい。 →予見可能性を高めることが非常に重要と認識。自治体においては、調達関連システムを調達する時に手戻りが生じないよう、国の動きを横目で見ながら、調達する範囲や時期をどのようにするかを考えなければいけないとの御指摘と受け止めた。国側が突然に結論を言い切ることは難しいかもしれないが、できる限り配慮しながら考えていきたい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手續の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手續の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手續の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
9	① 入札参加資格審査システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（後続手續きとの連携）」 後続手續きを含め、他のシステムと連携を円滑に行うためには、データの標準化が必要ではないか。その点、本件については、 <u>申請項目・必要書類の共通化</u> を非常に丁寧に調整されており、心強い。これらは、最終的には省令等に落としにくいイメージか。 →…入札参加資格審査については、そもそも法令の規律密度が極めて小さい。まずは、全ての地方公共団体が活用できるようなものとなるよう、 <u>事実上の合意形成を図る形で進めていくことが必要ではないか</u> 。そういう意味でも、この国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の仕組みで議論をさせていただいているのはありがたい。いずれにせよ、 <u>共通申請項目等については、何らか形で示さなければならないもの</u> と考えている。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手續の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手續の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手續の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
10	① 入札参加資格審査システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（後続手續きとの連携）」 後続手續きを含め、他のシステムと連携を円滑に行うためには、データの標準化が必要ではないか。その点、本件については、申請項目・必要書類の共通化を非常に丁寧に調整されており、心強い。これらは、最終的には省令等に落としにくいイメージか。 →…入札参加資格審査については、そもそも法令の規律密度が極めて小さい。まずは、全ての地方公共団体が活用できるようなものとなるよう、 <u>事実上の合意形成を図る形で進めていくことが必要ではないか</u> 。そういう意味でも、この国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の仕組みで議論をさせていただいているのはありがたい。いずれにせよ、共通申請項目等については、何らか形で示さなければならないものと考えている。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
11	① 入札参加資格審査システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（事務の共同化）」 共通審査については、自動化できる余地はあるか。 →できる限り自動化したほうがいいと思うが、費用対効果など総合的に判断することになるのではないか。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
12	① 入札参加資格審査システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（事務の共同化）」 事務の共同化を見越した、広域又は全国的な共通システムの整備のあり方について、年度末の共通化推進方針には、どこまで書き込めるか。 →今の状況から見て、3月の段階でいつ何ができるかを明確に申し上げるのは難しいが、記載できない場合でも、なぜ難しいか、その理由を明記することや、将来的に目指すことについて、説明できるようにしておきたい。	○	×	—	1-1

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
13	① 入札参加資格審査システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「(国の情報を共有すること)」 入札参加資格や審査基準、資格者名簿を国と地方が共有することと、 <u>システムの共通化や事務の共同化はどのように考えればいいか。</u> →各自治体で共通している項目については、全団体が個別に審査する必要はないと考えている。 他方、国の入札参加資格審査の基準に基づき申請されたデータを自治体に共有したとしても、自治体は指名競争入札を実施している団体も多く、必要なデータが不足する。 実際に、県単位で共通化している場合においても、共通化できる部分については共通審査を実施するが、共通化できない申請項目等については、各団体で審査する形になっている。 以上を踏まえると、地方全体での共通化を目指しつつ、自治体ごとにバリエーションを残すことになると考えている。 ・運用までの話に踏み込む必要性を再認識した。 →国の情報を地方と一緒に共有するのは、もう少し先のステップではないか。まずは、地方のばらつきを調整する方が先ではないか。	○	×	—	1-1
14	① 入札参加資格審査システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「(後続手続きとの連携)」 契約事務について検討した経験から言えば、一部分のシステム化、共通化だけではなく、全体を俯瞰したものを考える必要があるのではないかと。他方で、現状は、全国それぞれバラバラで、様々な方式で実施しているため、全て全国的に共通化することはハードルが高いと感じる。そうした観点でいくと、共通化を目指す部分やスケジュールなどを、推進方針案で明確に示してもらえると、その後、自治体側も先を見通した検討ができるのではないかと。可能な範囲で対応をお願いしたい。 →予見可能性を高めることが非常に重要と認識。自治体においては、調達関連システムを調達する時に手戻りが生じないよう、国の動きを横目で見ながら、調達する範囲や時期をどのようにするかを考えなければいけないとの御指摘と受け止めた。国側が突然に結論を言い切ることは難しいかもしれないが、できる限り配慮しながら考えていきたい。	○	×	—	1-2
15	① 入札参加資格審査システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「(電子申請に対応できない事業者への対応)」 ・電子化やオンライン化に対応できない中小事業者が申請又は契約の相手方となる場合が多々あるため、電子申請と紙申請が一定期間併用となる場合が多いものと想定される。そうした事業者の電子申請等をサポートする仕組みについても合わせてご検討いただきたい。 →今まで紙で対応してきており、急にはデジタルに移行できない事業者も多いと認識。行政書士によるサポートも考えられるのではないかと。他方、社会全体としては、デジタルに転換していく事業者が増えることは必要なことであると思うので、そのために国としてできること、自治体に支援できることを考えていきたい。 ・紙と電子のダブルトラックは皆が不幸になるので、電子で行うことを原則とし、対面でもオンラインでやる世界を目指していただきたい。 ・共通化の検討の中で、事業者から話を聞く機会は設けているか。 →今年の検討会の立ち上げの際に、経済界からヒアリングする機会を設け、日本経済団体連合会や全国中小企業団体中央会など、主要な経済界の皆様から意見を頂戴した。いずれにしても、経済界の関心も高いことから、地方公共団体の意見も聞きつつ、並行して節目で経済界の意見も聞きながら、引き続き丁寧に検討していきたい。	○	×	—	1-1
16	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入札参加資格審査システムについては、事務の広域化と併せてシステムを共通化することによって、官民ともに大きな事務の効率化が見込めることから、令和6年度共通化の対象としていただくようお願いします。	(c)抽象的なもの	—	—	×
17	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入札参加資格審査は、申請を行う事業者はもちろん、審査を担当する自治体職員の負担も相当大きく、事務負担が軽減されるシステムの開発を望みます。	○	○	p.2 「2 (2)ア(4)行政の効率化」 入札参加資格審査申請システム等を整備していない地方公共団体にとっては、申請の受付を電子化・オンライン化することによって、紙媒体の申請書の受付処理や審査結果のデータ入力等の審査に係る事務負担が軽減される。	×
18	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通化したシステムの導入以降も、総務省が主導しリーダーシップを持って管理・運用・調整に当たるとともに、地方自治体ごとの判断に任せる取り扱いを行わない方針を策定されたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応策」 4段落目 このため、全国単位の共通システムの整備の実現に向けては、引き続き、これらの課題について、地方公共団体の意見をよく聞きながら、その実現可能性を含めてさらなる検討を進めていく必要がある。	×
19	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本県では「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき総務省からの各種通知や照会等に対応しながら、共通化に向けた事前作業を行っている。	(c)抽象的なもの	—	—	×
20	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	全国共通システムにおける利用者として都道府県や市町村等の普通地方公共団体のみを挙げているが、一部事務組合等の特別地方公共団体についても利用者に加える必要があると考える。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
21	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通システムとして1か所に申請が集約される場合、サイバー攻撃のリスクが高くなり、情報漏洩等の問題が起こることが懸念されるため、高いセキュリティ性を常に担保していただきたい。	(c)抽象的なもの	—	—	×
22	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	各自治体により異なる有資格業者の格付や格付の元となる評点の算出方法を統一する方法について今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
23	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入札参加資格審査（特に建設工事）については、各行政庁独自の審査項目が設けられており、その項目も多岐に渡っているため、審査項目の標準化や共通システムの仕様の決定にあたっては、事前に十分な調整が必要と考えます。このため、安易に共通システムの運用開始時期等を決めるのではなく、調整の進捗等を考慮して柔軟な対応をしていただきたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応策」 2段落目 これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。	×
24	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入札参加資格審査（特に建設工事）については、各行政庁独自の審査項目が設けられており、その項目も多岐に渡っているため、審査項目の標準化や共通システムの仕様の決定にあたっては、事前に十分な調整が必要と考えます。このため、安易に共通システムの運用開始時期等を決めるのではなく、調整の進捗等を考慮して柔軟な対応をしていただきたい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
25	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本県の入札参加資格審査は、独自の審査項目があること及び審査項目の変更が比較的頻繁に行われる傾向にあることから、共同利用する場合に導入されるシステムは、それらに対応できる柔軟性の高いものである必要があります。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
26	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入札参加資格審査システムを統一することには概ね賛成。 しかし、審査項目については、今存在する項目をそのまま採用するのではなく、固定観念を捨てて本当に必要な項目かどうかを見極めたうえで設定して頂きたい。 例えば、経営状況を確認するための確認書類については、赤字の会社は入札参加資格を認めないという取扱いにしているのであれば必要であるが、そうでなければ求める必要はないと考える。 また、国の全省庁統一資格並に申請項目が設定されると、本県が求めている申請項目よりも多いことから、多くを占める中小地場企業・個人事業主への負担が増大することが予想されるため、統一システムへの参加が困難となる。 さらに、統一システム導入後は、各自治体で運用している入札システム等との連携が必要となるが、様々なシステムとの連携が容易に行える設計となるようにして頂きたい。	○	○	p.3 「2 (2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ」 （1・2 ポツ目） ・地方公共団体の既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等を伴うものであり、また、その改修範囲や内容が地方公共団体ごとに異なること ・地方公共団体ごとに異なる申請項目・必要書類や申請方法（入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、申請方式等）について必要な範囲で共通化すること	×
27	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	全国共通システム導入の際に、地方公共団体が独自で設定している入札参加資格審査における提出資料等について配慮いただきたい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」」（令和7年3月）参照。	×
28	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入札参加資格申請については、地方自治法施行令第167条の5により普通地方公共団体の長が必要な資格を定める。共通化を実施した際は、それに加えて担い手3法への対応等、国として入札の受注者に求める情報を入力する様式にすることで、効率的に全国のデータを収集できるのではないだろうか。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
29	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムだけでなく、入札資格審査の効率化を図るために、入札資格や審査基準、資格者名簿についても国と地方が共有できるよう制度等の見直しについても検討いただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
30	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入札参加資格の申請手続が各自治体によって異なる現状について、申請手続きの共通化によってどのように対応するか方針を決定したうえで、共通システムの導入の可否・仕様を検討していただきたい。 とりわけ、入札参加資格の「有効期間」、「申請時期」については、自治体によっては4年以上の長期の有効期間や、年度途中での追加登録に対応できる申請時期を設定して運用している例もあることから、各自治体の「有効期間」、「申請時期」の違いに対応できるシステムの構築をお願いする。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」」（令和7年3月）参照。	×
31	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	各自治体の申請ページを容易に作成できるシステムを構築していただきたい。例えば、標準化で定めた申請項目の一覧から各自治体が必要とする項目を選択すれば、その自治体専用の申請ページを自動で構築できるなど、自治体側の作業負担が低いシステムが望ましいと考える。ただし、自治体独自の申請項目が必要なケースも考えられるため、それに対応するためのカスタマイズ機能も必要であるとする。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」」（令和7年3月）参照。	×
32	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	公共工事においては、建設業許可（500万円以上の工事）及び経営経営事項審査結果が必要であるため、入札参加資格審査システム（建設工事）においては、建設業許可及び経営事項審査結果の最新情報を取り込み、入札参加資格を申請しようとする建設業者が、当該許可及び審査結果を有する業種しか入札参加希望業種として選択できないようにしてほしい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」 …地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。 これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。	×
33	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	自治体によっては、経営事項審査の完成工事高又は技術者数の大小により希望業種の制限（建設工事）をしたり、希望業種数を制限（建設工事、建設コンサル、物品調達等）しているので、各自治体の設定（しきい値）により制限の範囲でしか希望業種の選択ができないような機能を実装したほうがよい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」 …地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。 これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。	×
34	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請時期を統一する場合は、発注の繁忙期となる3月から5月は避けてほしい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」」（令和7年3月）参照。	×
35	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請時期を統一する場合は、登録期間の切れ目が発生する可能性がある。切れ目が発生しても支障ない旨の方針等を事前に示してほしい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」」（令和7年3月）参照。	×
36	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入札参加資格審査における共通審査終了後に実施する地方公共団体毎の個別審査についても、共通審査と同様に全国共通システムで実施できるよう配慮いただきたい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」」（令和7年3月）参照。	×
37	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	今後当県では入札参加資格審査における提出書類の電子化を予定しているが、全国共通システムを導入する場合も書類提出の電子化対応についてご配慮いただきたい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」」（令和7年3月）参照。	×
38	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	当県では現在資格の有効期限は3年間であるが、全業者のうち1/3の業者に対して資格の更新手続きを毎年行っている。システムの導入により定期審査のタイミングも共通化されるかどうかは、総務省の各種照会から読むことができなかったが、3年に一度全業者の定期審査を行うこととなった場合、体制の面で非常に困難となるため、その点の配慮をお願いしたい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」」（令和7年3月）参照。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
39	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・他にも、本市では2年に1度必ず更新が必要になるため、業者の負担、また本市の事務手間も考慮し、簡素化できるところは簡素化し、デジタル化できるところはデジタル化するなど様々な対策を行ってきました。また、業種区分は本市の状況に合った項目の設定を行い、それをもとに契約管理システムも修正し改善してきました。本市の現状に鑑みると共通化されることで手間も増え、業者（市内の小さな個人商店等）も新たなことに対応する必要がでてくることでハードルがより高くなるように感じています。こうした状況を踏まえ、共通化されるとしたら国への申請をもって名簿への登録が完了する仕組みを作っていたなど大きな事業でない、本市においてはメリットがございません。様々な角度・観点からご検討いただきたいと思います。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
40	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本項目の入札参加資格の範囲は、建設工事・測量・コンサルタント及び物品・役務等の名簿の両者を対象にしてほしい。	○	○	p.3 「3(1)共通化を進める上での課題と対応方策」 …地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。 これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。	×
41	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	建設工事における発注種別の分類は今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	○	○	p.3 「3(1)共通化を進める上での課題と対応方策」 …地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。 これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。	×
42	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	総務省の検討会において、物品・役務等における入札参加資格審査のみを共通化することとされているが、当県では現在同一システムで処理しており、全国共通システムにおいて建設工事等の入参加資格審査についても対象としないと、かえって事業者の負担増加につながると思われる。	○	○	p.3 「3(1)共通化を進める上での課題と対応方策」 …地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。 これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。	×
43	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在当課の入札は2件/年（随意契約を除く）あり、 <u>入札件数が少ない部署でも業務効率化の観点から有効に活用できるシステムを希望する。</u> また将来的に全ての入札事務が電子化されることを見据えたシステムを希望する。	○	○	p.3 「3(1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
44	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在当課の入札は2件/年（随意契約を除く）あり、 <u>入札件数が少ない部署でも業務効率化の観点から有効に活用できるシステムを希望する。</u> また将来的に <u>全ての入札事務が電子化されることを見据えたシステムを希望する。</u>	○	○	p.2 「2(1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」 <u>」（令和7年3月）参照。</u>	×
45	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通化により業者の負担の削減に有効であると考えられる。「共通化の対象選定に向けた令和6年度の作業依頼について（案）」にも「審査以降の後続の手続きのデジタル化を念頭に入れながら」と記載があるように、当県では競争入札参加資格者名簿を財務会計システムで管理しているため、入札参加資格審査システムから財務会計システムへデータの共有ができる機能があると、当県の資格審査業務もオンライン上で完結することになり効率化が図られるため、検討をお願いしたい。	○	○	p.2 「2(1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」 <u>」（令和7年3月）参照。</u>	×
46	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	対象候補の提案募集の段階では、「財務会計業務」や「調達関連事務」など会計事務について広く提案があった。会計事務についても「入札参加資格の審査以降の後続の手続」に含めて共通化してほしい。	○	○	p.2 「2(1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」 <u>」（令和7年3月）参照。</u>	×
47	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	意見照会の資料によれば、「①入札参加資格審査」後は「②入札の公告」のフローとなっている。入札参加資格申請後の認定、審査結果通知、名簿公表、業者情報管理の機能を、入札参加資格審査システムに実装してほしい。 実装頂ける場合、業者情報の項目（指名停止の有無や期間、指定給水装置工事業者、優秀工事表彰業者など）は自由に設定できるようにしてほしい。	○	○	p.2 「2(1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」 <u>」（令和7年3月）参照。</u>	×
48	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入札参加資格審査に伴い、提出書類については自治体ごとに何が必要であるかを記載した添付書類を付けて業者に周知するようにしてほしい。 （申請項目は統一で良いが、必要書類については項目を作らず、システムへの自由添付として申請自治体ごとに必要な書類を添付するようにする）	○	○	p.2 「2(1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」 <u>」（令和7年3月）参照。</u>	×
49	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	全国の地方公共団体がJACICの電子入札コアシステムをベースにした電子入札システムを使用しており、当県も同様である。全国共通システムを導入する際は、電子入札システムと入札参加資格審査システムとの連携についてご検討いただきたい。	○	○	p.2 「2(1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」 <u>」（令和7年3月）参照。</u>	×
50	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	1 共通化範囲について、システムの設計において、どの程度の項目を共通化するかという点が大きな論点となる。全ての項目を共通化することで、システムの運用が効率化されるが、自治体独自の制度や運用に対応できなくなる可能性がある。 2 システム連携について、既存のシステムとの連携や、新しいシステムへの移行は、技術的な課題だけでなく、コストや期間も問題となる。 3・4 略 5 既存システムとの整合性について、既存のシステムとの連携が難しい場合、システムの入れ替えや、新たなシステムの開発が必要になる。 6～9 略	○	○	p.3 「2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ」 ・地方公共団体の既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等を伴うものであり、また、その改修範囲や内容が地方公共団体ごとに異なること ・地方公共団体ごとに異なる申請項目・必要書類や申請方法（入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、申請方式等）について必要な範囲で共通化すること	×
51	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	1・2 略 3 利用者の利便性について、申請を一元化することで、事業者の事務負担を軽減することができるが、システムの操作性や、必要な情報量の増加が、新たな負担となる。 4～9 略	○	○	p.2 「2(2)ア(イ)行政の効率化」 入札参加資格審査申請システム等を整備していない地方公共団体にとっては、申請の受付を電子化・オンライン化することによって、紙媒体の申請書の受付処理や審査結果のデータ入力等の審査に係る事務負担が縮減される。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
52	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	1～3 略 4 コストについて、システムの導入・運用には、初期費用だけでなく、保守費用や人件費など、継続的なコストがかかる。費用対効果を十分に検討する必要がある。 5～7 略 8 コスト分担について、システムの導入・運用にかかる費用を誰が負担するのかという点は、自治体間の合意形成が重要である。 9 略	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3・4段落目 既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。 このため、全国単位の共通システムの整備の実現に向けては、引き続き、これらの課題について、地方公共団体の意見をよく聞きながら、その実現可能性を含めてさらなる検討を進めていく必要がある。	×
53	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	1～5 略 6 自治体間の連携について、異なるシステムや運用方法を持つ自治体間の連携は、調整に時間を要し、費用もかかる。 7～9 略	(c)抽象的なもの	—	—	×
54	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	当県では既に県及び県内全市町村が入札参加資格審査と物品・役務等や建設工事等の入札をシステム共同利用で行っているところであり、入札参加資格審査システムが共通化となった場合であっても、事業者及び地方公共団体の負担が増えないよう配慮いただきたい。	○	○	p.3 「2 (2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ」 各地方公共団体における既存システムの改修コストや、当該共通システムの機能等に係る地方公共団体間の調整コストが大きくなることが想定される。 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
55	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	当県では入札参加資格審査、電子入札等を一体としたシステムを運用しているため、入札参加資格審査システムのみが共通化となった場合には、電子調達システムの改修ないし再開発が必要となるが、その際の費用についてご配慮いただきたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 (略) また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
56	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	当県では入札参加資格審査、電子入札等を一体としたシステムを県内全市町村と共同利用している。全国共通システムの移行につき、地方公共団体のトータルコストや事務負担が増加しないようにご配慮いただきたい。	○	○	p.3 「2 (2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ」 各地方公共団体における既存システムの改修コストや、当該共通システムの機能等に係る地方公共団体間の調整コストが大きくなることが想定される。 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
57	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	○既登録事業者は県内のみで営業する者が多数であり、県としても入札参加資格者名簿閲覧システムや財務会計システムなどの連携済みのシステム改修が必要になるなど、登録事業者、自治体どちらにとっても既存の申請様式及び申請システムを変更するメリットがない。（当課題は総務省の照会（令和6年3月8日付総行第116号）で回答済み。） ○国で統一の申請システムを構築されるのであれば、各自治体の上記の既存システム等と容易に連携できる仕組み（データアウトプット機能など）または名簿閲覧システムも含めた統一化が必要であり、更には、申請事業者に国税の未納がないこと及び役員に暴力団関係者がいないことなどの審査事務を国がまとめて行うのであれば、自治体にとってメリットが出てくると考えられる。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
58	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	○既登録事業者は県内のみで営業する者が多数であり、県としても入札参加資格者名簿閲覧システムや財務会計システムなどの連携済みのシステム改修が必要になるなど、登録事業者、自治体どちらにとっても既存の申請様式及び申請システムを変更するメリットがない。（当課題は総務省の照会（令和6年3月8日付総行第116号）で回答済み。） ○国で統一の申請システムを構築されるのであれば、各自治体の上記の既存システム等と容易に連携できる仕組み（データアウトプット機能など）または名簿閲覧システムも含めた統一化が必要であり、更には、申請事業者に国税の未納がないこと及び役員に暴力団関係者がいないことなどの審査事務を国がまとめて行うのであれば、自治体にとってメリットが出てくると考えられる。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
59	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	○既登録事業者は県内のみで営業する者が多数であり、県としても入札参加資格者名簿閲覧システムや財務会計システムなどの連携済みのシステム改修が必要になるなど、登録事業者、自治体どちらにとっても既存の申請様式及び申請システムを変更するメリットがない。（当課題は総務省の照会（令和6年3月8日付総行第116号）で回答済み。） ○国で統一の申請システムを構築されるのであれば、各自治体の上記の既存システム等と容易に連携できる仕組み（データアウトプット機能など）または名簿閲覧システムも含めた統一化が必要であり、更には、申請事業者に国税の未納がないこと及び役員に暴力団関係者がいないことなどの審査事務を国がまとめて行うのであれば、自治体にとってメリットが出てくると考えられる。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
60	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入札参加資格の申請項目が膨大かつ複雑であれば、審査側及び事業者側ともに、システムを共通化するメリットはあるが、現在の「物品製造等」に係る申請項目はそのような状況にない。 独自システムより、システムを共通化した方がトータルコスト（構築費用、保守管理、サーバーリース料等）を最小化できるのか十分な検証が必要と考える。 本県（物品製造等）では、原則として総務省が示す標準仕様を採用し、また、電子申請システムは、デジタル担当部局が運営する既存システムを活用していることから、新たな共通システムの導入はコスト増となる。 また、本県では、入札参加資格審査は、「建設工事」、「物品製造等」、「役務」に分類され、それぞれ目的が異なることから、申請項目も異なり、複数の入札参加資格を必要とする事業者も少ない。また、それぞれに共通する申請項目は少なく、共通化するメリットは少ない。	○	○	p.3 「2 (2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ」 各地方公共団体における既存システムの改修コストや、当該共通システムの機能等に係る地方公共団体間の調整コストが大きくなることが想定される。 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
61	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本県では、既に電子申請システムを導入しているため、新たな共通システムを導入する際のデータ移行は簡易でスムーズなものとしていただきたい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
62	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	工事・設計・コンサルタントの入札参加資格審査については、経営審査事項や建設業許可、納税確認等様々な公共団体への確認事項がある。 本県では、経審情報のデータベースと入札参加資格申請システム上で紐付けするようになっているが、共通化はそのような横の繋がりも含めて行っていただきたい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
63	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市では、電子入札システムを導入済みである。入札参加資格審査システムから電子入札システムや財務会計システムへ事業者データ連携の仕組みも併せて検討いただきたい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
64	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在、県を始めとする市町村と関連団体で共同で運用している共同システムにおいて入札参加申請を行っている。 全国規模での標準化やシステム化で機能改善やコスト減が見込めるなら共通化に賛同するが、現システム負担金以上の支出は困難と思われる。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 (略) また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
65	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	既に東京都内の共同運営サービスで自治体共通の資格審査を行っているため、移行する際に機能の低下などが無いようにご検討いただければと思います。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
66	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査について」では、共通システムにおいて、申請を受け入れた後、申請資料を①メールで各地方公共団体に転送する、②各団体がダウンロードするの対応の可否について回答しているところありますが、いまだ詳細が不明な状況です。このため、システムの全容が不明な状況では、対応の可否およびトータルコストの最小化の具体的な方法についての判断が難しいと考えます。 そもそも①②について、方向性としての疑問は残るところです。各事業者のデータについては、データ化して連携できなければ、各市町においてデータ活用ができずデジタル化の推進とは言い難く、現時点データ化している当市からすると逆行すると考えております。 PDFファイルについては、共通化し、入力されたデータの整合性の確認のための付属資料に過ぎないという整理をして、共通化のシステムを整備を進めてもらいたい。 現段階で想定される課題点としては、以下の点が挙げられます。 ①本市では、入札参加資格審査システムと契約管理システムを一体的に同一業者に保守委託しており、入札参加資格審査システムのみを先行して共通化されると既存の契約管理システムとの連携ができなくなるため、 <u>各システム間の連携調整・改修を事前に行う必要があること</u> ②地方公共団体の中には、 <u>新たに同システムを導入したばかりであり、長期での契約を締結している団体は、すぐに契約解除できない可能性があること</u> ③ 略 から、実際のシステム共通化については、 <u>短期間での移行ではなく、中長期（5～10年程度）かつ地方公共団体が任意の判断で移行の</u>	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 （略）また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。 p.3～4 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」5段落目 （略）共通システムの整備は、地方公共団体の複数の個別システムの改修を伴うことが想定されるものであり、その具体化に向けたスケジュールについては、地方公共団体の現場において対応可能なものとなるよう、システム標準化の進捗状況も考慮しながら検討すべきものであることに留意する必要がある。	×
67	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査について」では、共通システムにおいて、申請を受け入れた後、申請資料を①メールで各地方公共団体に転送する、②各団体がダウンロードするの対応の可否について回答しているところありますが、いまだ詳細が不明な状況です。このため、システムの全容が不明な状況では、対応の可否およびトータルコストの最小化の具体的な方法についての判断が難しいと考えます。 そもそも①②について、方向性としての疑問は残るところです。各事業者のデータについては、データ化して連携できなければ、各市町においてデータ活用ができずデジタル化の推進とは言い難く、現時点データ化している当市からすると逆行すると考えております。 PDFファイルについては、共通化し、入力されたデータの整合性の確認のための付属資料に過ぎないという整理をして、共通化のシステムを整備を進めてもらいたい。 現段階で想定される課題点としては、以下の点が挙げられます。 ①・② 略 ③総務省からの「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通の申請方法のたき台に関する意見照会」の中で入札参加資格の有効期間について検討いただいており、たき台においては共通化する有効期間を「3年」としているが、「2年」で運用している地方公共団体等もあり、 <u>一斉に共通化すると審査事務を本来の審査対象年以外の年に行う必要性がでてくること</u> から、実際のシステム共通化については、 <u>短期間での移行ではなく、中長期（5～10年程度）かつ地方公共団体が任意の判断で移行のタイミングを決定できるよう検討いただきたい。</u>	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。	×
68	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市において、電子システムを通じた申請受付をおこなっており、申請項目も市独自の市民従業員数なども把握できるようにしている。 障害者雇用者数、消防団員数なども把握し、そうした内容を反映させた格付を、システム上で実施している。 名簿はシステム上で管理され、代表者変更や受任者変更等の変更届もシステムで受付し、名簿に即時反映をさせている。 そのシステムでのデータは連動されており、入札事務の名簿の作成、業者選定、通知などの入札の実施を監理するシステム上で構築されている。 また入札後の契約事務（変更契約、検査事務等）もすべてシステムで管理しており、いわば関係する入札や契約すべての業務が、パッケージ化された状況で、本市の業務が行われている現状がある。 <u>審査項目の統一、受付の統一をおこなう共同化は非常に利便性が高いものと考えられるが、一方で入札事務、契約管理事務のシステム構築が連動しないため、システムの大規模改修が必要になることが見込まれる。また改修費用も非常に高額になると考えられる。</u> 入札参加資格、入札事務、契約管理事務のすべてをパッケージ化されたシステムを利用している自治体をほかにも多数あると聞いており、 <u>改修や改修できるまでの人的労務コストなど、行政コストとしては非常にコスト高となり、その部分までを考慮した上で検討していただきたい。</u>	○	○	p.3 「2 (2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ」 各地方公共団体における既存システムの改修コストや、当該共通システムの機能等に係る地方公共団体間の調整コストが大きくなることが想定される。 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
69	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・本市では申請受付を市オンライン申請システム（本市で全庁的に利用している独自の申請システム）を活用して行っており、審査後は契約管理システム（業者情報や契約情報を管理するシステム）もあるため、共通化されると新たなシステムの導入費や改修費が必要になることが見込まれます。本市の財政状況では全額補助が出ないに対応できません。共通化への理解は示しますが、トータルコストの最小化を図るにはあまりにも金銭的課題が山積していると考えます。各団体の状況に対応した仕組みが作成できるのか、その作成した仕組みを活用するために必要な経費を用意できない団体には何かしら対応がなされるのか。十分にご検討いただきたいです。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 （略）また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
70	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	建設工事・測量コンサルにおける入札参加資格審査システムの導入時期は、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」 …地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。 これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。	×
71	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	地方公共団体が負担する入札参加資格審査システムの導入や運用にかかる費用は、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 （略）また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
72	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	既に独自で入札参加資格審査システムを導入している自治体が共通システムに切り替えられるよう支援をお願いしたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 （略）また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
73	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	既に申請システムを構築し他の基幹システムとデータ連携している場合、共通化システムを利用することは金銭的時間的に莫大なコスト増となるため、選定の際は国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第1回）の資料5（作業依頼）にある「その際、既にシステムを導入している地方自治体にとっての共通化後の調整コスト等や入札参加資格の審査以降の後続の手続のデジタル化を念頭にいれながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。」について、共通システム稼働後に申請システム移行準備期間を5年以上等十分に設定し、連携する他システム改修費用について無期限で全額補助する等、負担増コスト増とならない明確な方針が出せることを前提に選定されたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 （略）また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
74	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市は既にシステムを導入済みであるため、共通化に伴うシステム改修費用の補助を行っていただきたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 （略）また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
75	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムの導入・運用にはそれなりの費用がかかるものと想定しており、財源の確保について難航することが予想されるため、利用しやすい交付金制度など、国からの支援を検討してほしい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 （略）また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
76	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	新たな共通システムを導入する際のコストに対しての支援措置をご検討いただきたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」3段落目 （略）また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
77	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	各自治体の新規システムの大まかな年間使用料について、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
78	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在、総務省では、総務省職員と地方公共団体職員とで構成する「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」（以下「実務検討会」という。）を開催し、入札参加資格審査の共通の申請項目等や申請方法（入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、受付方法等）、広域又は全国的な共通システムの整備の方向性について検討していると理解しており、本市にも意見照会がある状況です。 推進方針案を策定するにあたっては、実務検討会での検討内容を踏まえた上で、単なるシステムの共通化だけではなく、事務の広域化を含めた最終的な入札参加資格審査事務の在り方を念頭に置いたものとしていただくようお願いします。	○	×	—	1-1
79	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本県では、本県と県内市町村（指定都市を除く）、公社、事務組合等により協議会を構成し、その中の事業として入札参加資格申請システムを運用している。 そして、協議会の複数の団体に入札参加資格申請を行う場合は、その中の1団体を代表審査自治体として審査を行っている。 全国規模で共通化を実施した場合、県境を越えた申請が起こりうるが、効率的な事務作業のために共通化した申請の審査事務の在り方も考えていただきたい。	○	×	—	1-1
80	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入札参加資格審査における共通審査は、国と地方公共団体のどちらが実施するのか。または、それ以外の任意団体や民間への委託等を想定しているのか、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	○	×	—	1-1
81	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入札参加資格審査において、電子化やオンライン化に対応できない事業者にも配慮いただきたい。	○	×	—	1-1
82	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	物品調達に関する登録事業者の中には、高齢者が個人経営している零細企業もあり、電子申請に対応できない事業者も存在する。入札参加資格登録が電子申請のみではなく、実情に応じ、紙での申請を行えるよう柔軟なシステム構築を希望する。	○	×	—	1-1
83	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	離島などの小規模自治体においては零細企業からの申請が多く、システムでの申請に不慣れなため、業者の負担増や申請自体を控えることが懸念されるので、入力項目の簡略化やマニュアルの整備などを配慮願いたい。	○	×	—	1-1
84	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	1～6 略 7 利用者への影響について、システムの変更に伴い、事業者の業務プロセスが変わるため、十分な周知とサポートが必要である。 8・9 略	○	×	—	1-1
85	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	1～8 略 9 運用体制について、申請件数の増加に対応するため、審査体制の強化や、人員の配置が必要になる。	○	×	—	1-1
86	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	新たな共通システムを導入するスケジュール策定等について総務省に依頼しているが、各地方自治体への導入サポートについても、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	○	×	—	1-2
87	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	p.3に「全国単位の共通システムを整備するにあたっては、」とあるが事業者の選定に必要な情報の検索性を高めるため、業務実績や技術者数、保有する資格などについて事業者間を横断して容易に検索可能なシステムを整備していただきたい。	○	○	p.3 「3(1)共通化を進める上での課題と対応策」 また、全国単位の共通システムを整備するに当たっては、共通システムの整備・運用の主体や経費負担、機能、地方公共団体の個別システムとの接続方法その他の課題について方向性を整理する必要がある。（略） このため、全国単位の共通システムの整備の実現に向けては、引き続き、これらの課題について、地方公共団体の意見をよく聞きながら、その実現可能性を含めてさらなる検討を進めていく必要がある。	×
88	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	p.3に「全国単位の共通システムを整備するにあたっては、」とあるが、全国共通の登録内容（会社所在地や代表者名、履行実績等）と各自治体ごとの登録内容（契約権限の委任先や自治体ごとの参加希望業種）を分けた上で、可能な限り全国共通の登録内容を増やしていただきたい。	○	○	p.2 「2(1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化―）」（令和7年3月）参照。	×
89	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	各自治体ごとで運用方法やシステム構成が異なっており、共通化に対応した既存システム改修の時期についても自治体によって異なることが想定されます。共通化システムのデータやファイルの出力・連携方法については、システム構成の違いやシステム改修の過渡期でもあっても運用ができるように考慮していただきたい。	○	○	p.3 「3(1)共通化を進める上での課題と対応策」 また、全国単位の共通システムを整備するに当たっては、共通システムの整備・運用の主体や経費負担、機能、地方公共団体の個別システムとの接続方法その他の課題について方向性を整理する必要がある。（略） このため、全国単位の共通システムの整備の実現に向けては、引き続き、これらの課題について、地方公共団体の意見をよく聞きながら、その実現可能性を含めてさらなる検討を進めていく必要がある。 （略）共通システムの整備は、地方公共団体の複数の個別システムの改修を伴うことが想定されるものであり、その具体化に向けたスケジュールについては、地方公共団体の現場において対応可能なものとなるよう、システム標準化の進捗状況も考慮しながら検討すべきものであることに留意する必要がある。	×
90	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	p.3に「全国単位の共通化システムの整備の実現」とあるが、すでに入札参加申請をシステム化している当県において、共通基盤による申請への切り替えは結果的に事業者や契約部署への利便性を場合により低下させることが想定されるため、申請種目等のデータ切り分けを行い、経営事項審査対象事業者と同様に共通基盤から流用するデータを参照できるようにしつつ、分離分割発注や適正な業者選定が行えるように当県独自の種目品目等データや機能を加えて参加申請でき業務に支障が発生することのないようにすることも考慮していただきたい。	○	○	p.2 「2(1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化―）」（令和7年3月）参照。	×
91	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	p.3に「全国単位の共通化システムの整備の実現」とあるが、すでに入札参加申請をシステム化している当県において、共通基盤による申請への切り替えは結果的に事業者や契約部署への利便性を場合により低下させることが想定されるため、申請種目等のデータ切り分けを行い、経営事項審査対象事業者と同様に共通基盤から流用するデータを参照できるようにしつつ、分離分割発注や適正な業者選定が行えるように当県独自の種目品目等データや機能を加えて参加申請でき業務に支障が発生することのないようにすることも考慮していただきたい。	○	○	p.2 「2(1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化―）」（令和7年3月）参照。	×
92	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	公共工事においては、建設業許可（500万円以上の工事）及び経営経営事項審査結果が必要であるため、入札参加資格審査システム（建設工事）においては、建設業許可及び経営事項審査結果の最新情報を取り込み、入札参加資格を申請しようとする建設業者が、当該許可及び審査結果を有する業種しか入札参加希望業種として選択できないようにしてほしい。	○	○	p.3 「3(1)共通化を進める上での課題と対応策」 （略）地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。 これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。	×
93	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	自治体によっては、経営事項審査の完成工事高又は技術者数の大小により希望業種の制限（建設工事）をしたり、希望業種数を制限（建設工事、建設コンサル、物品調達等）しているため、各自治体の設定（しきい値）により制限の範囲でしか希望業種の選択ができないような機能を実装したほうがよい。	○	○	p.3 「3(1)共通化を進める上での課題と対応策」 （略）地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。 これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
94	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	本市は既にシステムを導入済みであるため、共通化に伴うシステム改修費用の補助を行っていただきたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」 3段落目 (略) また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
95	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	システムだけでなく、入札資格審査の効率化を図るために、入札資格や審査基準、資格者名簿についても国と地方が共有できるよう制度等の見直しについても検討いただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
96	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	各自治体における既存システムの改修コストが大きくなると想定されるため、共通化に伴う発生コストに関する補助金交付の方針も示していただきたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」 3段落目 (略) また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
97	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	p.3に「一体的に検討し取組を進めていく」とあるが、入札参加資格の有効期間に課題がある。実務検討会において、物品・役務等の資格の有効期間は3年とすることが適当とされているが、建設工事等の当該有効期間を現在の2年から3年に変更する場合、業者は格付けを上げる機会が減少するため、不満が生じることを考慮していただきたい。また、有効期間を3年とし、個別の入札時に経営事項審査結果通知書により経営状態の把握を行うとする場合、事務負担の大幅な増大が懸念される。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」 (略) 地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。 これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。	×
98	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「システム改修に係る経費が生じることを踏まえ」とあるが、共通化に起因する既存システム及び既存システムと連携されていた内部システムの改修費用について、十分御配慮いただきたい。本県の場合、入札参加資格申請や電子入札に係るシステムを県内市町村と共同で整備しており、改修するのであれば、県のみならず市町村にも費用負担が発生する。また、別途県内部のシステムも存在するため、改修費用の負担が課題である。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」 3段落目 (略) また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
99	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	遺漏なきよう十分にご配慮いただきたい。	(c)抽象的なもの	—	—	×
100	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「課題について方向性を整理する必要がある」とあるが、補助・交付金等の予算措置を考慮していただきたい。また、各市町村はシステム導入に際し、それぞれが入札等の方法でシステム構築業者を決定していると考えられ、使用するシステムに互換性は無い、若しくは非常に低い可能性が高い。このことから、地方公共団体の個別システムとの接続については、異なる業者間の協力について、システム保守業者に対し、政府から強い後押しを行うことも考慮していただきたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」 3段落目 (略) また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
101	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「課題について方向性を整理する必要がある」とあるが、補助・交付金等の予算措置を考慮していただきたい。また、各市町村はシステム導入に際し、それぞれが入札等の方法でシステム構築業者を決定していると考えられ、使用するシステムに互換性は無い、若しくは非常に低い可能性が高い。このことから、 <u>地方公共団体の個別システムとの接続については、異なる業者間の協力について、システム保守業者に対し、政府から強い後押しを行うことも考慮していただきたい。</u>	○	○	p. 3 「2 (2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ」 各地方公共団体における既存システムの改修コストや、当該共通システムの機能等に係る地方公共団体間の調整コストが大きくなることが想定される。 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」 3段落目 (略) 既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
102	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	本市では、工事・コンサルは県の共同受付システムを利用しており、将来的には物品も県下で共通のシステムになる可能性がある。県の共同受付と内部システムとの連携には大変苦慮している状態であるので、そこも考慮していただきたい。	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」（令和7年3月）参照。	×
103	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「費用対効果についても精査する必要がある」とあるが、自治体の費用負担が既存システムより増えることを防ぐため、連携するシステムの改修にかかる費用も併せて検討を進めていただきたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」 3段落目 (略) また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
104	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	すでに資格申請システムを構築しているため、 <u>共通システムとの連携に係るコストやその負担主体について懸念している。</u> 共通システムが既存システムと連携しやすい設計となるよう、十分に検討いただきたい。	○	○	p.3 「3 (1)共通化を進める上での課題と対応方策」 3段落目 (略) また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。	×
105	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	すでに資格申請システムを構築しているため、共通システムとの連携に係るコストやその負担主体について懸念している。 <u>共通システムが既存システムと連携しやすい設計となるよう、十分に検討いただきたい。</u>	○	○	p.2 「2 (1)イ共通化後の姿」 ※総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html 。なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「 <u>地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）</u> 」（令和7年3月）参照。	×
106	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	物品・役務等と建設工事等を同一部署で処理していない自治体についても、共通システム導入後は同一部署でシステムを運用する必要があるのか、明らかにしていただきたい。	(d)団体固有の事情	—	—	×
107	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	スケジュール検討にあたっては、各自治体においてはシステム改修の他、共通化にあたり競争入札参加資格の制度・運用改正といった対応も必要となる。そのため、単にシステム改修のみで検討するのではなく、その他対応も考慮したうえで検討すべきものとしていただきたい。	○	×	—	1-2
108	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	システムの共通化後、申請者及び各自治体の担当者が円滑にシステムを利用できるように、十分なサポート体制（F A Qの作成やヘルプデスクの設置、研修資料の提供等）の構築していただきたい。	○	×	—	1-1
109	① 入札参加資格審査システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	p.3に「地方公共団体ごとに異なる申請項目・必要書類や申請方法（入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、申請方式等）について必要な範囲で共通化する必要がある」とあるが、一方で地元中小企業の受注機会の確保を図ることが求められているので、事務効率化等を目的として共通化を進めることのないようにしてもらいたい。	○	×	—	1-1
110	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	環境省は、デジタル庁と連携し、令和7年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p11~12 イ. 共通化後の姿（共通化パターン等） p16 (2) スケジュール 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p18 イ. 共通化後の姿（共通化パターン等） p21~22 (2) スケジュール	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
111	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、政府全体でe-Govの利用を促進していることを踏まえ、地方自治体の声を聴きながら、環境省とデジタル庁との間の緊密なコミュニケーションを確保されたい。また、環境省は、地方自治体ごとの条例による上乗せ、横出し規制のある環境法令等に係る申請手続において、デジタル庁が環境整備等を実施するe-Govを利用したオンライン申請が可能となるように必要な措置を、デジタル庁は、環境省が実施するe-Govを利用した同手続のオンライン化において、環境省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を、それぞれ検討されたい。<u>そして、これらの取組等により、国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討されたい。</u>	○	×	【水・大気環境局 環境管理課】 p13~16 イ、共通化を進めるための調整コストの大きさ 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p19~20 イ、共通化を進めるための調整コストの大きさ ウ、国・地方を通じたトータルコストの最小化	2-1
112	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省水・大気環境局環境管理課、デジタル庁】 (e-Govに求められる機能) ・ e-Govについては、地方公共団体の電子決裁システムや文書管理システム、その他のシステムなどとの連携ができてメリットがあるので、そのあり方についても検討してほしい。 → 文書管理については、国の場合は公文書管理法に基づいて実施しているところが、地方公共団体で様々な条例が定められているものであり、どういう形で対応できるかは、我々も調べきれていない部分がある。そちらも色々会話をしながら進めていきたい。<デジタル庁>	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 (表中8行目) e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降	×
113	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省水・大気環境局環境管理課、デジタル庁】 (e-Govに求められる機能) ・ 申請届出に本人確認の機能を加えていただきたい。 ・ <u>環境影響評価の手続で提出される情報量が非常に膨大であるので、受け取りが可能になるようにしてほしい。</u> ・ <u>手続が年度をまたぐ場合も対応できるようにしてほしい。</u> → ご要望を伺った上で、アンケートの結果等も踏まえながら、デジタル庁と対応検討していきたい。<環境省> → デジタル庁も、環境省と引き続き会話しながら、より良い方向に行くように進めてまいりたい。<デジタル庁>	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 (表中8行目) e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降	×
114	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、デジタル庁】 (全体像) ・ 廃棄物といっても、一般廃棄物と産業廃棄物の違いもある。産業廃棄物であれば、特定施設の許可や業の許可、その更新、さらには変更届があり、運用においてはマニフェストの関係のやりとりもあると理解。資料の中には、環境省が許可の主体となってe-Govを使用する手続も記載されている。今回の中間報告でスコープとしている手続は何か。 → 資料としては、分権提案があり、処理件数の多い「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に関わる変更届出」をスコープとしているが、今回共通化を検討していくにあたり、資料12ページ目にあるとおり、①から⑥までの業務フロー全体やシステムの全体像を議論する必要があると考えている。<環境省> → 全体像を議論することとで安心した。それを議論しないと部分最適になる恐れがある。例えば、事業者にとってシステムがバラバラになれば逆に不便になる。事業者のカスタマージャーニーなど事業者の視点も入れて、来年度の検討事項になるかもしれないが、推進方針案では、業務フローやシステムの全体像を示していただきたい。 → <u>申請、届出、審査、許可までの業務フロー全体を認識した上でシステムを構築して、段階的に機能拡張し、既存のシステム間の連携が図れるように留意した取組をお願いしたい。</u> → 共通化候補となっている「建築確認電子申請システム等」は、閲覧だけでなく建築確認全体をデジタル化する視点で取り組んでいるので、参照にされたい。	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (ウ)地方公共団体のご意見によるe-Gov機能拡張、改修等の検討 a. 地方公共団体のご意見と、原課の知見を元にe-Govの機能拡張、改修について検討する。	×
115	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省水・大気環境局環境管理課、デジタル庁】 (e-Govに求められる機能) ・ <u>申請届出に本人確認の機能を加えていただきたい。</u> ・ 環境影響評価の手続で提出される情報量が非常に膨大であるので、受け取りが可能になるようにしてほしい。 ・ 手続が年度をまたぐ場合も対応できるようにしてほしい。 → ご要望を伺った上で、アンケートの結果等も踏まえながら、デジタル庁と対応検討していきたい。<環境省> → デジタル庁も、環境省と引き続き会話しながら、より良い方向に行くように進めてまいりたい。<デジタル庁>	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (イ) 本人確認への対応 アンケート調査の結果からも、システム上で届出を受理することで、本人かどうかの確認ができるかどうか不安という声があった。申請者のIDと照会するなどを通じて、システム上からでも本人確認ができるよう対応を行う。	×
116	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省水・大気環境局環境管理課、デジタル庁】 (アンケート調査) ・ 条例による規制対象の違いや、実際に運用する際にデータをどこまで入れて対応できるのか等、検討中とのことなので、よろしく願いたい。年明けに実施するアンケートで、優先順位をつける必要があると考える。 ・ 地方公共団体に対して、オンライン化のニーズや条例に基づく横出しの状況の調査を行うことについて、地方公共団体の事務の実情や意見を丁寧に踏まえて進めていくことに、感謝。 ・ 年明けに実施するアンケートを待って、より具体的に話を進めていきたい。 ・ 年明けに実施するアンケートの結果を踏まえた上で、使い勝手のいいシステムの構築に向けた検討をお願いしたい。 ・ アンケート調査は、具体的にどんなこと聞き、何のために実施しようとしているのか、具体的に教えてほしい。 → 地方公共団体が、どういった手続きで、どういった実装機能が欲しいか、今事務を行う上で課題となっていること、それを解決するにあたっての手段としてオンライン化がいいのかどうか等を聞くことを念頭にアンケートをとりたい。その結果に基づいて、オンライン化で課題が解決できるのであれば、それを実装できるかどうかも含めて、デジタル庁と協議の上検討していくことを考えている。<環境省>	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p7 (イ)システムの導入状況 ・・・ ・環境省とデジタル庁が令和7年1～2月に実施した「環境法令に係る申請・届出システム」に関するアンケート調査（以下、アンケート調査とする。）の結果を踏まえると、・・・	×
117	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省水・大気環境局環境管理課、デジタル庁】 (個別の地方公共団体へのヒアリング結果から得られた知見) ・ 略 ・ ヒアリングの結果、地方公共団体が何に課題を感じているか等、得られた知見は何か。 → 地方公共団体は、施設台帳を持ち続けて、メンテナンスや更新していくことに課題を感じていると感じた。<u>他方で、各地方公共団体で持っておくべき根本的な台帳システムであり、国がどこまで関与できるかという点は難しさを感じている。</u>今回、申請部分の共通化を進めることで、少しでも全体のコストを下げていく意味はあるのではないかと理解している。<環境省> → その点は、基本方針においては、<u>ご指摘のような、地方公共団体が持つべきシステムについても国が技術的に下支えすることはむしろ積極的に行うべきだ、としており、共通化の対象候補となり得る。ただ、対象とするかどうかは実態をよく見て判断すべきではないか。</u> → 資料を拝見すると、電子媒体で受け取っても、<u>台帳システムには結局手入力している、と記載されている。この点は、まさに地方公共団体にとって課題ではないか。本来、事業者が届出に來られたときに、環境を守るよう事業者を指導する時間に十分マンパワーをかけるべきで、そのような手入力の作業は自動化すべきではないか。</u> → なるべく人の手を介しないように、電子で集約できるように進めていくと、地方公共団体として大助かる。 → 略	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (エ) 台帳システムとの連携について	×
118	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省水・大気環境局環境管理課、デジタル庁】 (推進方針案策定の進め方) ・ 2月にアンケート調査をして、3月末までに推進方針案を作成するのは、タイトなスケジュールとなっている一方、例えば、どの手続きからオンライン化を進めるのか、アンケートで浮かび上がってきた課題にどう対応していくのか、e-Govとのフィット&ギャップなど、やらないといけないことは多い。3月の推進方針案に反映させていけそうか。 → 善処したい。<環境省>	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p11~12 イ、共通化後の姿（共通化のパターン等） p16 (1)共通化を進める上での課題と対応方策	×
119	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省水・大気環境局環境管理課、デジタル庁】 (地域道の道路占用許可の先行事例) ・ デジタル庁では、地方公共団体にe-Govを開放した先行事例として、地域道の道路占有許可の手続があるが、これは、どのように進めたか。環境法令にも参考になるか。それとも課題があるか。 → 地方道の道路占用許可は、経済団体等の要望を受けた規制改革をきっかけに選定されたもの。検討過程でe-Govを利用することとなったが、制度を所管する国交省が主体的に取り組んでいる。 国交省は、様式の統一化など重要なところを、音頭をとって進めている。かなり早いスピードで進めたが、汎用的なものとして馴染みやすい手続きだったのではないかと推察している。国交省が地方公共団体を募集し、6団体でまず試行している。本格実施に向け先般説明会を実施したところ、100弱の地方公共団体が手をあげるのではないかと、という状況。検討着手から2年程度要したが、規制改革会議との調整も行ったため、地方公共団体との会話は国交省が主体的に行い実質1年ほどではなかったか。試行実施に参加している地方公共団体からe-Govに対する改善意見をいただいており、これらを踏まえ機能拡充等今後にも必要な対応を行っていただきたい。<デジタル庁> → <u>一部の地方公共団体で試行するとなると、その団体が使えない形になってしまうので、申請のデータ項目を揃えていく作業を同時にこなしつつ、使い勝手や全体のフローも相当関係者と打ち合わせをして、改善を加えていった、というイメージか。</u> → ご指摘のとおり。<デジタル庁> → ぜひ道路占用許可の例を参考にさせていただきたい。<環境省>	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (2)スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 ・・・ (表中5～7行目) グループAの届出のe-Gov実装：2026年度上半期 試運転、説明会等の実施：2026年度上半期 試運転を踏まえた機能改善、届出様式の見直し：2026年度下半期	×
120	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、デジタル庁】 (共通方式・個別方式) ・ 「共通方式」、「個別方式」などについては、今後の各種調査や年度実施予定としているアンケートや検討会の議論を踏まえて、自治体、事業者双方の業務負担が軽減されるシステムとしてほしい。 → 「共通方式」は、行政側にとっては今までのやり方を踏襲した形になるが、利用者からすると、良いとは思えない。「<u>個別方式</u>」は、<u>項目については、国のフォーマットにあわせればシンプルにできる。独自項目が必要ならば、その団体を選択したら必要な項目が出てくるような作り方もあるのではないかと。できるだけ利便性の高いやり方を検討すべき。また、検討会で意見を聞いてご検討いただきたい。</u> → 共通化候補となっている「入札参加資格審査システム」では、共通項目、任意で選択できる項目、独自項目の3つに分ける工夫をしているので、参照されたい。	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (イ) e-Govによる入力、出力方式の検討 a. 全ての項目を画面から入力する個別方式、全ての書類を添付書類とする共通方式、2方式のメリット・デメリットについて検討を行う。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
121	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、デジタル庁】 (検討会) ・ 来年度、環境省が開催する予定の検討会には、デジタル庁e-Gov班も関与してもらい、環境省とデジタル庁が連携して取り組んでほしい。 → 了解した。<デジタル庁>	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21~22 (2) スケジュール (表中4行目) 検討会の実施：2025年度 2 Q, 3 Q	×
122	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、デジタル庁】 (事業者の視点) ・ デジタル行財政改革の理念として「利用者起点」がある。もちろん、自治体職員も利用者ではあるが、 <u>事業者の視点も入れていただきたい。</u> → 2年前に検討会を6回開催し、排出事業者、選出された自治体、産廃財団、JWセンター、関連団体等に参加いただき、申請・届出のあり方を議論しており、当時の事業者の状況を把握した経緯があり、その上で検討している。<環境省>	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 P19 (ア) 国民の利便性の向上 現状、各種環境法令に基づく申請・届出については、事業者は地方公共団体に来庁し、申請・届出を紙により提出する必要がある団体が多い。一部の地方公共団体では、独自の電子申請システムを導入しているが、 <u>区域をまたがって活動する事業者にとってはそれぞれの電子申請システムに対応しなければならない状況となっている。</u> 環境法令に基づく申請・届出についてシステムを導入することにより、事業者の来庁の手間を減らすなど、利便性の向上に資する。	×
123	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、デジタル庁】 (自治体ごとの運用や様式、システムの違い) ・ プレ調査として、兵庫県と栃木県に現場の話を聞いている点は評価。 → 2年前の検討会に参加した自治体から話を聞いたところ、各自治体のシステムや運用はかなり異なっていると認識している。例えば、紙の運用をいきなり完全に撤廃する訳にはいかないので、紙のままファイリングしている自治体もあれば、1000枚までスキャンして電子ファイルとして保存するという運用をしている自治体もある。そうした自治体ごとの違いを踏まえて、どういったデータやファイルを連携するとよいのか、議論は必要。<環境省> → 紙とデータの連携をどのように考えるかが肝になってくるのではないか。ペーパーレス化は時代の要請だが、データ化によって、逆に事業者や自治体の負担によっては本末転倒。 <u>今後、検討会やアンケートなどで、自治体の状況把握、意見集約を行うとのことなので、ぜひお願いしたい。</u> → 他の共通化候補と同様に、共通化をする時に乗り越えなければいけない部分は大変ではあるが、ある程度時間をかけながらも国と地方がキャッチボールしながら合意を形成して進めていくというのが今回の共通化の趣旨でもある。 <u>うまく合意を取りながら共通的な領域を広げていただきたい。</u>	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ウ)計画や仕様を周知し要望をヒアリング a.各地方公共団体に対し事前に計画や仕様を共有し周知した上で要望をヒアリングし進めること。 p21~22 (2) スケジュール (表中4行目) 検討会の実施：2025年度 2 Q, 3 Q	×
124	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、デジタル庁】 (自治体の台帳システム) ・ 自治体は、申請を受け付けた後、廃棄物の許可との関係は事業者単位で管理するような台帳システムで管理をしている場合があると聞いているが、その点はどういう状況になっているか、認識しているか。 → 限られた検討時間内なので台帳システムの詳細についてまでは自治体の状況を把握できていない。<環境省> → 一般的に、フロントの電子申請システムを整えても、そこから紙で出力して、バックヤードの台帳システムに手入力することは、自治体側にとって効率化効果がない。 <u>バックヤードのシステムを把握することは、ご指摘の「共通方式」がいいのか、「個別方式」でいいのかを判断する上での材料にもなると思う。台帳システムとの連携はご検討いただきたい。</u> → 検討課題である。今回はe-Govを使う前提だが、e-Govが装備しているAPIがどういった機能を持っていて、そうしたことが実現できるのかといった、技術的な議論も避けられないと考えている。<環境省> → 共通化候補である「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」では、オンラインの受付だけでなく、自治体側の台帳システムも併せて、全体像を検討する形で進める工夫をしているので、参照されたい。	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (ウ)地方公共団体のご意見によるe-Gov機能拡張、改修等の検討 a. 地方公共団体のご意見と、原課の知見を元にe-Govの機能拡張、改修について検討する。 ・・・ (表中 6 行目) ・ 申請データのDB保存（共有、データ利活用）	×
125	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、デジタル庁】 (地方公共団体への複数同時提出) ・ 行政側の視点と事業者側の視点にギャップがあるのではないか。 <u>事業者が複数箇所、複数県にわたって提出する必要がある場合は、オンラインで一括で受け、受けた側が現場確認等で書類が必要となる場所に送る仕組みにし、それが可能なシステムを作ることが、適正なやり方ではないか。</u> ・ 資料34ページ目にあるパターン1（手続が統一された共通システムとしてe-Govを利用する）が目指すべき方向であり、それに基づいて、個別方式や共通方式についてもできるだけそれに沿うような形で作ることができればよいのではないか。 <u>自治体側として、システム導入にあたって手順を変えることで対応できるのであれば、そういう形で対応していけばよいのではないか。</u>	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (ウ)地方公共団体のご意見によるe-Gov機能拡張、改修等の検討 a. 地方公共団体のご意見と、原課の知見を元にe-Govの機能拡張、改修について検討する。特に「地方公共団体の事情に応じることができる機能・体制」、「複数提出先指定」について検討を要する。 (表中 1 行目) 複数提出先への一括提出	×
126	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、デジタル庁】 (許可と変更の手続) ・ 廃棄物規制業務の性質からして、許可については非常に厳密性が求められ、そのため添付書類も膨大な書類が必要であるということは理解するが、 <u>変更手続は同じように考える必要があるのだろうか。例えば車両の変更の手続や、代表者変更の手続は、もっとシンプルにできるのではないか。</u> → 問題意識を持っており、さらに実態を把握して、解決法について今後の検討会で議論していきたい。<環境省>	○	×	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ウ)計画や仕様を周知し要望をヒアリング a.各地方公共団体に対し事前に計画や仕様を共有し周知した上で要望をヒアリングし進めること。 P21~22 (2) スケジュール (表中 4 行目) 検討会の実施：2025年度 2 Q、 3 Q	2-2
127	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ii) 中間報告会での指摘等	【ヒアリング対象：環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、デジタル庁】 (全体像) ・ 廃棄物といっても、一般廃棄物と産業廃棄物の違いもある。産業廃棄物であれば、特定施設の許可や業の許可、その更新、さらには変更届があり、運用においては manifests の関係のやりとりもあると理解。資料の中には、環境省が許可の主体となってe-Govを使用する手続も記載されている。今回の中間報告でスコープとしている手続は何か。 → 資料としては、分権提案があり、処理件数の多い「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に関わる変更届出」をスコープとしているが、今回共通化を検討していくにあたり、資料12ページ目にあるとおり、 <u>①から⑥までの業務フロー全体やシステムの全体像を議論する必要がある</u> と考えている。<環境省> → 全体像を議論するとのことので安心した。それを議論しないと部分最適になる恐れがある。例えば、事業者にとってシステムがバラバラになれば逆に不便になる。 <u>事業者のカスタマージャーニーなど事業者の視点も入れて、来年度の検討事項になるかもしれないが、推進方針案では、業務フローやシステムの全体像を示していただきたい。</u> → 申請、届出、審査、許可までの業務フロー全体を認識した上でシステムを構築して、段階的に機能拡張し、既存のシステム間の連携が図れるように留意した取組をお願いしたい。 → 共通化候補となっている「建築確認電子申請システム等」は、閲覧だけでなく建築確認全体をデジタル化する視点で取り組んでいるので、参照にされたい。	○	×	—	2-3
128	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	資料の中でe-Govと国の電子決裁システムとをつなぐシステムとしてAPIが表記されている。このAPIについて各自治体に提供してもらえるのか、各自治体で開発が必要となるのか明示してほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 (表中 8 行目) e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) 各地方公共団体の事情に対応 ・・・ b.文書管理システム、外部システムと連携ができること。	×
129	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	産業廃棄物許可については、法定受託事務であるが、書類申請のデジタル化やオンライン化を図るのであれば、地方や遠近が関係なくなるので、国が許可申請の受理を行い、申請に基づいて各自治体に実態調査をさせ、国がその結果を踏まえて許可の処分を行うということも検討してはどうでしょうか。申請書類、審査基準の一定の一元化を図ることができ、対象事業者の許可申請の負担軽減につながると考えます。また、これまでどおり各自治体ごとに業務を行うとしても、申請受理のみではなく許可決裁までできるようなシステムを構築してほしいと思います。	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) 各地方公共団体の事情に対応 ・・・ b.文書管理システム、外部システムと連携ができること。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
130	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	紙ベースで申請受付から処分まで行っている自治体は、システム導入されても結局紙に印刷して管理することになると思うが、そのあたりのシステム（文書管理）の共通化にも検討の余地があると考えます。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 （表中8行目） e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) 各地方公共団体の事情に対応 ・・・ b.文書管理システム、外部システムと連携ができること。	×
131	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請者がシステム上で過去の申請書を確認できる機能を有すると、利便性が向上するものと思われる。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 ・・・ （表中8行目） e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) e-Govによるオンライン化検討 a. e-Gov を前提とした申請・届出等システムの全体像を認識した上で本件の届出について検討を進め、段階的に機能拡張やシステム間連携等を実現する。 p21~22 (2) スケジュール （表中12行目） e-Govの継続的機能拡張、改修：2024年度～	×
132	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	過去届出を登録できるようにしてほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 ・・・ （表中8行目） e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) e-Govによるオンライン化検討 a. e-Gov を前提とした申請・届出等システムの全体像を認識した上で本件の届出について検討を進め、段階的に機能拡張やシステム間連携等を実現する。 p21~22 (2) スケジュール （表中12行目） e-Govの継続的機能拡張、改修：2024年度～	×
133	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	手数料を収納する事務について、各自治体で収納方法や収納先が異なるため、そのことを踏まえ対応をお願いしたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
134	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	廃棄物許可の申請には手数料が発生するが、どのように徴収するのかについて今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
135	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	開発の段階で自治体の試用期間を設けるなど、現場意見を取り入れたものにしてほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール ・・・ （表中6行目） 試運転・説明会等の実施：2026年度上半期 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 P21~22 (2) スケジュール （表中5行目） 変更届け出のプロトタイプ政策・評価：2025年度下半期	×
136	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システム使用時の利便性等を考え、先行事例である他法令の共通基盤における課題等を踏まえて、システム構築してもらいたい。	(c)抽象的なもの	—	—	×
137	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	廃棄物許可申請の書類には、個人情報が含まれるので専用端末を用意し、権限のある職員のみが受付できるようにした方がよいかと考えます。	(a)根拠不明確	—	—	×
138	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	全国の地方自治体が同システムを使用すると、サーバの負荷が大きいと予想されるので、アクセス集中時に動作の円滑性が損なわれる、最悪の場合サーバがダウンするなどの事態が起きないよう、設備には十分に余裕を持つようお願いします。	(c)抽象的なもの	—	—	×
139	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	産業廃棄物許可については、法定受託事務であるが、書類申請のデジタル化やオンライン化を図るのであれば、地方や遠近が関係なくなるので、 <u>国が許可申請の受理を行い、申請に基づいて各自治体の実態調査をさせ、国がその結果を踏まえて許可の処分を行うということも検討してはどうでしょうか。</u> 申請書類、審査基準の一定の一元化を図ることができ、対象事業者の許可申請の負担軽減につながると考えます。また、これまでどおり各自治体ごとに業務を行うとしても、申請受理のみではなく許可決裁までできるようなシステムを構築してほしいと思います。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
140	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	対象になる法令や申請内容について早めに示してほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p5 (ア) 業務の実態（業務フロー等） ・・・ 環境法令に基づく手続きは以下のとおりとする。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p18 (1)対象となる手続	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
141	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	土壌汚染対策法について、第4条第1項の届出以外の届出で、土壌汚染状況調査結果の添付がある場合、電子データのみで審査することが困難場合が多い。審査時に行政側で電子データを紙に印刷するのは費用と時間がかかることから、最初から紙媒で提出を求めたい。このため、第4条第1項の届出以外は電子化になじまないのではないかと考えている。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p5～6 (ア) 業務の実態（業務フロー等） ・・・ 環境法令に基づく手続きは以下のとおりとする。 ・・・ ⑥大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、承継に係る届出 ・・・ ⑩土壌汚染対策法に基づく一定規模以上の土地の形質変更に係る届出	×
142	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	県の条例についても申請、届出、資格等も含め、利用できるようにしてもらいたい。 例えば、浄化槽法48条の規定により、 <u>浄化槽保守点検業者登録条例</u> を策定しています。 当該条例は、いわゆる横出しや上乗せではありませんが、都道府県の多くが同法48条により同種の条例を施行していることから、こうした場合（法律の規定に基づく条例）についても、対象法令に含めていただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
143	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第1回）の資料5（作業依頼）「2（2）選定の理由」にもあるとおり、横出し条例の届出様式は各自治体によって異なっている。 このため、各法令の様式に沿った申請フォームを作成する場合、条例用の申請フォームを各自治体で作成できるようにしてほしい。 また、条例用の申請フォームはノーコードツールのように項目をドラッグ&ドロップで作成できるようにしてほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (ア) 地方公共団体の条例等で定める様式への対応 ・・・これらの対応策として、条例の状況調査、調査を踏まえた既存システムとのFIT & GAP分析、条例に基づく手続も提出できる省令様式や必要な機能改修を検討する。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) 各地方公共団体の事情に対応 a.自らの事情に応じて各地方公共団体が自律的に様式や添付資料等の設定ができること。	×
144	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	【依頼事項】 『地方自治体ごとの条例による上乗せ、横出し規制のある環境法令等に係る申請手続』とは、大気汚染防止法第4条第1項又は水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、法律の規制基準（排出基準又は排水基準）よりも厳しい規制基準を県の条例で定めている自治体管内において受付処理する大気汚染防止法又は水質汚濁防止法の届出という趣旨でしょうか。 本市としては、 <u>法律の委任によらない自治体独自の条例（〇〇市公害防止条例）に基づく届出・申請手続についても、今回の照会対象の「環境法令に係る申請・届出システム」の対象内としていただくことを要望します。</u>	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (ア) 地方公共団体の条例等で定める様式への対応 ・・・これらの対応策として、条例の状況調査、調査を踏まえた既存システムとのFIT & GAP分析、条例に基づく手続も提出できる省令様式や必要な機能改修を検討する。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) 各地方公共団体の事情に対応 a.自らの事情に応じて各地方公共団体が自律的に様式や添付資料等の設定ができること。	×
145	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	自治体独自の条例に基づく申請手続も対象とする場合であっても、「環境法令に係る申請・届出システム」の利用は柔軟なものとし、地方自治体の独自システムも認めていただけるようお願いします。 本市は、市独自の汎用の電子申請システムにより環境法令に基づく申請・届出の受付を行い、申請・届出の履歴を独自のシステムで管理しています。既存のシステムを「環境法令に係る申請・届出システム」に統合する場合の事務負担・費用負担等を鑑み、柔軟な対応を重ねてお願いします。	(a)根拠不明確	－	－	×
146	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	地方自治体の条例に基づく届出についても対応が可能になるよう検討を願う。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (ア) 地方公共団体の条例等で定める様式への対応 ・・・これらの対応策として、条例の状況調査、調査を踏まえた既存システムとのFIT & GAP分析、条例に基づく手続も提出できる省令様式や必要な機能改修を検討する。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) 各地方公共団体の事情に対応 a.自らの事情に応じて各地方公共団体が自律的に様式や添付資料等の設定ができること。	×
147	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	次について検討をお願いしたい。 ・単なる届出受付システムとならないようデータ収集等の効率化を目的とした機能（台帳や履歴管理等）の提供 ・各都道府県が定める大気、水質等に関連する条例について対応できるかどうか ・図面等の電子データ（容量大）が添付可能かどうか、書面（紙）提出等を継続する場合において必要なシステム機能の提供	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (エ) 台帳システムとの連携について 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (ウ)地方公共団体のご意見によるe-Gov機能拡張、改修等の検討 a. 地方公共団体のご意見と、原課の知見を元にe-Govの機能拡張、改修について検討する。 ・・・ (表中 6 行目) ・申請データのDB保存（共有、データ活用）	×
148	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	次について検討をお願いしたい。 ・単なる届出受付システムとならないようデータ収集等の効率化を目的とした機能（台帳や履歴管理等）の提供 ・各都道府県が定める大気、水質等に関連する条例について対応できるかどうか ・図面等の電子データ（容量大）が添付可能かどうか、書面（紙）提出等を継続する場合において必要なシステム機能の提供	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (ア) 地方公共団体の条例等で定める様式への対応 ・・・これらの対応策として、条例の状況調査、調査を踏まえた既存システムとのFIT & GAP分析、条例に基づく手続も提出できる省令様式や必要な機能改修を検討する。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) 各地方公共団体の事情に対応 a.自らの事情に応じて各地方公共団体が自律的に様式や添付資料等の設定ができること。	×
149	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	次について検討をお願いしたい。 ・単なる届出受付システムとならないようデータ収集等の効率化を目的とした機能（台帳や履歴管理等）の提供 ・各都道府県が定める大気、水質等に関連する条例について対応できるかどうか ・図面等の電子データ（容量大）が添付可能かどうか、書面（紙）提出等を継続する場合において必要なシステム機能の提供	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
150	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	次について検討をお願いしたい。 ・単なる届出受付システムとならないようデータ収集等の効率化を目的とした機能（台帳や履歴管理等）の提供 ・各都道府県が定める大気、水質等に関連する条例について対応できるかどうか ・図面等の電子データ（容量大）が添付可能かどうか、書面（紙）提出等を継続する場合において必要なシステム機能の提供	(c)抽象的なもの	－	－	×
151	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	各法令の様式に沿った申請フォームを作成するのかなど申請・届出システムの申請フォームの内容については、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16～17 (2)スケジュール ・・・ (表中 7 行目) 試運転を踏まえた機能改善、届出様式の見直し：2026年度下半期 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21～22 (2)スケジュール (表中 5 行目) 変更届出のプロトタイプ制作・評価：2025年度下半期	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
152	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請書に記入が必要な項目を申請者がフォームの形式で入力もしくは選択できる仕様としていただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2)スケジュール ・・・ (表中 7 行目) 試運転を踏まえた機能改善、届出様式の見直し：2026年度下半期 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (イ)e-Govによる入力、出力方式の検討 p21~22 (2)スケジュール (表中 5 行目) 変更届出のプロトタイプ制作・評価：2025年度下半期	×
153	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	国が入力項目や出力形式を指定する場合であっても、自治体独自の入力項目を追加できるようにしていただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (ア) 地方公共団体の条例等で定める様式への対応 ・・・これらの対応策として、条例の状況調査、調査を踏まえた既存システムとのFIT & GAP分析、条例に基づく手続も提出できる省令様式や必要な機能改修を検討する。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア)各地方公共団体の事情に対応 a.自らの事情に応じて各地方公共団体が自律的に様式や添付資料等の設定ができること。	×
154	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請書の様式についても、変更可能な仕様としていただきたい。例えば、申請先は、必ず自治体の長であるとは限らず、「〇〇局長殿」といった様式に変更できる必要があり、様式にも柔軟性を持たせる必要がある。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (ア) 地方公共団体の条例等で定める様式への対応 ・・・これらの対応策として、条例の状況調査、調査を踏まえた既存システムとのFIT & GAP分析、条例に基づく手続も提出できる省令様式や必要な機能改修を検討する。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア)各地方公共団体の事情に対応 a.自らの事情に応じて各地方公共団体が自律的に様式や添付資料等の設定ができること。	×
155	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請書・届出書（以下、申請書）の処理状況(確認中・修正依頼中・処理中等)を申請者が確認できるようにしていただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 最左列：「処理状況の確認」	×
156	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	事業者によっては、届出を提出したことを示す書類を届出日当日に自治体から交付して欲しいとの要望があることから、システムで受付完了を示す通知が入力者に出る（メール、ポップアップ等）機能を付けてほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「申請」フロー：「5 申請書提出」 ↓到達 「審査」フロー：「7 申請書収受」	×
157	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	電子申請を利用できない方は、従来どおり窓口にて手続きとなるが、そうなるとデジタル化と窓口対応との併用になり手間が増える可能性があります。	(c)抽象的なもの	—	—	×
158	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	届出者によっては紙ベースで手書きしかできない事例もあることから、その対応も視野に入れた整備を望みたい。	(c)抽象的なもの	—	—	×
159	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	同一事業者から複数の法令へ同じ内容の届出（氏名等変更届出、承継届出など）を出す場合、事業者側としては 1 つの入力で複数法令に提出が可能です。自治体側は法令毎に審査が出来るようにしてください。また、その際に担当者は担当外法令の審査内容についてもシステム上で状況確認ができるようにお願いします。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p11 理由 3：環境法令に係る届出には、関連して複数の届出の提出が必要な場合があり、例えば、特定施設を設置した場合は、特定施設の届出と公害防止管理者の届出の提出が必要となる。・・・そのような想定を踏まえて導入することで共通化の効果が発現することが見込まれると仮定する。 p16~17 (2) スケジュール (表中 8 行目) e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (ウ)地方公共団体のご意見によるe-Gov機能拡張、改修等の検討 a. 地方公共団体のご意見と、原課の知見を元にe-Govの機能拡張、改修について検討する。特に「地方公共団体の事情に応じることができる機能・体制」、「複数提出先指定」について検討を要する。 (表中 1 行目) 複数提出先への一括提出	×
160	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・環境法令に係る事業所の「氏名等変更届出書」の様式は、共通様式として整備されましたが、現状は、それぞれの法令ごとに提出する必要があります。まずは、1 枚提出すれば、対象のすべての環境法令に適用されるように法整備していただいたほうが、事業所の負担軽減になります。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p.11 理由 3：環境法令に係る届出には、関連して複数の届出の提出が必要な場合があり、例えば、特定施設を設置した場合は、特定施設の届出と公害防止管理者の届出の提出が必要となる。・・・そのような想定を踏まえて導入することで共通化の効果が発現することが見込まれると仮定する。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (ウ)地方公共団体のご意見によるe-Gov機能拡張、改修等の検討 a. 地方公共団体のご意見と、原課の知見を元にe-Govの機能拡張、改修について検討する。特に「地方公共団体の事情に応じることができる機能・体制」、「複数提出先指定」について検討を要する。 (表中 1 行目) 複数提出先への一括提出	×
161	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・本市では行政手続の原則オンライン化を進めており、環境法令の手続は他の様々な手続とあわせて一つの電子申請システムで行えるよう整備しています。仮に国で環境法令に基づく手続（の一部）をシステム化した場合、環境に関する法律手続（の一部）は国の共通システム、条例に基づく手続（や国でシステム化されていない法律手続）は市のシステムとなっかえて事業者に分かりにくくなり、また行政担当としても複数のシステムを管理、運用する手間が懸念されます。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (ア) 地方公共団体の条例等で定める様式への対応 ・・・これらの対応策として、条例の状況調査、調査を踏まえた既存システムとのFIT & GAP分析、条例に基づく手続も提出できる省令様式や必要な機能改修を検討する。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) 各地方公共団体の事情に対応 a.自らの事情に応じて各地方公共団体が自律的に様式や添付資料等の設定ができること。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
162	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・「大気汚染防止法等に基づく届出のワンスオンリー化」のうち、「対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。」という点については、慎重に検討すべきと考えます。組織法（公害防止統括者、公害防止管理者）を鑑みても、公害防止体制は原則として工場・事業場単位で整備されるもので、各種届出も通常は工場・事業場の環境安全担当が担い、また全国展開しているチェーン店であっても地域地区ごとに事務担当者を定め管理している状況と認識しており、実態として全国一括で届出を管理するニーズがあるのか疑問です。何より、環境法令に係る手続は全て施設の運転管理、公害防止対策に直結するものであり、一部の手続であっても、本社等で済ませてしまうことでいわゆる現場（工場・事業場）と切り離されることについて懸念があります。（氏名変更であっても、該当法令・施設を定期的にチェックする契機となっている）	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
163	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	廃棄物処理法に係る申請や変更届出は許可に係るものが多く、提出書類として法人登記事項証明書、役員の住民票、事業場所在地に係る土地の登記事項証明書が含まれるものが多い。これらの書類は偽造のおそれがないよう原本確認を行っており、現状のままで各種申請手続をオンライン化すると、これらの書類の真正性を電子署名などにより確認できるシステムが部分的にしか整備・普及されておらず、真正性の確認ができない状態である。この状態が改善しない限り、環境省から都道府県・政令市にいくらオンライン化を投げかけてもオンライン化のメリットがなく、実現性がない。これらの書類について、電子署名などで書類の真正性を確認できるシステムの整備と普及が申請オンライン化の前提として必要と考える。仮に、これらの書類について真正性の確認作業を放棄し「電子申請の場合はコピーの提出でも可能」という運用に変更しようとしても、偽造のおそれが危惧されることについて、都道府県の一存で判断することは困難である。デジタル庁や環境省が責任をもって「電子申請の場合は登記事項証明書、住民票等についてはコピーでも可」とする旨、通知を発出することが必要と考える。	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (エ)情報セキュリティ対応 a.真正性の担保、なりすまし・改ざん防止ができること。	×
164	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	e-Gov電子申請サービスでは、届出者の本人確認をどのように実施するのか今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (イ) 本人確認への対応 アンケート調査の結果からも、システム上で届出を受理することで、本人かどうかの確認ができるかどうか不安という声があった。申請者のIDと照会するなどを通じて、システム上からでも本人確認ができるよう対応を行う。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (エ)情報セキュリティ対応 a.真正性の担保、なりすまし・改ざん防止ができること。	×
165	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	廃棄物許可に伴う申請書類に公的機関発行のもの（住民票、登記簿等）があるが、オンラインの電子証明等を取り入れるのかなど原本との照合はどのように行うのかについて今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (エ)情報セキュリティ対応 a.真正性の担保、なりすまし・改ざん防止ができること。	×
166	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システム入力者の名前・連絡先の入力欄を設けて欲しい。（届出者と別会社の設計業者等が提出するパターンが多いため）	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2)スケジュール ・・・ (表中 7 行目) 試運転を踏まえた機能改善、届出様式の見直し：2026年度下半期 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21~22 (2)スケジュール (表中 5 行目) 変更届出のプロトタイプ制作・評価：2025年度下半期	×
167	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現行のGビズ（アスベスト関連）では、当市宛てではない届出が約10%を占める。権限移譲を受けている自治体かどうか事業者判断に委ねるのではなく、自動判定する等できるだけ簡便に判定できる機能を付してほしい。	(c)抽象的なもの	－	－	×
168	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	様式に記載する内容をフォーム化しフォーム上で入力する方式や、記載済みの各種様式をPDF等の各種書式でデータとして添付する方式など、受付方式を自治体側で選択できるようお願いします。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2)スケジュール ・・・ (表中 7 行目) 試運転を踏まえた機能改善、届出様式の見直し：2026年度下半期 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (イ)e-Govによる入力、出力方式の検討 p21~22 (2)スケジュール (表中 5 行目) 変更届出のプロトタイプ制作・評価：2025年度下半期	×
169	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	電子申請システム外（紙ベース）で手続される届出は引き続き多い状況にあるので、紙ベースで受け付けた届出に関する集計データと統合できるよう、電子申請で受け付けた届出に関する集計データを加工しやすい形式で出力できるようにお願いします。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (エ)台帳システムとの連携について ・・・事業者が届出システムに入力した内容をCSV形式等でアウトプットできるようにし・・・ 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (イ) e-Govによる入力、出力方式の検討	×
170	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	届出受付時にメール等、任意の方式で通知を受け取れるようお願いします。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「申請」フロー：「5 申請書提出」 ↓到達 「審査」フロー：「7 申請書収受」	×
171	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムに届出が入力されたら、自治体担当者に通知が届くようにしてほしい。また、「未処理」「処理中」などステータスが分かる機能を付けて欲しい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「申請」フロー：「5 申請書提出」 ↓到達 「審査」フロー：「7 申請書収受」	×
172	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	形式的に整っていない場合は、システムでエラーとなるよう、形式不備は受付不可としてほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「申請」フロー：「4 形式、エラーチェック」 p12 9 行目 ・・・システムのエラーチェック機能や提出前の最終確認機能を活用し、申請者側で入力不十分な項目を事前に確認できるようにすることで、受け手側である地方公共団体で確認する時間や、申請者側への連絡を行う時間も短縮することをイメージしている。・・・	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
173	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	届出を受理した後に内容の修正等が生じないよう、エラーチェックがかかる入力フォームとしてもらいたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「申請」フロー：「4形式、エラーチェック」 p12 9行目 ・・・システムのエラーチェック機能や提出前の最終確認機能を活用し、申請者側で入力が不十分な項目を事前に確認できるようにすることで、受け手側である地方公共団体で確認する時間や、申請者側への連絡を行う時間も短縮することをイメージしている。・・・	×
174	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	図面などを添付する必要があることから、アップロード機能が必要である。図面のデータ量が大きくなる場合があるため、添付できるファイルの容量は大きめに確保していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
175	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	届出の添付書類については、図面やカタログなど資料が多い届出を想定し、添付可能な資料数、容量を多めに見積もるようお願いします。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
176	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	届出時に併せて提出する添付書類の種類と量が相当量あることを踏まえた整備を望みたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
177	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	法令によっては、添付書類の分量が多くなり、届出者のファイル作成方法によっては、落丁等により確認に手間がかかることから、添付書類の提出方法について、単に添付ファイルを添付できる機能ではなく、 <u>添付書類が行政側が確認しやすいような工夫を検討してほしい。</u>	(c)抽象的なもの	－	－	×
178	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	届出状況の進捗（○月○日事業者に修正依頼 など）を自由に記載できる入力欄がほしい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
179	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請を行う事業者側はもちろん、申請ページの作成、管理や申請の管理など管理者側についても <u>直感的に操作が可能なユーザインタフェースにしていいただきたいです。</u>	(c)抽象的なもの	－	－	×
180	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	職権で届出内容を修正、廃止できるようにしてほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「審査」フロー：「15返戻」「16補正要求」	×
181	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	審査待ち、差し戻し、修正といった機能を持たせて欲しい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「審査」フロー：「15返戻」「16補正要求」	×
182	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	【ダイオキシン類対策特別措置法】 事業所によって担当部署が異なるため、どちらかが誤って受付した場合に元に戻せるようにしてほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「審査」フロー：「15返戻」「16補正要求」	×
183	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現行のGビズ（アスベスト関連）では、当市宛てではない届出（約10％）が届いた場合、行政側での差し戻しや修正が来ず、都度電話にて担当者が相手側に修正依頼を行っている。環境法令の届出は、複数の添付書類、手直しを要することが通常であり、仮受付・修正・差し戻しといった機能を付けて貰いたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「審査」フロー：「15返戻」「16補正要求」	×
184	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	内容不備の是正指導後に受理できる仕様として欲しい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「審査」フロー：「15返戻」「16補正要求」	×
185	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請や届出の内容に不備や誤記がある場合に、申請者・届出者（以下、申請者）に修正を求める機能や、申請者が修正できる機能を備えていただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「審査」フロー：「15返戻」「16補正要求」	×
186	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	届出の誤記や資料不足等に対して補正指示を送信する際の定型文を登録できるようお願いします。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16～17 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 （表中8行目） e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) e-Govによるオンライン化検討 a. e-Govを前提とした申請・届出等システムの全体像を認識した上で本件の届出について検討を進め、段階的に機能拡張やシステム間連携等を実現する。 p21～22 (2) スケジュール （表中12行目） e-Govの継続的機能拡張、改修：2024年度～	×
187	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	自治体の担当部署から申請者に連絡したい事項について、申請システムを利用して伝達できる機能があることが望ましい。また例えば修正事項や記入例を送付したい様な場合も想定されるため、ファイルも添付できるようにしていただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「通知」フロー：「15-1返戻通知」「16-1補正通知」「17-1メッセージ通知」	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
188	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請手続実施中は事業者自治体間でいつでもシステム上でメッセージのやりとりができるようお願いします。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「通知」フロー：「15-1返戻通知」「16-1補正通知」「17-1メッセージ通知」	×
189	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入力された内容が任意の届出・申請様式(pdf等)の好きな場所に落とし込まれる（記入される）ようにしていただきたい。（欄内に収まる様にフォントサイズについても変更可能）	(a)根拠不明確	－	－	×
190	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	入力された内容をCSV形式で取り出しできる機能があることが望ましい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (エ)台帳システムとの連携について ・・・事業者が届出システムに入力した内容をCSV形式等でアウトプットできるようにし・・・ 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (イ) e-Govによる入力、出力方式の検討	×
191	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	届出内容をCSVで取り出せるようにしてほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (エ)台帳システムとの連携について ・・・事業者が届出システムに入力した内容をCSV形式等でアウトプットできるようにし・・・ 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (イ) e-Govによる入力、出力方式の検討	×
192	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	各法の届出状況調査等の照会も当該システムから簡便に抽出できるよう設計していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
193	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	施行状況調査のために必要な情報をとりまとめた帳票作成機能をつけてほしい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
194	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	各法の届出施設や届出が必要な事故についてGISシステムで地図上に図示できるよう整備していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
195	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書及び実施状況報告書について、国の行政組織等調査No.Cのフォームで出力可能となるようにされたい。（本県独自の汎用的電子申請システムを参考に）	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
196	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	特定建設作業実施届出について、作業の種類ごとの届出数を抽出できるようお願いします。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
197	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	【特定粉じん排出等作業の実施の届出】 事前調査結果報告とリンクさせてほしい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
198	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	実施制限解除を通知できるようにしてほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。	×
199	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	利用者が届出を行うまでの部分は全国共通が望ましいが、審査処理から文書保存までの部分は各自治体がカスタマイズできるとよい。または改修の頻度を上げてほしい。	(c)抽象的なもの	－	－	×
200	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	当該システムは台帳機能（届出履歴の管理等）を備えたものとなっているかについては、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (エ) 台帳システムとの連携について 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (ウ)地方公共団体のご意見によるe-Gov機能拡張、改修等の検討 a. 地方公共団体のご意見と、原課の知見を元にe-Govの機能拡張、改修について検討する。 ・・・ (表中6行目) ・申請データのDB保存（共有、データ利活用）	×
201	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	台帳機能がない場合、各自治体で保有している既存台帳システムと連携するようなカスタマイズが必要となる。その際に技術面、費用面について国で対応いただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (エ) 台帳システムとの連携について 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (ウ)地方公共団体のご意見によるe-Gov機能拡張、改修等の検討 a. 地方公共団体のご意見と、原課の知見を元にe-Govの機能拡張、改修について検討する。 ・・・ (表中6行目) ・申請データのDB保存（共有、データ利活用）	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
202	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	令和7年3月末までに共通化の方法や今後のスケジュールについて明らかになるとのことだが、その推進方針案を踏まえて、ハード面等で自治体で準備すべき事項があるのであれば、時期を合わせて示していただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21~22 (2) スケジュール	×
203	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システム使用時の利便性等を考え、システム導入に当たっては試用期間を設けてもらいたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール (表中6行目) 試運転・説明会等の実施：2026年度上半期 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 P21~22 (2) スケジュール (表中5行目) 変更届け出のプロトタイプ政策・評価：2025年度下半期	×
204	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在運用しているシステムについて改修等が必要となったり、システムが不要となることが想定されることから、環境省の申請・届出システムの導入に向けたタイムスケジュール及びデータの構造等を早急に公開してほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21~22 (2) スケジュール	×
205	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在運用しているシステムの改修等が必要となる場合、改修費用が発生するため予算の確保が必要となることから、早めの情報提供をお願いしたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21~22 (2) スケジュール	×
206	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムの要件定義をお示しいただいた上で、再度、意見照会を実施していただくことを要望します。 理由は、要件定義（開発方針）次第で、質問・意見の内容が大きく変わるためです。具体的には、例えばグラファーの様な、自治体側が作り込みを行う必要のある申請システムを開発される予定の場合と、国が関係法令に準拠した入力項目や出力形式を予め設定した申請システムを予定されている場合とでは、要望すべき事項が異なるためです。 前者の場合、システムを熟知していない者でも容易に操作可能なシステムとしていただきたい事に加えて、諸々の機能について具体的に要望したいと考えています。 一方、後者の場合、自治体独自の様式や入力項目等は自治体ごとに対応が異なるため、カスタマイズが容易に可能なシステムとしていただきたいと考えています。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール (表中6行目) 試運転・説明会等の実施：2026年度上半期 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 P21~22 (2) スケジュール (表中5行目) 変更届け出のプロトタイプ政策・評価：2025年度下半期	×
207	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市では環境法令に係る届出について、必要な情報を抽出のうえ、kintoneやエクセルなどのデータベースによる管理を行っている。 各自治体でそれぞれ管理方法が異なると思われるが、e-Govによる申請と自治体での管理方法との連携を十分検討のうえ、利便性の高いシステムを構築して欲しい。	(c)抽象的なもの	—	—	×
208	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	届出済み施設の当該システムへの反映についても国において予算化していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
209	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	環境省共通申請webシステム上に自治体独自の申請システムのリンクを添付できるようお願いします。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 (表中8行目) e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) e-Govによるオンライン化検討 a. e-Govを前提とした申請・届出等システムの全体像を認識した上で本件の届出について検討を進め、段階的に機能拡張やシステム間連携等を実現する。 p21~22 (2) スケジュール (表中12行目) e-Govの継続的機能拡張、改修：2024年度～	×
210	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	ダイオキシン類対策特別措置法に係る常時監視結果報告等について、事業者の報告、自治体による審査、国への報告が1つのシステムで完結できるようお願いします。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
211	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	廃棄物許可には「許可証」が発給されるが、ネットで有無を確認できるので許可証を廃止してはどうでしょうか。併せて <u>契約書への添付も不要としてはどうでしょうか。</u> 将来的にすべてオンライン化を図ることを念頭に検討をお願いします。	○	×	—	2-2
212	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	廃棄物許可には「許可証」が発給されるが、ネットで有無を確認できるので許可証を廃止してはどうでしょうか。併せて <u>契約書への添付も不要としてはどうでしょうか。</u> 将来的にすべてオンライン化を図ることを念頭に検討をお願いします。	○	×	—	2-3
213	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	【一般粉じん発生施設設置届】原則いつまでに届出しなければいけないか明確化してほしい。一般粉じん発生施設は現状事前の届出（審査期間及び受理書なし）となっており、事前相談等なくオンラインにより届出を行われた場合、届出書類が形式的に適合していれば飛散防止対策が不十分であっても受理することとなり、その後の指導が難航することが予想される。	○	×	—	2-2
214	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現状、正本/副本を2部届出することとなっているが、副本の取り扱いについて全国統一してほしい。（副本返却機能付与（収受番号付き副本電子版の交付等）、電子申請をもって副本に代える等）	○	×	—	2-2

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
215	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	届出日の考え方として、システムに入力された日ではなく、自治体担当者が形式的に書類が揃っていると確認した日としてほしい。それに付随して、全国の自治体で届出日の考え方にずれが無いよう統一してほしい。	○	×	—	2-2
216	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	環境法令と言っても該当する個別法令は多岐にわたるため、まずはシステム共通化により事業者及び自治体の利便性が特に向上すると考えられる手続きでスタートし、順次対象法令を拡大していくことが望ましいと考える。 <共通化により利便性が特に向上する手続きの判断基準の例> ・電子申請の利用率が高く、かつ、区域をまたがって申請・届出が行われることが多いと想定される手続き ・システム共通化により、各種登記等の申請・届出者による添付が不要となり、かつ、申請・届出審査時にオンライン上で確認できる手続き（住基ネット・法務局システムとの連携）	○	×	【水・大気環境局 環境管理課】 p11~12 イ. 共通化後の姿（共通化パターン等） ・・・・ 以上の理由等から、導入を検討する順として以下のA～Cの通り整理した。 ・グループA ①、③ ・グループB ②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪ ・グループC ⑩ p16 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 記載なし	2-3
217	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	産業廃棄物処理業の許可申請についても電子申請が可能なシステムとしてほしい。	○	×	—	2-3
218	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	中核市では産業廃棄物のほか一般廃棄物処理業の許認可も行っていることから、一般廃棄物処理業の許認可・各種届出についても対応できるシステムとしてほしい。	○	×	—	2-3
219	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	新規の許可申請や届出等、事業者上添付書類の種類が多いものや直接確認する事項が多数あるものについては、システムで一律に審査処理することは難しく、従来どおり書類による申請が望ましい。一方で、簡易な届出等については、システムによる処理で効率化が図られると思われる。	○	×	【水・大気環境局 環境管理課】 p11~12 イ. 共通化後の姿（共通化パターン等） ・・・・ 以上の理由等から、導入を検討する順として以下のA～Cの通り整理した。 ・グループA ①、③ ・グループB ②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪ ・グループC ⑩ 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 記載なし	2-3
220	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	下水道法に基づく各種届出（特定施設に係る届出等）は、水質汚濁防止法に基づく届出と同種の情報を特定施設の設置者等に求めるものであり、環境部局と下水道部局でシステムに関する対応が異なると、届出者・申請者に不便を強いることとなる。現状の方針によれば、「環境法令に係る申請・届出」がシステム開発の対象とされていますが、上記の理由により、下水道法の届出も対象としていただきたい。	○	×	—	2-3
221	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	電気事業法やガス事業法など経産省通知の施設情報管理も行いたい。	○	×	—	2-3
222	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	事後の設置届にも対応できる仕組みとしてほしい。	○	×	—	2-2
223	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 p16、22～31行目、既に一部の地方公共団体が独自の申請・届出システムや台帳システムを導入し、これら届出に係る作業負担を軽減している事例も見られるため、届出から台帳管理まで一括でオンライン手続きができるシステムを導入することで、初めて共通化の効果が現れる地方公共団体もあることが想定されることから、このような可能性のある地方公共団体に向けては、事業者が届出システムに入力した内容をCSV形式等でアウトプットできるようにし、地方公共団体が台帳システムを改修することで、電子データのインポートを可能とするなどの連携作業が有効かと考えられる。 ⇒上記のようにあるが、既に独自で台帳システムを有している自治体に対する対応だけでなく、現状で台帳システムを有していない自治体も台帳管理ができるように、届出受付システム自体に台帳機能や履歴などが確認できる機能を備えてほしい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 （表中8行目） e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降	×
224	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 申請・届出等情報登録や添付書類登録、提出内容の確認のみ共通化した場合、作業のスキームに共通化システムへの対応が追加されたことに過ぎず、作業がかえって煩雑になるものと考える。産業廃棄物行政情報システムとの連携であれば、許可・変更後の書換え漏れを防ぐメリットがあると思われる。	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) 各地方公共団体の事情に対応 ・・・・ b.文書管理システム、外部システムと連携ができること。	×
225	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p18、3～4行目、(1)対象となる手続き産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出 ⇒当該部分について「(1)対象となる手続き 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出」とされており、変更届出には、役員、車両の変更の他、会社の住所、代表者変更及び施設の追加（廃止）といった、許可証の書換え業務が付随するものもある。本県では、独自で廃棄物に係るシステム（以下「システム」という。）を用いて業務を実施しているため、許可証の書換えのない変更届出の場合は、本件共通化による支障は考えられない。一方で許可証の書換えの業務が付随するものについては、当該システムで受付、その情報を改めてシステムに登録及び事務処理をする流れとなり、煩雑になることが考えられる。本県以外でも同様のシステムを運用して業務を行っている自治体があると考えられるため、共通化の導入にあたっては、各自治体の現行の業務との整合を検討していただくようお願いいたします。	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) 各地方公共団体の事情に対応 ・・・・ b.文書管理システム、外部システムと連携ができること。	×
226	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 「産業廃棄物行政情報システム」とのシステム連携による欠格要件該当性の自動照合、「さんばいくん」への許可情報の自動アップデートについても検討いただきたい。なお、複数システムによる事業者管理は非効率であるため、これらのシステムの統合についても併せて検討いただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
227	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 法令に基づく届出と愛知県条例に基づく届出を同時に届出することがある。共通システムが運用され、既存システムと共通システムの複数システムでそれぞれ届出することになると今までよりも事務が複雑になることが予想される。自治体側で届出の種類によって受付の可否を選択できるようにしていただきたい。	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) e-Govによるオンライン化検討 a. e-Govを前提とした申請・届出等システムの全体像を認識した上で本件の届出について検討を進め、段階的に機能拡張やシステム間連携等を実現する。 p21~22 (2) スケジュール (表中12行目) e-Govの継続的機能拡張、改修：2024年度～	×
228	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 水質汚濁防止法の特定施設の使用廃止(⑧)に伴い想定される土壌汚染対策法の手続きは、4条1項の土地の形質の変更届(⑩)に加えて、3条1項の調査の実施又は3条1項ただし書きの確認申請が想定される。ただし、3条1項の調査の資料は膨大かつ煩雑なため、システム化から除外することをご検討いただきたい。	○	○	p11 イ、共通化後の姿（共通化パターン等） ・・・ 理由5：システムに導入する上で、添付資料が少ない届出や、届出に入力する項目が地方公共団体の条例等でも複雑にならないものは優先的に検討を行う。	×
229	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 土壌汚染対策法の形質変更届出(⑩)では、審査の結果によっては届出に対して調査命令を発出するが、必要な資料が添付されていなかったり記載内容に不備があるなど審査に支障がある届出事例が散見されることから、形質変更着手までに審査が完了するように、p.6の①事前相談で十分な確認や修正指示を行っている。 電子システムの導入により、届出者が不備のある資料でもシステムでの提出をもって届出が受理されたものと誤認し、従来p.6の①事前相談で行っている確認作業が④内容審査にスライドすることで、形質変更着手日までに審査が完了しないといったケースが懸念される。 そのため、特に土壌汚染対策法の形質変更届出(⑩)の電子システム導入の際の課題と対応方策として、届出に不備があった場合は内容の補正にかかった日数が審査期間から除かれることを周知するとともに、 <u>自治体から補正依頼があった場合に届出者が迅速にそれを把握し対応できるシステムとすることをご検討いただきたい。</u>	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p10 e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行） 「通知」フロー：「15-1返戻通知」「16-1補正通知」「17-1メッセージ通知」	×
230	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	申請者からの質問が多い届出項目については、申請者が入力に困らないように入力の補助等を充実させていただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
231	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 p12、1～3行目、本システムで導入を検討する届出については、アの（ア）で示した業務フローのうち②届出、③受理、④審査のプロセスをe-Govを共通システムとして活用しオンライン化し、負担軽減を図ることを検討する。 ⇒「②届出、③受理、④審査のプロセスをe-Govを共通システムとして活用しオンライン化し」とあるが、本システムは、②から④までのプロセスのみがオンラインで手続きするだけのものか、又は届出のあった添付資料等を含む全ての情報がシステムに保存され、過去に届出のあった情報を検索参照できる機能を有するのか確認したい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 ・・・ (表中8行目) e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降	×
232	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	システムを使用した届出により、環境省が毎年度実施する施行状況調査を省略できるか確認したい。 <u>また、過去の届出内容を追加して反映させることができるか確認したい。</u>	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
233	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	システムを使用した届出により、環境省が毎年度実施する施行状況調査を省略できるか確認したい。 <u>また、過去の届出内容を追加して反映させることができるか確認したい。</u>	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (ウ) 関連する届出への照会機能 システム上で届出を申請する前に、入力された項目について要件を満たせば、関連する届出を案内できるようにすることで、他の届出漏れの未然に防止できると考えられる。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (ウ)地方公共団体のご意見によるe-Gov機能拡張、改修等の検討 a. 地方公共団体のご意見と、原課の知見を元にe-Govの機能拡張、改修について検討する。 p21~22 (2) スケジュール (表中12行目)	×
234	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	各届出の保存年限を確認したい。	(c)抽象的なもの	—	—	×
235	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 対象法令には、毎年施行状況調査の回答があります。台帳管理等で回答を短時間で整理できるようにしたいので、 <u>対象法令の届出書は全て受け付けることができて良いのではと思いました。</u> また、対象法令に関連する県条例の届出書にも氏名変更等があり、市条例に係る届出書や報告書もあります。それらも受け付けることができて良いのではと思いました。	(c)抽象的なもの	—	—	×
236	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 申請・届出により完成した「公文書等取得」のデータの形式については、P D F（届出完成一式）と想像いたしますが、事業者が再度活用できるよう最終版のファイルデータ（csv含む）も別途取得可能となるようご検討をお願いいたします。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (エ)台帳システムとの連携について ・・・事業者が届出システムに入力した内容をCSV形式等でアウトプットできるように・・・ 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21 (イ) e-Govによる入力、出力方式の検討	×
237	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 紙の届出については追加で入力する必要があると考えますが、届出件数等を自動で集計し、施行状況調査等の作成がクラウド上で可能となれば、国・地方自治体双方に負担軽減のメリットがあると考えます。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
238	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 e-Govでの運用をする場合、そのランニングコストはどの程度の金額を想定されているのか、今後検討する中で、適切なタイミングで提示していただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16~17 (2) スケジュール 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p21~22 (2) スケジュール	×
239	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 P5 22行目~P6 13行目、環境法令に基づく手続き①~⑪ ⇒ここに7法令11の手続きについて記載がありますが、 <u>条例への対応や法改正による追加などは早急な対応をさせていただきたい。</u>	(c)抽象的なもの	—	—	×
240	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 地方公共団体の条例等において、共通化が可能となる場合「○○県○○条例の○○届」のような追加の仕方を柔軟に考えていただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
241	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 申請者IDについては、どのような登録方法で行うのか。また、システム上の情報管理は適切に行っていただきたい。	(c)抽象的なもの	－	－	×
242	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 申請者IDについては、どのような登録方法で行うのか。また、システム上の情報管理は適切に行っていただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (イ) 本人確認への対応 アンケート調査の結果からも、システム上で届出を受理することで、本人かどうかの確認ができるかどうか不安という声があった。申請者のIDと照会するなどを通じて、システム上からでも本人確認ができるよう対応を行う。	×
243	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 台帳管理システムがクラウド（SaaSなど）上に存在する場合、e-Govとの連携については問題ないか、今後検討する中で、適切なタイミングで提示していただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (エ) 台帳システムとの連携について	×
244	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 示された新システムにて処理が可能となる項目について、自治体独自で導入している電子申請システムにて既に処理が可能となってる項目とその内容が重複している。自治体独自で導入している電子申請システムでは閲覧不可な公的書類等の情報について、仮に新システムの導入後に「行政庁提供システム」により閲覧可能となったとしても、検索・収集における審査者側の負担が生じるだけであり、審査者側は新システムを導入するメリットを享受できない。	(c)抽象的なもの	－	－	×
245	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 p12、8行目、④審査のプロセスをE-GOVを共通システムとして活用し、オンライン化 ⇒「審査」とあるが、氏名変更、承継、廃止について審査とはどのようなものを想定しているのでしょうか。また、審査票の様式等を定め、PDF等で打ち出すことは可能となるのでしょうか？	(c)抽象的なもの	－	－	×
246	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 p16、22行目 ⇒「独自の申請・届出システムや台帳システムを導入し・・・届出から台帳管理まで一括でオンライン手続きができるシステムを導入することで、初めて共通化の効果が現れる地方公共団体もある。」とあるが、現在、千葉県では、千葉県電子申請システム又は紙による届出を併用し「氏名変更届」及び「承継届」について受理を行っています。また、届出内容は台帳システム（大気・ダイオキシン）に職員が手入力している状況です。そのため、台帳システムを含めたオンライン化の場合、他の届出（設置届、使用届、変更届）についても対応可能にしていきたい。	○	○	－	×
247	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 p16、23～32行目、（エ）台帳システムとの連携について ⇒「届出から台帳管理まで一括でオンライン手続きができるシステムを導入することで、初めて共通化の効果が現れる地方公共団体もあることが想定されることから、このような可能性のある地方公共団体に向けては、事業者が届出システムに入力した内容をCSV形式等でアウトプットできるようにし、地方公共団体が台帳システムを改修することで、電子データのインポートを可能とするなどの連携作業が有効かと考えられる。」とあるが、届出件数の集計機能と帳票出力機能を備えたシステムとすることで、台帳管理システムを導入していない地方公共団体でも、内部での事務処理負担を軽減するシステムとしていただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16～17 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 （表中8行目） e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降	×
248	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 p16、22行目～、既に一部の地方公共団体で独自の申請・届出システムや台帳システムを導入し、これら届出に係る作業負担を軽減している事例も見られるため、届出から台帳管理まで一括でオンライン手続きができるシステムを導入することで、初めて共通化の効果が現れる地方公共団体もあることが想定されることから、このような可能性のある地方公共団体に向けては、事業者が届出システムに入力した内容をCSV形式等でアウトプットできるようにし、地方公共団体が台帳システムを改修することで、電子データのインポートを可能とするなどの連携作業が有効かと考えられる。 ⇒「地方公共団体が台帳システムを改修することで、電子データのインポートを可能とするなどの連携作業が有効かと考えられる。」とあるが、事務処理効率化のため、申請・届出システムと台帳システムが一体となったシステムの導入もしくはAPI連携可能な申請・届出システムの導入も考慮していただきたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16～17 (2) スケジュール 令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。 （表中8行目） e-Govでの導入（機能改修は随時行う）：2027年度以降	×
249	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 p13、1～3行目、地方公共団体が申請・届出の事務処理の効率化やデータ収集の効率性を高めることに資すると考えられる。 ⇒「データ収集の効率性を高める」とあるが、施行状況調査の報告が簡素化されたり、不要となるような視点は含まれているか、今後検討を進める中で、適切なタイミングで提示していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
250	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p18、3～4行目、(1)対象となる手続 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出 ⇒システムの対象を変更届出に限定しているが、国において業者台帳（役員情報等を含む）を作成し、各自治体はそのシステムを経由し利用できる（例えば、許可証等の印刷など）システムとしてほしい。自治体は個人情報や処分情報等を含む詳細な情報まで閲覧・利用できるようにし、先行許可等にも利用できるようにしてほしい。また、業者の許可情報の内容を自動的に「産廃情報ネット」に紐づけしてほしい。	○	○	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (ア) e-Govによるオンライン化検討 a. e-Govを前提とした申請・届出等システムの全体像を認識した上で本件の届出について検討を進め、段階的に機能拡張やシステム間連携等を実現する。 p21～22 (2) スケジュール （表中12行目） e-Govの継続的機能拡張、改修：2024年度～	×
251	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p22、1～2行目、※e-Govを共通プラットフォームとして利用するため、要件定義以降の工程はe-Govの機能拡張、改修について明確化された後に再検討とする。 ⇒工程表及び※の注釈から、2025年度末以降は未定（再検討）となっているが、いつ稼働を見込んでいるか、明らかにしていただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
252	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	システム導入することにより、申請者の負担軽減になる施策については、前向きに検討頂きたい。 対して、我々（職員側）がシステムの導入（置き換え）をできるだけスムーズに行えるように工夫頂きたい。（人手不足の問題等）	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p14 9行目～ 既に独自の電子申請・届出システムでオンライン化を実施している地方公共団体が一定数あることから、システムの置き換えにあたっては、自治体の作業負担が発生するリスクもあることも考慮する。 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p20 (イ)導入負荷が低く、DX人材不足に配慮 a.複雑で工数がかかる事前準備や高いITリテラシーが無くとも導入できること。 b.極力開発することなく導入し、地方公共団体の職員が容易に運用・保守ができること。 c.導入後も運用負荷が低いこと。	×
253	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 特定建設作業にかかる届出について、騒音規制法・振動規制法に加え、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」に基づく届出があり、受付件数は県条例が一番多い。 そのため、共通化に際し法に基づく条例と県条例に基づく届出を、どちらも同じシステムで対応できるように検討頂きたい。	○	○	【水・大気環境局 環境管理課】 p16 (ア) 地方公共団体の条例等で定める様式への対応 ・・・これらの対応策として、条例の状況調査、調査を踏まえた既存システムとのFIT&GAP分析、条例に基づく手続も提出できる省令様式や必要な機能改修を検討する。	×
254	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 兵庫県に移譲事務市町交付金の算定の為、特定建設作業実施届の件数を毎年報告しているが、システム共通化した場合各市町より報告するのではなく、国機関でデータ収集して頂きたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
255	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 電子申請導入には異存はないが、騒音規制法又は振動規制法による特定施設の種類ごとの数量変更届出の基準が、二つの法律では異なっており届け出を必要とする事業者側を常に悩ませている現状がある。 騒音規制法による特定施設数量変更届出…直近の届け出数の2倍以上になったときに届け出必要。 振動規制法による同届け出 …1基でも増加すれば届出必要。 本市では届け出の義務が生じない数量変更届出でも受理しているが、よく似た法律による届け出基準に相違がある現状も踏まえて導入を進められない。 必要であれば、電子申請導入に併せたこれらの法令改正なども検討されたい。 ：この件については、方針の文面に対する意見ではありませんが、提出させていただきます。	○	×	—	2-2
256	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 建設工事を実施する際には「特定建設作業実施に係る届出」に併せて「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条の届出」の提出が必要となる事例も多いことから、共通化の対象とする手続きに「建設リサイクル法第10条の届出」も追加できないかご検討いただきたい。	○	×	—	2-3
257	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 土壌汚染対策法の形質変更届出(⑩)では、審査の結果によっては届出に対して調査命令を発出するが、必要な資料が添付されていなかったり記載内容に不備があるなど審査に支障がある届出事例が散見されることから、形質変更着手までに審査が完了するように、p.6の①事前相談で十分な確認や修正指示を行っている。 電子システムの導入により、届出者が不備のある資料でもシステムでの提出をもって届出が受理されたものと誤認し、従来p.6の①事前相談で行っている確認作業が④内容審査にスライドすることで、形質変更着手日までに審査が完了しないといったケースが懸念される。 そのため、特に土壌汚染対策法の形質変更届出(⑩)の電子システム導入の際の課題と対応方策として、<u>届出に不備があった場合は内容の補正にかかった日数が審査期間から除かれることを周知するとともに、自治体から補正依頼があった場合に届出者が迅速にそれを把握し対応できるシステムとすることをご検討いただきたい。</u>	○	×	—	2-2
258	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 p5、23行目、「② 騒音規制法に基づく特定施設等の設置・変更使用の廃止等に係る届出」及びP9、13行目、「エラーチェック」 ⇒「騒音規制法の特定施設等の変更（数変更）」のエラーチェックをシステム上でのような記述となっていますが、騒音規制法施行規則第6条第3項で、ただし書きの対象として「直近の届出により届け出た数の二倍以内の数に増加する場合」など複雑な条件がある。正しく判定するためには、事業場の施設の能力毎の数がデータ化されていなければならないと考えるが、<u>システムに組み込めるのか？法令のただし書き部分は必要な条項なのだろうか？（数変更時は一律に届出すべきではないか？）</u>	○	×	—	2-2
259	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 <u>届出事項に不備又は差替え等があった場合、届出を取り下げた後で新規届出が必要となるのか、又はシステム上で全ての届出事項を修正してプロセスを継続できるか確認したい。</u> その場合において、届出日の取扱いはどうなるか。	○	×	—	2-2
260	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 届出事項に不備又は差替え等があった場合、届出を取り下げた後で新規届出が必要となるのか、又はシステム上で全ての届出事項を修正してプロセスを継続できるか確認したい。 <u>その場合において、届出日の取扱いはどうなるか。</u>	○	×	—	2-2
261	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 令和6年の地方分権改革に関する提案募集において、当該変更届出のワンストップ化についての提案があったことを受け、区域をまたがって活動する事業者が複数提出先への一括提出をする手続を重点的に検討しているとの認識である。しかし、産業廃棄物処理施設を有する事業者が、その役員、株主等を変更をした場合は、当該届出と併せて、産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出が必要となる。産業廃棄物処分業者が同時に両手続を行う事例は多いものと考えられるが、一方の届出は電子による手続が可能であっても、もう一方の届出については来庁が必要となってしまう、利便性が損なわれると考えられるため、産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出についても、共通化の対象手続として検討してはどうか。	○	×	—	2-3
262	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 申請・届出システムのデータは、どの程度（何年分・何件分等）履歴が確認可能であるか、また、事業者側の設定についても今後検討される中で適切なタイミングで提示していただきたい。	○	×	—	2-2
263	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 2027年1月にe-Govでの導入予定とされておりますが、利用者（事業者等）への周知方法として、リーフレット等が配布される予定でしょうか。	○	×	—	2-2
264	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 「変更届出」のみを対象手続としているが、新規許可申請から廃止に至るまでの一連手続を共通化しない限り、当該システムの利用拡大や共通化メリットが見込めないと思慮されるため、対象手続の拡充を検討いただきたい。	○	×	—	2-3
265	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 申請者側において「添付書類の提出削減」が図られる分、審査者（地方公共団体）側では各種データ連携による公的書類の照会等を行う必要が生じ、事務負担の増加が見込まれる。<u>地方自治法で定める標準事務手数料の見直しも含めて検討してはかがか。</u>	○	×	—	2-2
266	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 「許可書の受領等」及び「許可書の交付等」について、<u>電子許可証の発行が可能とならない限り、紙許可証の発行が必要となるため、いずれ対面・郵送でのやりとりが生じることが懸念される。</u>	○	×	—	2-2
267	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 p6、3行目、大気汚染防止法に基づく特定施設等 ⇒特定施設という単語は法17条にて「物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「特定物質」という。）を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。）」とされているため、「ばい煙発生施設等」に変更いただきたい。 <u>また、揮発性有機化合物発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、水銀発生施設も対象とするという認識でよろしいか。</u> <u>対象でない場合は、共通化の対象としていただきたい。</u>	○	×	—	2-3
268	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 「対象法令は、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」とあり、①から⑩について列記されているが、他手続き（設置届、使用届、変更届 等）については今後、対象とするのか伺います。	○	×	—	2-3
269	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 大きい工場、事業場の場合、代表権を有する者から委任状を受け、工場長等から届出が提出される場合がある。当該委任状について、扱いはどのようにするのでしょうか。また、事業所によっては、年度内に氏名変更が複数行われることがあります。現在、過去に提出された委任状があれば良いとしています（届出者に変更がない場合に限る。）。システム化した場合についてどのように扱う必要があるかご検討願います。	○	×	—	2-2

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
270	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p18、3行目、対象となる手続 ⇒「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届」とあるが、石綿事前調査結果報告システム（大気汚染防止法）と繋がりがあるため「建設リサイクル法」について対象になりませんかでしょうか。またその内容について閲覧を行いたいと考えます。（平成24年12月5日環水大大発第121205301号）	○	×	—	2-3
271	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【水・大気環境局 環境管理課】 p12~16、13行目、「最初に共通化を進めるグループAの届出について」 ⇒「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業実施届出のe-Govへの実装を先行して実施する」とあるが、特定建設作業については自治体独自条例にて法対象以外の作業を規制しているところが多くある。また、届出件数も多いことから先行してシステム化に取り組んでいる自治体も多いと思われる。このような状況において、特定建設作業の代表的なものである建設工事においては、一つの工事で法及び条例対象の特定建設作業が混在することになると思われ、そのうち法対象作業のみをe-Govでの届出を可能とした場合、条例対象作業については別途届出が必要となり、システム化により行政及び届出者の手間や煩雑さが増すことも予想される。資料にあるよう、特定建設作業実施届出については件数も多く、自治体及び事業者双方からシステム化の要望が多く寄せられているため、システム化のプライオリティーを高く設定されていると思われるが、導入するシステムがより利便性の高いものとなるよう実情を踏まえた実装仕様の検討や、国主導のシステム化が遅れている中グループBのような多くの自治体が導入検討中のような業務に対してプライオリティーを上げるなどの対応をお願いしたい。	○	×	—	2-2
272	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 p19、11行目、(イ) 行政の効率化 ⇒施行状況調査で、各自治体が業者数等を国に報告しているが、将来的に、調査報告の手間を省けるようなシステム（例えば、届出件数や事業者数をボタン1つで抽出され、excelシートに入力しなくても報告ができる等）にしてほしい	○	×	—	2-3
273	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	国土交通省は、令和7年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	p23 2. 共通化の方法 建築分野の生産性の向上を促進するため、建築基準法に基づく行政手続のデジタル化に必要な基盤となるシステム整備等を行う。 3.対象とする手続の共通化の推進スケジュール	×
274	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	ii) 中間報告会での指摘等	<建築計画概要書等の閲覧請求システム> ・分権提案でもあった建築計画概要書等の閲覧請求システムについて、 <u>閲覧対象となる概要書の範囲、個人情報の取り扱い、営利目的の閲覧等への対応について説明をお願いしたい。</u> → 個人情報の取り扱いについては、現在概要書に記載されている建築主の名前や住所について、様式から落とす方向で検討しており、省令改正も検討。 → 建築計画概要書への対応については、構造適判や省エネ適判等も含め、優先順位を踏まえつつ対応したい。 ・従来の古い紙媒体の電子化も考えているのか。 → 対応すればかなりのコストがかかる。利用頻度等のベネフィットとの勘案で、現時点では、過去の紙媒体まで対応することを考えていない。	○	○	p24 3の(4) 建築計画概要書等の閲覧 ア. 閲覧のためのシステムの供用 令和9年4月を目標に、特定行政庁に対する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書の閲覧の請求をオンラインで行うことができるシステムの開発を目指す。また、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。 なお、指定道路図及び指定道路調書については、すでに多くの地方公共団体において、インターネット上の地図情報システムにより道路台帳、都市計画等と併せて閲覧に供されていることから、国によるシステムの開発を検討することは現時点では想定していない。	×
275	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	ii) 中間報告会での指摘等	<利用料> ・システム利用料については、利用しやすいような安価な設定をしていただきたい。また、金額が決まるスケジュールを教えて欲しい。 → 利用料は可能な限り安価にしたい。具体的な利用料は、取り明けのタイミングで建築行政情報センターから特定行政庁等に連絡が行く予定。 → 令和7年度は無償でスタートする。令和8年度以降は過去の申請実績を基に設定するが、利用者が増えていくことで利用料が下がっていく可能性も当然にある。	○	○	p25 4. 備考 上記のスケジュールは、関係機関との調整やシステムベンダーの確保等の状況によって変わらうる。 建築確認電子申請受付システムの利用料については、申請先の行政機関等における過去の申請実績数を踏まえて設定される。（令和7年度は無償とする。）	×
276	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	ii) 中間報告会での指摘等	<システムの拡張性> ・建築確認電子申請受付システムは高い拡張性。建築分野の業務全体のデジタル化に加え、時期も見据えたシステムの機能拡張の計画も含む取組みの方向であり、異論はない。引き続き、細部にわたって利便性の高いものとなるように検討をお願いしたい。	(c)抽象的なもの	—	—	×
277	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	ii) 中間報告会での指摘等	<建築計画概要書等の閲覧請求システム> ・分権提案でもあった建築計画概要書等の閲覧請求システムについて、閲覧対象となる概要書の範囲、個人情報の取り扱い、営利目的の閲覧等への対応について説明をお願いしたい。 → 個人情報の取り扱いについては、現在概要書に記載されている建築主の名前や住所について、様式から落とす方向で検討しており、省令改正も検討。 → 建築計画概要書への対応については、構造適判や省エネ適判等も含め、優先順位を踏まえつつ対応したい。 ・ <u>従来の古い紙媒体の電子化も考えているのか。</u> → 対応すればかなりのコストがかかる。 <u>利用頻度等のベネフィットとの勘案で、現時点では、過去の紙媒体まで対応することを考えていない。</u>	○	×	—	3-2
278	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	ii) 中間報告会での指摘等	<建築計画概要書等の閲覧請求システム> ・分権提案でもあった建築計画概要書等の閲覧請求システムについて、閲覧対象となる概要書の範囲、 <u>個人情報の取り扱い</u> 、営利目的の閲覧等への対応について説明をお願いしたい。 → 個人情報の取り扱いについては、現在概要書に記載されている建築主の名前や住所について、様式から落とす方向で検討しており、省令改正も検討。 → 建築計画概要書への対応については、構造適判や省エネ適判等も含め、優先順位を踏まえつつ対応したい。 ・従来の古い紙媒体の電子化も考えているのか。 → 対応すればかなりのコストがかかる。利用頻度等のベネフィットとの勘案で、現時点では、過去の紙媒体まで対応することを考えていない。	○	×	—	3-2
279	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	ii) 中間報告会での指摘等	<建築計画概要書等の閲覧請求システム> ・分権提案でもあった建築計画概要書等の閲覧請求システムについて、閲覧対象となる概要書の範囲、個人情報の取り扱い、 <u>営利目的の閲覧等への対応</u> について説明をお願いしたい。 → 個人情報の取り扱いについては、現在概要書に記載されている建築主の名前や住所について、様式から落とす方向で検討しており、省令改正も検討。 → 建築計画概要書への対応については、構造適判や省エネ適判等も含め、優先順位を踏まえつつ対応したい。 ・従来の古い紙媒体の電子化も考えているのか。 → 対応すればかなりのコストがかかる。利用頻度等のベネフィットとの勘案で、現時点では、過去の紙媒体まで対応することを考えていない。	○	×	—	3-2
280	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	ii) 中間報告会での指摘等	(BIM導入の審査側のメリット) ・ BIMを導入するメリットは、事業者のメリットは理解したが、審査する側の建築主事や指定機関にとっては、どのようなメリットが考えられるか。 (より利用を広げるために) ・ 上述の質問のように、建築確認のような、図面を伴う手続きの場合、オンライン化に現場は抵抗感があるのではない。現に、指定確認検査機関でもオンライン化は半分弱で、特定行政庁に至ってはほぼオンライン化を行っていない現状にある。他方で、ご説明いただいたBIMを導入していくと、建築確認の審査が効率化・高度化する。これは、現場にとってオンライン化することで新しいステージに移行できる、という大きなメッセージになるのではない。この国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の議論は、自治体の建築担当だけではなく、情報担当、行革担当、財務・総務系の人たちも見られる可能性がある。現在の紙で行っているものを単にオンライン化するだけではなく、新しい技術を導入してより効率化・高度化する取組みのために、単独の団体でやるのではなく、共通システムで進めていくのだ、というメッセージになるので、共通化を進めるインセンティブになるのではない。今後利用料を検討するにあたって、できるだけ多くの団体が参加した方がいいということを考えると、推進方針案でBIMの可能性にも少し触れながら示していくと、より共感を得られ広がりが出てくるのではない。	○	×	—	3-1
281	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	ii) 中間報告会での指摘等	(申請手数料) ・ 資料の「備考」の3ボツ目について、申請手数料の振込について記載があるが、共通基盤として、eL-TAXのeL-QR（総務省）や政府共通決済基盤（デジタル庁）があるため、その利用を考えられないか。 → 電子申請をしているのに電子決済ができないのは利用者にとって不便である。あとは電子決済ができる幅をどこまで広げるのかという議論か。電子決済を導入するとその分手数料を取られることも気になる。ただ、我々も上述の取組をよく承知していないが、そうした共通基盤を使えば、申請者や審査者が余分なお金を払わずに済むのであれば、当然検討すべきだと考える。今後検討させていただきたい。<国交通省> → ぜひ、その可能性を閉ざさないようにしていただきたい。当事務局としても、国土交通省と、総務省やデジタル庁の担当者と引き合わせたい。	○	×	—	3-3

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
282	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	建築確認電子申請受付システムを自治体個々で構築するとすると、多額の費用が必要となり、また、申請者にとっても自治体ごとに申請方法が異なると、負担となるため、是非共通化の対象としていただきたい。	○	○	p23 建築確認電子申請システム等に係る共通化推進方針（案） 令和7年3月28日 国土交通省 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「建築確認電子申請システム等」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。	×
283	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	建築基準法に基づく許可申請や認定申請もシステムで受付できるようにしてほしい。	○	○	p24 3(5) その他の建築基準法に基づく行政手続 ア、建築確認電子申請受付システムの機能拡張 令和9年4月を目標に、定期報告、建築工事届、特定行政庁による許可・認定に関して、手続をオンラインで行うことができるよう、建築確認電子申請受付システムの機能拡張に関する検討を進める。また、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。	×
284	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	リサイクル届・リサイクル通知については全国的なシステム基盤の整備はなされないのか。 業務効率が図られるシステムがあるとありがたい。	(b)射程外	—	—	×
285	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	確認申請の電子化を行うにあたって消防同意、工事届等アナログで行う手続が存在している限り、電子申請を開始すると申請者のみ手間が減り、行政庁は印刷やデータ整理等の手間が増えることになり、デジタル化が目的となることが予想される。	○	○	p23,24 (1) 建築確認 ア、建築確認電子申請受付システムの供用 令和7年4月より、建築確認の申請及び確認済証の受領、消防同意をオンラインで行うことができる「建築確認電子申請受付システム」の供用を開始する。 (5) その他の建築基準法に基づく行政手続 ア、建築確認電子申請受付システムの機能拡張 令和9年4月を目標に、定期報告、建築工事届、特定行政庁による許可・認定に関して、手続をオンラインで行うことができるよう、建築確認電子申請受付システムの機能拡張に関する検討を進める。また、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。	×
286	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	市町村が経由事務、関係規定に関する部署への連絡がICBAで完結しないと、事務処理が煩雑になり、結果紙面で印刷することが予想される。	○	○	p24 3(5) その他の建築基準法に基づく行政手続 ア、建築確認電子申請受付システムの機能拡張 令和9年4月を目標に、定期報告、建築工事届、特定行政庁による許可・認定に関して、手続をオンラインで行うことができるよう、建築確認電子申請受付システムの機能拡張に関する検討を進める。また、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。	×
287	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	ICBAの電子申請システムが決裁権者までの決裁を行うシステムが別途必要である状態のため、事務処理が煩雑である。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
288	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	事務処理手続が煩雑になる、機能が不足している、という状況から、別の自治体や指定確認検査機関ではICBAを使用せず、他の1つのシステムで電子報告・決裁・保管・関係機関照会・消防同意を行えるよう検討していたり、既存のシステムを連携することが費用的に難しいとの情報を聞いている。そのため、ICBAを利用しない自治体や指定確認検査機関がすべて同じシステムを利用するように統一してほしい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
289	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	長期優良の普及の促進に関する法律、建築物省エネ法、エコまち法等の各種法令の台帳照会が連年到達しているが、これをICBAと同様に1つのシステムで管理するよう国が提供することにより、情報管理が一元化、地方公共団体の事務量削減等のメリットが見込まれるため、ぜひ導入してほしい。	(b)射程外	—	—	×
290	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	建築工事届について、当県では、紙で收受したものをExcelに入力し、国土交通省に提出を行っている。 様式改正に伴い、Excel様式での提出を推進しているが、特定行政庁から紙で收受している現状から電子データでの收受方法に切り替えるには課題が多い。（收受方法、セキュリティ・費用面等） 建築工事届を入力するフォーマットをICBA上に設定してほしい。これにより、電子申請の際にデータが直接入力され、一元管理することが望める。	○	○	p24 3(5) その他の建築基準法に基づく行政手続 ア、建築確認電子申請受付システムの機能拡張 令和9年4月を目標に、定期報告、建築工事届、特定行政庁による許可・認定に関して、手続をオンラインで行うことができるよう、建築確認電子申請受付システムの機能拡張に関する検討を進める。また、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。	×
291	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	確認申請を電子で行えるようICBAの機能改修が進んでいるが、ICBAが地方公共団体の文書管理規程上公文書保管のための規定を満たすに足る位置づけ（データ保管の安全性等）であることを示してほしい。現在確認審査報告書の電子報告について、ICBAのみで完結せず、データ保管がダブルスタンダードになっており、デジタル化が目的となっている望ましくない状況（地方公共団体職員の事務量増加）になっている。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
292	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在、固定資産税事務における土地の利用状況の確認（建築予定の確認を含む。）のために、紙ベースで建築計画概要書等の照会・回答を行っています。当該データをオンラインで閲覧することが可能となれば、業務の効率化につながります。	○	○	p24 (4) 建築計画概要書等の閲覧 ア、閲覧のためのシステムの供用 令和9年4月を目標に、特定行政庁に対する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書の閲覧の請求をオンラインで行うことができるシステムの開発を目指す。また、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。	×
293	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	定期報告受付についても同システムで行えるようにしてほしい。	○	○	p24 3(5) その他の建築基準法に基づく行政手続 ア、建築確認電子申請受付システムの機能拡張 令和9年4月を目標に、定期報告、建築工事届、特定行政庁による許可・認定に関して、手続をオンラインで行うことができるよう、建築確認電子申請受付システムの機能拡張に関する検討を進める。また、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。	×
294	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	こちらのシステムには定期報告（電子報告）についても含めていただきたい。	○	○	p24 3(5) その他の建築基準法に基づく行政手続 ア、建築確認電子申請受付システムの機能拡張 令和9年4月を目標に、定期報告、建築工事届、特定行政庁による許可・認定に関して、手続をオンラインで行うことができるよう、建築確認電子申請受付システムの機能拡張に関する検討を進める。また、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。	×
295	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通化となった場合、是非建築確認電子申請システムの使用料については、利用しやすいよう安価な料金設定にいただきたい。	○	○	p25 4. 備考 上記のスケジュールは、関係機関との調整やシステムベンダーの確保等の状況によって変わらうる。 建築確認電子申請受付システムの利用料については、申請先の行政機関等における過去の申請実績数を踏まえて設定される。（令和7年度は無償とする。）	×
296	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	市町村がシステムを無償で利用できるようにしてほしい。（本県では建築確認申請書は、市町村を経由した後に提出してもらっているため）	○	○	p25 4. 備考 上記のスケジュールは、関係機関との調整やシステムベンダーの確保等の状況によって変わらうる。 建築確認電子申請受付システムの利用料については、申請先の行政機関等における過去の申請実績数を踏まえて設定される。（令和7年度は無償とする。）	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
297	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	電子申請を行うための環境整備はモニターの無償貸与だけでなく、タブレット、審査ソフト等を審査に必要なものについても予算措置ができるよう補助制度の拡大するとともに、予算を確保に向けた国から整備方針を示すなどをしていただきたい。	(b)射程外	－	－	×
298	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	建築計画概要書等の閲覧のオンライン化について、建築計画概要書のみならず、建築や不動産取引等に必要な建築・宅地行政等情報についても対象に含めるよう検討をお願いする。 (1) 建築基準法第93条の2、同施行規則第11条の3第1項の規定による各概要書 ①築造計画概要書 ②定期調査報告概要書 ③定期検査報告概要書 ④処分等概要書 ⑤全体計画概要書 (2) 建築基準法第42条第1項第4号、第5号及び第2項の規定による指定道路に係る指定道路調書（建築基準法施行規則第10条の2） (3) 旧宅地造成等規制法8条等の規定による許可又は協議の概要情報	○	○	p24 3の(4) 建築計画概要書等の閲覧 ア、閲覧のためのシステムの供用 令和9年4月を目標に、特定行政庁に対する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書の閲覧の請求をオンラインで行うことができるシステムの開発を目指す。また、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。 なお、指定道路図及び指定道路調書については、すでに多くの地方公共団体において、インターネット上の地図情報システムにより道路台帳、都市計画等と併せて閲覧に供されていることから、国によるシステムの開発を検討することは現時点では想定していない。	×
299	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	建築確認は多くが民間審査機関に提出されており、行政庁で建築確認のオンライン化での利点は、概要書の閲覧と確認等審査報告のオンライン化と考えるが、報告書は行政庁ごとで提出内容に差異があるため、県内レベルの統一では全国的な審査機関では対応が困難と聞いている。システム導入と併せて、国主導で全国的な運用の統一をしてもらいたい。	(c)抽象的なもの	－	－	×
300	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市では、建築、開発、宅地造成等に関する情報の閲覧、写しの交付及び証明発行等の業務を、庁舎内の窓口に設置した専用端末を利用して行っております。上記のような各地方自治体が独自に導入している既存の閲覧システムと、今後構築されるオンライン閲覧システムの連携の可能性を推進方針案に明記することについて、依頼事項に含めていただくことは可能でしょうか。 また、推進方針案には、共通化後のシステムにて閲覧可能となる情報の種類（建築計画概要書以外にオンラインでの閲覧を想定している情報があるか）やその検索方法、共通化にあたり地方に生じる事務負担及び経費負担、オンライン閲覧を開始するうえで課題となっている事項の統一的な基準の整理に係る今後のスケジュール等についても明記することを、依頼事項に含めていただくことは可能でしょうか。	○	○	p24 3の(4) 建築計画概要書等の閲覧 ア、閲覧のためのシステムの供用 令和9年4月を目標に、特定行政庁に対する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書の閲覧の請求をオンラインで行うことができるシステムの開発を目指す。また、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。 なお、指定道路図及び指定道路調書については、すでに多くの地方公共団体において、インターネット上の地図情報システムにより道路台帳、都市計画等と併せて閲覧に供されていることから、国によるシステムの開発を検討することは現時点では想定していない。	×
301	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市では、建築、開発、宅地造成等に関する情報の閲覧、写しの交付及び証明発行等の業務を、庁舎内の窓口に設置した専用端末を利用して行っております。上記のような各地方自治体が独自に導入している既存の閲覧システムと、今後構築されるオンライン閲覧システムの連携の可能性を推進方針案に明記することについて、依頼事項に含めていただくことは可能でしょうか。 また、推進方針案には、共通化後のシステムにて閲覧可能となる情報の種類（建築計画概要書以外にオンラインでの閲覧を想定している情報があるか）やその検索方法、共通化にあたり地方に生じる事務負担及び経費負担、オンライン閲覧を開始するうえで課題となっている事項の統一的な基準の整理に係る今後のスケジュール等についても明記することを、依頼事項に含めていただくことは可能でしょうか。	○	○	p25 4. 備考 上記のスケジュールは、関係機関との調整やシステムベンダーの確保等の状況によって変わりうる。 建築確認電子申請受付システムの利用料については、申請先の行政機関等における過去の申請実績数を踏まえて設定される。（令和7年度は無償とする。）	×
302	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	国で令和8年度以降に検討する概要書WEB閲覧機能について、 <u>対象とするのは新システム運用（令和7年4月）後に新システムに図書を保存した物件のみとするのか。それとも、各特定行政庁で保存している過去（昭和46年以降）の概要書も対象とするのか。</u> 現在、区の建築確認申請システムでは、建築主の種別（個人・法人）のフラグを管理しておらず、移行に際して懸念がある。新システムの仕様等の方向性を早期に共有していただきたい。	○	×	－	3-1
303	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市は特定行政庁ではないが、申請者に対し建築確認申請の事前協議を要請しており、建築確認申請と同様の書類を提出いただいた上で、本市における都市計画等への適合や道路法、農地法等の他法令に係る手続き状況等について、あらかじめ確認している。特定行政庁以外の市町村等が、建築基準法に基づかない建築確認申請の事前協議の事務において、ご検討の「建築確認電子申請システム」を活用できるようご検討いただきたい。	○	×	－	3-3
304	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	低炭素認定等を受付できるシステムにしてほしい。	○	×	－	3-3
305	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請手数料を徴収できるシステムにしてほしい。	○	×	－	3-3
306	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	概要書WEB閲覧の開始にあたっては、平成19年7月5日付総評相第83号総務省行政評価局長通知「建築計画概要書の閲覧制度の見直し（あっせん）」を踏まえ、建築主の個人情報の取扱いについて慎重を期すべきと考える。	○	×	－	3-1
307	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	概要書WEB公開にあたっては、営利目的の閲覧や大量閲覧、画面のハードコピー・印刷・撮影等を阻止できるシステムの構築が必要と考える。	○	×	－	3-1
308	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	建築計画概要書のオンラインでの閲覧について、先進自治体でも著作権（付近見取図、配置図）や個人情報の扱い等の解釈により対応が分かれているため、国土交通省から統一的な扱いを示していただきたい。	○	×	－	3-1
309	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	建築計画概要書等のオンラインの閲覧について、個人住宅の建築主や建設地の地名地番等についての個人情報にあたるものが含まれているものをオンライン上で閲覧できるようになるため、閲覧範囲や概要書の項目等について国土交通省で全国的な整理が必要であると考えられるが、個人情報の保護の観点からの考えについて、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	○	×	－	3-1
310	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	既に概要書等の閲覧交付システムを導入しているため、GIS上に概要書の位置をプロットするシステムを構築済みである。そちらと連携をすれば2度プロットする必要がなくなるため業務負担が軽減が想定されるため、連携できるように構築してほしい。	○	×	－	3-1
311	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市では、建築、開発、宅地造成等に関する情報の閲覧、写しの交付及び証明発行等の業務を、庁舎内の窓口に設置した専用端末を利用して行っております。上記のような各地方自治体が独自に導入している既存の閲覧システムと、今後構築されるオンライン閲覧システムの連携の可能性を推進方針案に明記することについて、依頼事項に含めていただくことは可能でしょうか。 また、推進方針案には、共通化後のシステムにて閲覧可能となる情報の種類（建築計画概要書以外にオンラインでの閲覧を想定している情報があるか）やその検索方法、共通化にあたり地方に生じる事務負担及び経費負担、オンライン閲覧を開始するうえで課題となっている事項の統一的な基準の整理に係る今後のスケジュール等についても明記することを、依頼事項に含めていただくことは可能でしょうか。	○	×	－	3-1
312	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	確認申請受付システムの使用料については、年間の申請件数と比較すると非常に高く、費用対効果が見込める状況になく導入ができないため、申請件数年間10件未満の場合等申請件数の少ない行政向けの使用料設定を検討していただきたい。	○	○	p25 4. 備考 上記のスケジュールは、関係機関との調整やシステムベンダーの確保等の状況によって変わりうる。 建築確認電子申請受付システムの利用料については、申請先の行政機関等における過去の申請実績数を踏まえて設定される。（令和7年度は無償とする。）	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
313	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「過去の申請実績数を踏まえて設定」とあるが、本市への確認申請件数は元々少なく、さらに計画通知の民間確認検査機関への申請増を踏まえると、当面は電子申請受付がゼロ件となる可能性が高いが、それに関わらず令和8年以降はシステム利用料が徴収される（本市は40万円/年）。 <u>利用されないシステム利用料の増額分について、財政部門から理解を得るのは困難であることから、電子申請導入の選択制や、無償期間の延期等、柔軟な対応をお願いしたい。</u> また、大型モニタやタブレット等を導入しなければ、結局紙にプリントアウトして審査・検査することとなり、電子申請の優位性はないことから、審査環境整備（ハード・ソフトの両面）に対する財政補助についてもご検討いただきたい。	○	○	p25 4. 備考 上記のスケジュールは、関係機関との調整やシステムベンダーの確保等の状況によって変わりうる。 建築確認電子申請受付システムの利用料については、申請先の行政機関等における過去の申請実績数を踏まえて設定される。（令和7年度は無償とする。）	×
314	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	費用負担について、無償を検討されたい。	○	○	p25 4. 備考 上記のスケジュールは、関係機関との調整やシステムベンダーの確保等の状況によって変わりうる。 建築確認電子申請受付システムの利用料については、申請先の行政機関等における過去の申請実績数を踏まえて設定される。（令和7年度は無償とする。）	×
315	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	審査するに当たり、色々な頁を見比べることが多いが、PCでは困難ではないか。 （紙での審査と比較して閲覧性に劣る・審査に時間を要するのではないか。）	(c)抽象的なもの	—	—	×
316	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	建築計画概要書等の閲覧・交付について、多くの自治体では交付に対し申請者に手数料を請求している状況と考えます。 本市においても同様に1通あたり400円の手数料を徴収しており、その歳入を建築計画概要書等のデータ整備に充てている状況です。今回のシステムが供用開始されると、交付手数料を徴収することがなくなり、自治体の歳入が大幅に減ることとなります。しかしながら、建築計画概要書等のデータ整備は変わらず必要となりますので、自治体の負担軽減の対策も検討していただきたい。	○	×	—	3-3
317	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	システムの利用について、機能の部分利用が可能ないように検討をしていただきたい。（例）建築計画概要書等の閲覧、許認可申請機能のみ利用など	○	×	—	3-3
318	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「過去の申請実績数を踏まえて設定」とあるが、本市への確認申請件数は元々少なく、さらに計画通知の民間確認検査機関への申請増を踏まえると、当面は電子申請受付がゼロ件となる可能性が高いが、それに関わらず令和8年以降はシステム利用料が徴収される（本市は40万円/年）。 <u>利用されないシステム利用料の増額分について、財政部門から理解を得るのは困難であることから、電子申請導入の選択制や、無償期間の延期等、柔軟な対応をお願いしたい。</u> また、 <u>大型モニタやタブレット等を導入しなければ、結局紙にプリントアウトして審査・検査することとなり、電子申請の優位性はないことから、審査環境整備（ハード・ソフトの両面）に対する財政補助についてもご検討いただきたい。</u>	○	×	—	3-3
319	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「閲覧の請求をオンラインで行うことができるシステムの開発」とあるが、共通化で開発されるシステム以外に本市で必要なデジタル化の範囲を把握し、内部及び関係機関との調整等を進めるため、できるだけ早くシステムの整備範囲を知りたい。	○	×	—	3-2
320	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「閲覧の請求をオンラインで行うことができるシステムの開発」とあるが、既存の概要書（紙ベース）の閲覧が非効率のため、請求から閲覧にいたる既存の概要書（紙ベース）や台帳との連携の共通化も考慮していただきたい。	○	×	—	3-2
321	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「閲覧の請求をオンラインで行うことができるシステムの開発」とあるが、台帳記載事項証明書の発行についても考慮していただきたい。	○	×	—	3-2
322	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「手続きをオンライン」とあるが、定期報告の手続後の台帳管理や改善報告、督促等の業務の共通化も含めたシステムの機能を検討していただきたい。	○	×	—	3-2
323	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「閲覧請求をオンラインで実施できるシステム」とありますが、オンラインで閲覧も可能となるシステムと考えてよい か、今後検討される中で、適切なタイミングで提示していただきたい。	○	×	—	3-2
324	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「令和7年4月より、建築確認の申請及び確認済証の受領、消防同意をオンラインで行うことができる「建築確認電子申請受付システム」の供用を開始する。」とあるが、特定行政庁が都道府県の場合、地元市町村との連携が必須のため、特定行政庁以外の市町村が閲覧できる改修を早めてほしい。	○	×	—	3-3
325	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	共通化推進方針（案）の実施については、特定行政庁がシステムを活用できるよう、特定行政庁の実務に寄り添ったシステム構築や情報提供を求めます。 また、「建築確認電子申請受付システム」の使用に関して、設計者への説明会の実施や、相談窓口の設置に関しては国で行うことを求めます。	○	×	—	3-3
326	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	特定行政庁の職員の作業がどの程度必要なのかを知りたいですので、以下の項目について、早期にお示しいただくようよろしくお願いします。 ・「閲覧の請求をオンラインで行うことができるシステム」とありますが、イメージはどのようなものでしょうか。 ・閲覧者自身が管轄する特定行政庁に来庁することなく、閲覧者自身の操作でウェブ上にある建築計画概要書等を閲覧することができるシステムでしょうか。 ・それとも、閲覧の請求手続きのみをオンライン化し、閲覧書類等は特定行政庁の職員の操作により公開されるシステムでしょうか。	○	×	—	3-3
327	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	公開される情報は特定行政庁が保有する建築確認の台帳のうち、テキストデータを公開するのか、建築計画概要書等のスキャンデータを公開するのかどちらでしょうか。 閲覧システムの対象や個人情報の取扱いへの対応について、早期にお示しいただくようよろしくお願いします。 （大阪府では現在、建築計画概要書をすべてスキャンデータで保存していますが、公開する情報がスキャンデータの場合、既存のスキャンデータに個人情報等の黒塗りが必要なため。また、公開する情報がテキストデータであれば、テキストデータ化されていない情報を作成する作業が必要なため。）	○	×	—	3-2
328	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	BIM図面等を確認するに当たり、庁内のPCスペックで対応できるのか。自治体の情報通信環境への配慮をお願いしたい。 （当該システムを支障なく利用できる環境として、どのようなPCスペック・機器構成（モニタサイズ・解像度等）を想定しているのか。）	○	×	—	3-3
329	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	PCへ保存するデータが膨大となるが、庁内で保存できる容量確保に不安がある。自治体の情報通信環境への配慮をお願いしたい。 （データ保存場所は利用団体で確保するのか。あるいは当該システムにデータ保存用のクラウド空間等の提供が含まれているのか。）	○	×	—	3-3
330	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「消防同意の電子化について導入を積極的に検討しておりますが、導入するために消防機関で準備が必要なシステム等はありませんか。消防期間で準備が必要なのであれば、その内容を早めに教えていただきたいです。	○	×	—	3-3

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
331	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	デジタル庁は、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省の協力を得て、令和7年3月末までに、オンライン化の拡大について、 <u>今後のスケジュール</u> を記した推進方針案を策定されたい。	○	○	p35 4.今後のスケジュール	×
332	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、地方自治体におけるサービス導入・コスト負担の意向が共通化の取組を通じて一定程度判明することを前提に、預貯金オンライン照会サービスを提供する事業者と対話し、 <u>競争環境上の課題</u> （民業圧迫の回避を含む）を検討されたい。	○	○	p30～33 3. 預貯金照会業務の現状と課題 （1）地方自治体 ウ. 課題 （2）金融機関 ウ. 課題	×
333	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	デジタル庁は、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省の協力を得て、令和7年3月末までに、オンライン化の拡大について、今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。 その際、地方自治体におけるサービス導入・コスト負担の意向が共通化の取組を通じて一定程度判明することを前提に、預貯金オンライン照会サービスを提供する事業者と対話し、 <u>競争環境上の課題</u> （民業圧迫の回避を含む）を検討されたい。	○	○	p33 3. 今後の対応策 （1）地方自治体におけるオンライン照会サービス等の利用促進 ・・・引き続き、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用してデジタル化を推進することとする。	×
334	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	ii) 中間報告会での指摘等	預貯金照会システムを利用しているが、対応する金融機関がない場合があるので、対応機関の増加に努めていただきたい。	○	○	p34 3. 今後の対応策 （2）金融機関等におけるオンライン照会サービス活用促進 金融機関がシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的に預貯金照会業務のデジタル化を推進することで、金融機関の負担軽減を図るため、デジタル庁と金融庁は、業界団体と連携し、金融機関に対する必要な情報提供を継続して実施する。	×
335	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	ii) 中間報告会での指摘等	証券会社、ネット銀行の利用拡大をお願いしたい。	○	○	p34 3. 今後の対応策 （2）金融機関等におけるオンライン照会サービス活用促進 金融機関がシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的に預貯金照会業務のデジタル化を推進することで、金融機関の負担軽減を図るため、デジタル庁と金融庁は、業界団体と連携し、金融機関に対する必要な情報提供を継続して実施する。	×
336	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	ii) 中間報告会での指摘等	pipitLINQ、DAISのどちらも対応していない金融機関は、その規模能力の問題なのか、国や自治体が照会する件数が少ないことから対応していないのか、対応しない理由を分析する必要があるのではないか。	○	○	p33 3. 預貯金照会業務の現状と課題 （2）金融機関 ウ. 課題 金融機関に対するヒアリングを実施し、次のとおり、預貯金照会に対する回答業務のデジタル化の課題の整理を行った。 ○業務効率化のため、預貯金照会に対する回答業務をデジタル化したいが、システム改修が必要であり、費用対効果が得られない。 ○回答業務の体制（事務処理センター等）を既に構築しており、機関内のデジタル化は一定程度進めている。書面による照会を行う行政機関が残存する中では、オンライン照会サービスを活用しても費用対効果が得られない。 ○既存の2つのオンライン照会サービスは対応している地方自治体の範囲が異なるため、両方のサービスを利用しなければならないが、費用負担が大きすぎる。	×
337	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	ii) 中間報告会での指摘等	金融機関のシステムも、特に勘定系のシステムは、バラつきがあったり、古いシステムを使っている可能性がある。テクノロジーでどこまで解決できるのか、それとも標準化作業が必要なのか、課題があるのではないか。	○	○	p33 ウ. 課題 金融機関に対するヒアリングを実施し、次のとおり、預貯金照会に対する回答業務のデジタル化の課題の整理を行った。 ○業務効率化のため、預貯金照会に対する回答業務をデジタル化したいが、システム改修が必要であり、費用対効果が得られない。 ○回答業務の体制（事務処理センター等）を既に構築しており、機関内のデジタル化は一定程度進めている。書面による照会を行う行政機関が残存する中では、オンライン照会サービスを活用しても費用対効果が得られない。 ○既存の2つのオンライン照会サービスは対応している地方自治体の範囲が異なるため、両方のサービスを利用しなければならないが、費用負担が大きすぎる。	×
338	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	ii) 中間報告会での指摘等	照会先金融機関によっては氏名（カナ）、生年月日、郵便番号、住所など、調査対象者確認の基準が異なるため統一してほしい。	○	×	—	4-1

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
339	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	ii）中間報告会での指摘等	金融機関と自治体の双方の業務フローを整理した上で、照会項目、照会のルール等を統一する考え方で進めていくべきではないか。	○	×	—	4-1
340	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	ii）中間報告会での指摘等	預貯金システムに対応している金融機関の「照会方法の統一」から着手するか、まだ預貯金システムに対応していない「金融機関の拡大」から着手するか。そこは、ファクトをしっかりと押さえた上で検討し、推進方針案に書けるところまで書いていただきたい。	○	×	—	4-1
341	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	ii）中間報告会での指摘等	・ pipitLINQ においては、1 回の照会で行政機関が知りたい情報が返ってくるパターンと、口座があるか確認後に再度照会する 2 段階での照会が必要というパターンであると承知しており、DAIS は、ほぼ全ての金融機関が 2 段階での照会になっていると承知している。金融機関ごとに照会の回数や照会に要する情報が異なるがために照会事務が煩雑になっている部分があるのはご指摘のとおり。＜デジタル庁＞ → <u>取引履歴がある場合、再度要求しないといけないという仕組みではなく、一気通貫で照会できる仕組みがよい。</u>	○	×	—	4-2
342	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	共通化の際には、現在民間事業者が提供する照会サービス上の課題を解消いただきたい。 <u>課題①：一度に照会できる金融機関が5つまで</u> → <u>全対応金融機関への同時照会可能へ</u> 課題②：照会先金融機関によって調査対象者確認の基準が異なる（カナ、生年月日、郵便番号、住所など） → <u>基準を統一（カナ、生年月日一致での回答が望ましい）</u>	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
343	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	従来の紙照会であれば、原則として氏名・生年月日・住所の3つの要素の照会を金融機関側で行ったうえで預貯金情報の回答があったが、現状のオンラインによる預貯金照会では、氏名のカナ・生年月日の2つの要素のデータ突合によって回答が行われる場合が多く、照会システムから回答データを直接各業務システムへ取り込む場合、別人の預貯金情報を自治体内のシステムに取り込み、保有するリスクが高い。個人情報保護の観点からも、金融機関等から回答されるデータの本人照合の手法、照合の精度を高める方法、業務システムへの取り込み時のチェック方法等についても検討を進めていただきたい。	○	○	p.34 3(1) 5～8行目 「デジタル庁と制度所管省庁が連携し、地方自治体に対し、預貯金照会業務におけるデジタル化やデジタル化を前提としたBPRの検討の呼びかけを行うこととする。」	×
344	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	現状の民間の預貯金照会システムについては、金融機関ごとの独自ルールとなる保有データ項目やシステムの条件に、自治体側がデータ形式や条件を合わせて照会を行う必要があり、自治体側の照会にかかる事務負担は従来の紙照会より大きい。また、現状では、オンライン照会に非対応の場合（ネット銀行、生命保険会社など）や、対応するのは取引の有無までで取引明細は従来どおり紙による照会を行う必要があるなど、照会先である金融機関等との調整が必須である。金融機関等側に対する働きかけについて、国が主導して進めていただきたい。	○	○	p34 (2) 金融機関等におけるオンライン照会サービス活用促進 金融機関がシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的に預貯金照会業務のデジタル化を推進することで、金融機関の負担軽減を図るため、デジタル庁と金融庁は、業界団体と連携し、金融機関に対する必要な情報提供を継続して実施する。	×
345	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	現在、照会件数の上限が設定されている金融機関があると聞いている。政令指定都市など一定の規模以上の自治体になると照会件数も多くなることから、上限が撤廃されるよう金融機関に働きかけをお願いしたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
346	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	生活保護法第29条の規定に基づく調査のうち預貯金等照会については、オンラインにより照会業務を行っているが、金融機関ごとに対応基準が異なり口座情報の有無のみの回答しか得られない等、必ずしも円滑な調査につながっていないことから、国の責任において、預貯金等照会・回答業務におけるルールの統一化を図ること。 また、現行では対応する金融機関等が限定されていることも課題であるため、 <u>多くの金融機関等が加入するよう国主導で促進を図ること。</u>	○	○	3. 今後の対応策 (2) 金融機関等におけるオンライン照会サービス活用促進 金融機関がシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的に預貯金照会業務のデジタル化を推進することで、金融機関の負担軽減を図るため、デジタル庁と金融庁は、業界団体と連携し、金融機関に対する必要な情報提供を継続して実施する。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
347	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	休眠口座の照会についてもオンライン照会が可能となるよう照会手法等を整理いただきたい。（従来の紙照会であれば休眠口座の情報回答があった口座について、現状の民間の預貯金照会システムを通じて照会した場合、口座なしとして回答があるケースがある）	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
348	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	預貯金照会のオンライン化を提供している業者も複数存在しているので、早い段階で業者を統一してほしい。	○	○	3．今後の対応策 （１）地方自治体におけるオンライン照会サービス等の利用促進 令和元年に、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用してデジタル化を推進する方針が示され、この方針を踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても「書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」こととされたことを受け、関係機関が連携して取組を進め、一定の業務効率化の効果を出していることから、引き続き、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用してデジタル化を推進することとする。	×
349	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	現在は導入済の金融機関が限定的なので、預貯金照会のオンライン化を導入することのメリット等を金融機関が把握し、導入金融機関等が増加してほしい。	○	○	p33 イ、オンライン照会サービスの活用によるメリット 金融機関が預貯金照会に対する回答業務を行う際にオンライン照会サービスを活用する場合、照会文書の開封、回答文書の作成や印刷、郵送事務が削減され、回答文書の写しの現物保存も必要なくなるため、業務効率化や経費削減の効果がある。 p34 （２）金融機関等におけるオンライン照会サービス活用促進 金融機関がシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的に預貯金照会業務のデジタル化を推進することで、金融機関の負担軽減を図るため、デジタル庁と金融庁は、業界団体と連携し、金融機関に対する必要な情報提供を継続して実施する。	×
350	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	滞納者の預貯金調査で市内域に存在する複数の金融機関に残高照会を行っている。一方で特定の金融機関では独自のデジタル化を図るため照会システムを開発し、利用者をそちらに誘導する動きも活発化している。このためオンライン化の拡大を図るならこれらの独自システムを保持している金融機関も抱合する形でデジタル共通基盤化を目指していただきたい。可能な限り多く金融機関に参加していただいたほうが、数多くの自治体が利用しやすいと考える。	○	○	p34 3．今後の対応策 （２）金融機関等におけるオンライン照会サービス活用促進 金融機関がシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的に預貯金照会業務のデジタル化を推進することで、金融機関の負担軽減を図るため、デジタル庁と金融庁は、業界団体と連携し、金融機関に対する必要な情報提供を継続して実施する。	×
351	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	共通化の際には、現在民間事業者が提供する照会サービス上の課題を解消いただきたい。 課題①：一度に照会できる金融機関が５つまで → 全対応金融機関への同時照会可能へ 課題②：照会先金融機関によって調査対象者確認の基準が異なる（カナ、生年月日、郵便番号、住所など） → 基準を統一（カナ、生年月日一致での回答が望ましい）	○	×	－	4-1
352	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	照会先の金融機関によって口座特定方法等のルールにばらつきがあるため統一してほしい。以下pipitLINQを例に希望を羅列します。 【照会パターン】国税庁推奨の1往復照会で統一して欲しい。 【特定方法】国税庁推奨の２点一致 カナ氏名（名称）＋生年月日（設立年月日）として欲しい。 【詳細確認の方法】顧客番号、漢字口座種別の取扱いを統一してほしい。 【住所等】リそな銀行、三井住友銀行など、住所などを目視で参考確認されているが、これをなくして完全電子対応として欲しい。 【郵便番号】ゆうちょ銀行、横浜銀行など、郵便番号一致が必要だが、これをなくして住所不一致は自治体で同一性判断してほしい。 【照会件数・レコード数】上限を統一してほしい、上限を超えてもサービス側（pipitLINQ）などで翌日回しとして欲しい。 【取引履歴】記入ある・なし、それぞれどちらかがエラーとなる金融機関があるので取り扱いを統一してほしい。原則取引履歴も回答するものとして、標準で1年以上は履歴を回答するものとして欲しい。	○	×	－	4-1
353	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	照会先の金融機関によって口座特定方法等のルールにばらつきがあるため統一してほしい。以下pipitLINQを例に希望を羅列します。 【データクレンジング】検索前のデータクレンジング方法を統一してほしい。スペース・各種括弧「（）{}」など・スラッシュ「/」・濁点「・」・半濁点「゛」・中点「・」・ピリオド「.」の削除、口座使用不可文字の変換（㊦→オ、など）、カナ小文字の大文字化（アイウエオヤヨヅ→アイウエヤヨヅ）、アルファベットの大文字化、同音カナ文字の統一（ダージ など）、長音「ー」をハイフン「-」へ統一、類音補正（グァ行→バ行に変換して検索、など） 【法人格】株式会社などについて、「カヤマトシ」「カヤマトシ」「ヤマトシ」など設定すべき取扱いが金融機関によって複雑であるため、この統一。法人格削除しての検索を希望。 【屋号】屋号含めて別途検索、屋号は削除、など取扱いが金融機関によって複雑であるため、この統一。 【英字】漢字氏名に入力、英字欄に入力、英字欄に入力しつつ漢字氏名欄にカナ入力、など取扱いが金融機関によって複雑であるため、この統一。 【料金】自治体側は従量課金と定額制を選べ、金融機関側はシステムにより定額であったり従量課金であったりするので、これを定額制（利用機関の規模による変動あり）に統一してほしい。	○	×	－	4-1
354	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	生活保護法第29条の規定に基づく調査のうち預貯金等照会については、オンラインにより照会業務を行っているが、金融機関ごとに対応基準が異なり口座情報の有無のみの回答しか得られない等、必ずしも円滑な調査につながっていないことから、国の責任において、 <u>預貯金等照会・回答業務におけるルールの統一化を図ること。</u> また、現行では対応する金融機関等が限定されていることも課題であるため、多くの金融機関等が加入するよう国主導で促進を図ること。	○	×	－	4-1

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
355	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	ベンダー間でデータ形式（ファイル形式、必要データ項目など）を共通化してほしい。また金融機関ごとに必要データ項目や照会手順（取引の有無と履歴等詳細項目で複数回の照会が必要な場合がある）が異なるためやはり共通化してほしい。	○	×	—	4-1
356	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	政令指定都市の場合、実施機関は行政区となるが、業務管理上、照会は実施機関単位で利用できるようにしていただきたい。また、本庁部門において利用実績など統計的な数字を集約できる機能も付与していただきたい。	○	×	—	4-2
357	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	自治体側は標準準拠システムに対応する中で、氏名や住所の外字について「行政事務標準文字」を使用することになるため、預貯金照会システムのオンライン化において、「行政事務標準文字」を利用した照会・データ突合が可能となるよう検討を進めていただきたい。	○	×	—	4-2
358	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	住所履歴や氏名の履歴なども含めて、標準準拠システムから出力したデータをそのまま加工なく利用可能なシステムとしていただきたい。	○	×	—	4-2
359	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	税務滞納管理システムについては標準化対象でもあるため、照会・取込み時にデータ成型作業等のEUCを不要とするなどシームレスなデータ連携の実装を希望する。	○	×	—	4-2
360	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現状の照会システムでは外国人氏名やシステム依存文字などについて照会時にあいまいさ耐性がないため、事前調査で存在を把握している預貯金口座の照会が正常に行われない事案が散見される。照会のあいまいさへの耐性を備えてほしい。	○	×	—	4-2
361	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	受益者負担金業務においても、現在、既存の民間事業者により提供されている照会サービスの導入により、対象金融機関が限定的ではあるが、業務の効率化が図られた。よって、新たなオンラインシステムの構築により、対象機関が増加するなどのメリットがあるならば、更なる業務効率化が期待できる。 預貯金照会システムのオンライン化の拡大対象業務として想定されていない自治体業務についても、導入が可能となるよう検討をしていただきたい。新たに構築される預貯金照会のオンラインシステムが、既存の民間事業者が提供される照会サービスから置き換わった場合に、オンライン化の対象外とされるような自治体業務がないようにしていただきたい。	○	×	—	4-3
362	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	生活保護業務において、第29条に基づく資産調査だけでなく、生活保護費返還金等の滞納整理業務における財産調査においても、預貯金照会システムを利用できるよう、検討を進めていただきたい。	○	×	—	4-3

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
363	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	保育所保育料の滞納整理のため、地方税法の例により、滞納者の預貯金照会を行っております。制度所管府省庁に子ども家庭庁も参画していただき、保育所保育料もこちらの枠組みで預貯金照会ができるようにしていただきたいと思います。	○	×	—	4-3
364	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	P.32「ウ、課題」6項目の「金融機関によって照会ルール（照会項目、本人確認の粒度、データ等）が異なるため、オンライン照会サービスを利用していても不便を感じる。」との記載があるが、前提として「オンライン照会サービスの利用・運用にあたっては、職員に一定程度のＩＴスキルが求められる」旨、追記すべきと考える。	(a)根拠不明確	—	—	×
365	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	照会できる銀行、生命保険会社及び損保保険会社が増えると調査範囲が広がるため、各所が参加できる（向こうから参加を希望してくる）ような環境を整備してほしい。また、そのためには導入や運用のコストについても負担低減されるようにしていただきたい。導入する金融機関や自治体が増えれば、システム側の保守運用費用が抑えられるのではないかと。	○	○	p34 3. 今後の対応策 （２）金融機関等におけるオンライン照会サービス活用促進 金融機関がシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的に預貯金照会業務のデジタル化を推進することで、金融機関の負担軽減を図るため、デジタル庁と金融庁は、業界団体と連携し、金融機関に対する必要な情報提供を継続して実施する。	×
366	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	オンライン照会サービスは福祉事務所設置自治体単位で契約・実施するため、政令市・中核市等被保護者人口が多い自治体ほど導入効果が高いといえます。小規模な市のみならず、人口規模の小さな郡部（町村部）に福祉事務所を設置する県にとっても利用負担は大きなものといえます。また、現在、法第29条調査の郵送料については「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の補助対象となっていますが、オンライン照会サービスに係る委託料は補助対象外となっていることも地方自治体の負担を大きなものとしています。生活保護法上、保護の実施責任は都道府県知事、市長、福祉事務所設置町村長が負うこととされていますので、広域連合による対応は困難と思料されることにも鑑み、オンライン照会サービスについても郵送料同様「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」等による補助対象とされたい。	(b)射程外	—	—	×
367	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	P.27「イ、地方自治体における業務フロー」の中で「（ア）書面による照会」と「（イ）オンラインによる照会」の違いについて、明言されていない部分があるため、明確に記載していただきたい。 書面による照会は、「ア、照会内容」の記載に基づけば①「口座の残高や契約内容等の現在の状況、預貯金、融資等の過去の取引履歴」②「契約申込書や本人確認書類など契約時の書類確認」に大別されるが、現時点でオンラインによる照会が実現しているのは①のうち「預貯金口座の保有の有無・残高・一定期間の取引明細の照会・請求」についてのみである。①のうち長期間に及ぶ取引明細の請求や融資の内容等の調査、及び支払元・支払先調査（取引相手の氏名・住所・連絡先等を特定するための調査）等については書面による照会を要しているところであり、②についてはすべて書面による照会が必要である。 なお、本意見はP32「ウ、課題」4項目の「オンライン照会サービスで照会できる範囲が限定的」であることを具体的に分かりやすく明記するもの。	○	×	—	4-1
368	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	「預貯金照会のオンライン化の拡大については、地方自治体及び金融機関双方の事務負担が軽減されるほか、迅速かつ適正な行政事務の遂行が図られるものであると認識している」とあるが、既に普及拡大が進んでいる民間事業者が提供する当該照会サービスについては、導入金融機関が一部に限定されていることや、金融機関の判断により、照会項目（氏名の入力方法など）が異なること、さらに照会回答までに時間を要することなどから、照会サービスの利用に関して、各金融機関と統一した基準を作成していただきたい。	○	×	—	4-1
369	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	p32、19～21行目、金融機関によって照会ルール（照会項目、本人確認の粒度、データ等）が異なるため、オンライン照会サービスを利用していても不便を感じる。 ⇒「金融機関によって照会ルールが異なり不便を感じる」とあるが、全国自治体の共通の認識であると思われるため、照会ルールを統一していただきたい。	○	×	—	4-1
370	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	本市では、下水道使用料および下水道受益者金等を強制徴収公債権として、取り扱っており地方税等と同等の流れで滞納処分を行っている。 しかしながら、対象業務に下水道使用料等は含まれていないようであるため、所管省庁として国土交通省を追加していただき、下水道使用料等を対象に加えていただきたい。	○	×	—	4-3
371	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム＜総務省＞	i）共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	総務省は、令和7年3月末までに、「投・開票速報オンラインシステム」の刷新スケジュールを記した推進方針案を策定されたい。 その際、システム導入後のリハールやヘルプデスクの仕組み等を併せて検討されたい。	○	○	p37.3(2)スケジュール p37.3(1)イ(イ),(ウ)	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
372	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(開票所のネットワーク環境) ・ LGWANや調査報告に関する自治体からの意見に対しても真摯に対応していただいたことに感謝。 ・ 現在のテレワーク導入状況が市町村ベースで6割超程度。テレワーク環境がない団体においては、どのように開票所のネットワーク環境を考えたらよいか。 → 他にも閉域SIMを使うやり方もある。特に小規模自治体ではテレワーク環境が進んでいない実態もある一方で、開票所が庁内にある場合もある。J-LISにおいて、テレワークの支援事業も実施しているので、その活用も考えられる。ご質問等があれば、個別に丁寧に対応していきたい。 ・ 選挙結果に関する調査・報告システムが実装されると、このような質問が出てくる可能性があるので、自治体のセキュリティポリシー制度を所管している部署とよく連携をしてほしい。	(f)解決済	—	—	×
373	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	<調査・報告項目の見直し> ・ 調査・報告項目の見直しも検討を進めるとのことであり、ぜひ進めていただきたい。 ・ 今回のシステムを導入することにより、自動化に近い形でデータを入力できる部分と、システムを入れてもなおデータの入力に労力がかかる部分とに分かれるか。 → 投票結果、開票結果の部分は、公示日や投票票日に入力した数値の一部がそのまま集計されて出てくる項目もあるので、最初の入力が必要だが、結果調の照会時には少々楽になるか。それ以外の項目(投票所数、投票所の開閉時間等)については、システムで入力する必要があるが、集計等は今までエクセルでやっていたものがシステムで全て自動化することになる。<総務省管理課> ・ EBPMの観点で、政策の反映に必要なデータはあるか。 → 統計の継続性・連続性ということを考える必要がある。手続きの改善等に資するものもある。不要な情報を取っているわけではないということはご理解いただきたい。<総務省管理課> ・ なぜそのデータを集計する必要があるのか、という必要性を国と地方で共有していく必要がある、ということではないか。	(c)抽象的なもの	—	—	×
374	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(指定都市) ・ 指定都市では、各区の選管で回答を作成後に、市の選管で回答を確認・編集してから県の選管へ回答している。システム共通後にも市の選管職員が各区の回答内容を確認し編集できる仕組みにしてほしい。 → 新しいシステムでは、政令指定都市が区の回答を確認・編集することは可能。また都道府県の選管において、各市町村の情報を確認・編集することも可能。<総務省管理課>	(f)解決済	—	—	×
375	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(システムの使い勝手や研修) ・ <u>入力途中での保存機能、起案用にデータ出力ができるような機能</u>を設けて欲しい。 → ページによって違いがあるかもしれないが、ご指摘の点は可能。<総務省管理課> ・ 4月に人事異動があるため、操作研修会は2月で終わらずに、もう少し機会を持ってもらうとありがたい。 → 操作研修会の模様については動画として残す予定。また、4月以降は、ログインして実際に使ってもらえる環境を提供予定である。4月に人事異動された方は、その動画を見てもらい、不明な点はヘルプデスクにお尋ねいただくような形で考えている。<総務省管理課> ・ 2月に研修を受けた方が習熟して、4月に人事異動された方をサポートすることも、より習熟を深めるきっかけになるのではないか。 ・ 日本の経営者はデジタルのプロダクトを実際に触っていないのが問題だ、という指摘もある。担当だけでなく、選挙部の幹部もぜひシステムに触れていただくと良いのではないか。	(f)解決済	—	—	×
376	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(システムの使い勝手や研修) ・ 入力途中での保存機能、起案用にデータ出力ができるような機能を設けて欲しい。 → ページによって違いがあるかもしれないが、ご指摘の点は可能。<総務省管理課> ・ <u>4月に人事異動があるため、操作研修会は2月で終わらずに、もう少し機会</u>を持ってもらうとありがたい。 → 操作研修会の模様については動画として残す予定。また、4月以降は、ログインして実際に使ってもらえる環境を提供予定である。4月に人事異動された方は、その動画を見てもらい、不明な点はヘルプデスクにお尋ねいただくような形で考えている。<総務省管理課> ・ 2月に研修を受けた方が習熟して、4月に人事異動された方をサポートすることも、より習熟を深めるきっかけになるのではないか。 ・ 日本の経営者はデジタルのプロダクトを実際に触っていないのが問題だ、という指摘もある。担当だけでなく、選挙部の幹部もぜひシステムに触れていただくと良いのではないか。	○	○	p37.3(1) イ、各選挙管理委員会に対する支援 (ア) 操作研修会の実施 各選挙管理委員会の職員向けに、本システムの機能等を説明する操作研修会をオンラインで実施した(令和7年2月)。 操作研修会の内容は動画化し、各選挙管理委員会に提供した。 (イ) ヘルプデスクの設置 各選挙管理委員会からの本システムに関する問い合わせに対応するヘルプデスクを設置した(令和7年3月)。 国政選挙・国民審査期間中にはヘルプデスクの対応者を増員し、問い合わせの増加に随時対応できる体制を構築する予定。 (ウ) 選挙時リハーサルの実施 国政選挙・国民審査の執行に際しては、公示日及び投・開票日のリハーサルを各2回、計4回実施し、円滑な速報業務の遂行に繋げる。	×
377	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(地方選挙への活用) ・ 国政選挙だけではなく、地方の選挙でも活用できると大変ありがたい。まず稼働が第一だが、拡張も含めて検討していただきたい。 ・ このシステムが順調に走り出したら、ぜひ地方選挙でも活用したい。 → 我々も中長期的な課題だと認識している。まずはこのシステムの安定稼働を第1優先として、その後、自治体の皆様の意見もお聞きしながら、中長期的な課題として検討していきたい。<総務省管理課> ・ 地方選挙への活用について課題としてはどのようなことがあるか。 → コスト面で、その費用負担を考える必要がある。また、独自システムを構築し使用されている自治体も多く、カスタマイズされていることがある。例えば、ある県では、他の自治体では収集していない情報を収集している場合もある。 ・ コスト面等の課題は認識した。共通化のテーマであるように、標準化して1つのシステムをみんなで利用する流れもあるので、是非そういう方向で進んでいけばよいのではないか。	○	×	—	5-1
378	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	選挙結果に関する調査・報告に当たり、回答作成のほか、県内市町村のデータ集計作業や報告後の疑義照会にかなりの時間を要している状況であるため、「投・開票速報オンラインシステム」の刷新に併せて、調査・報告システムも構築されるよう希望します。	○	○	p37.2(2)ア (イ) 対象業務(諸事項の調査・結果報告)の追加 国政選挙・国民審査の投・開票日以後に実施している調査(諸事項の調査・結果報告)について、全国共通のオンラインシステムを導入することによって、国及び各選挙管理委員会の業務負担の軽減等につながる。	×
379	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	調査・報告システムの構築に際しては、現在の調査・報告内容の見直しも行い、調査項目自体がスリム化されるよう希望します。	(c)抽象的なもの	—	—	×
380	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	選挙後の諸々の結果報告については、現在も市選管から県選管へ報告しており、報告先が「県」が「国」に変わるだけであるため、特段の影響はないと考える。	(c)抽象的なもの	—	—	×
381	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	開票所における速報については、現在、開票所からインターネット環境下で県のシステムにアクセスし、指定の時間帯ごとの開票速報を入力しているが、意見照会の資料に掲載の「刷新イメージ」では「LGWAN」回線で直接国に速報内容が上がるような形となっている。 ただし、開票所についてはLGWAN回線(ネットワーク)が構築されていない。 今般の衆院選のように日程が最短の選挙となると、開票所の確保が困難を極め、会場が変更になる可能性もあり、その場合に新たにLGWAN回線(ネットワーク)の構築が可能なかが不安である。	(c)抽象的なもの	—	—	×
382	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	「投・開票速報オンラインシステムの刷新イメージ」においては、開票所と政府共通ネットワークをLGWANにて接続することとなっているが、当市の開票所にはLGWAN回線が敷設されていない。このような場合、開票所で新規に有線で回線を敷設するか、閉域SIM等を用いた無線での接続を行うことが考えられる。すると、回線敷設工事費用や通信費用が発生すると考えられる。その中でも通信費用については、通信料のほか、回線を利用してもしなくても基本料金も生じると想定される。本システムの導入後も市町村選挙管理委員会による集計業務が行われることには変わらないことも踏まえると、これらの費用は市町村にとって新たな負担となりがねないと考えられる。このことから、本システム導入に際して発生する新たな費用について、自治体の負担となることがないよう、国での予算措置を含めて検討されたい。	(f)解決済	—	—	×
383	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	本システムは地方選挙には対応していないため、地方公共団体は、地方選挙用のシステムを別途整備・運用する必要がある。将来的な地方選挙への対応を御検討いただきたい。	○	×	—	5-1
384	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「国政選挙・国民審査の投・開票日以後に実施している調査(諸事項の調査・結果報告)を同システムの対象業務に追加する。」とあるが、統一地方選挙においても結果報告を行っているので、こちらも対象業務へ追加していただきたい。	○	×	—	5-1

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
385	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	現在、国政選挙・国民審査については、国と都道府県選挙管理委員会をオンラインで繋ぎ、各選挙管理委員会が入力した投・開票結果等を集計しているが、地方選挙についてはその対象となっていないところである。 推進方針（案）には「コスト低減と各選挙管理委員会の負担軽減を実現する」とあるが、地方選挙が対象となっていない以上、各都道府県選挙管理委員会は自前の投・開票速報オンラインシステムを整備せざるを得ず、地方のコスト低減にはつながっていない上、地方選挙では都道府県選挙管理委員会が整備した自前の速報システムを活用することとなり、市区町村選挙管理委員会が速報に用いるシステムも、国政選挙か地方選挙かによって異なる煩雑なものとなってしまう。 選挙はその性質上、全国一律に同じ条件の下行われるべきものである上、事務負担の軽減にもつながるため、「投・開票速報オンラインシステム」を地方選挙でも使用可能となるよう考慮していただきたい。	○	×	—	5-1
386	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	総務省は、令和7年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	p38～40,2.共通化の方法 p41,3(2)スケジュール	×
387	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、現在、一部の地方自治体で試行的にシステムを利用している成果を整理し、共通化の効果を見積もるとともに、国・地方を通じた事務負担を含めたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。	○	×	—	6-1
388	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(システム導入への期待) ・ 地方の課題に寄り添っており、今までの膨大な作業が随分解消されると期待する。また、これまでの取組に感謝している。ぜひこのシステムを形にしていいただきたい。 → 試行運用中の自治体が感じている主な効果が、まさにP2で紹介したもの。一方、細かい画面遷移等では要改善点も指摘されており、今後改善を図っていききたい。<総務省>	(c)抽象的なもの	—	—	×
389	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(審査フローの更なる合理化) ・ システム構築に併せて、制度や事務フローの見直しも重要と思われる。返礼品数は今後も更に増えていくことが見込まれる。申請から承認までの期間の短縮は、市区町村及び返礼品を取り扱う事業者双方の要望なので、 <u>審査の迅速化につながるような見直し</u> もお願いしたい。 → 事務フローの見直しは不断に行ってきた。今回、全国意見照会の中でも、審査様式そのものの合理化等に係るご意見もいただいている。システム化と併せて、審査事務の更なる合理化・簡素化も図っていききたい。<総務省>	○	○	p40 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。 ○地方団体からの主な意見について ①適合性確認において地方団体が国に対して提出する様式等の合理化・簡素化を図ること ⇒・・・今後も、ふるさと納税制度の適正性を確保しつつ、必要に応じて様式の見直し等について検討するものとする。	×
390	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(審査フローの更なる合理化) ・ <u>約100万件の膨大な審査に当たって、例えばシステム上で、新規分・継続分を切り分けることで、審査の迅速化につながる</u> と思われる。 → ご認識のとおり。現行も、新規分・継続分を切り分けるなど、効率的な審査に努めている。システム導入後も、管理番号等により、新規と既存を区別して管理可能と考えている。システム導入の際には、更に工夫できる余地がないか模索していききたい。<総務省>	○	○	p40 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。 ○地方団体からの主な意見について ①適合性確認において地方団体が国に対して提出する様式等の合理化・簡素化を図ること ⇒・・・今後も、ふるさと納税制度の適正性を確保しつつ、必要に応じて様式の見直し等について検討するものとする。	×
391	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(追加返礼品の申請の機会) ・ システム導入と併せて申請の機会についても、毎月受け付ける等の検討をぜひお願いしたい。 → 今年度、審査スケジュールの予見可能性を高めるとともに、審査期間を短縮する等の観点から、追加返礼品の申請時期を体系的に年3回と整理するなど改善を図ったところ。一方、毎月受け付けるとなると、事務作業が相当煩雑になると思われるため、いただいたご意見を参考に今後考えていきたい。<総務省> → システムの運用が安定してから、検討してもよいのではないか。	○	○	p40 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。 ○地方団体からの主な意見について ①適合性確認において地方団体が国に対して提出する様式等の合理化・簡素化を図ること ⇒・・・今後も、ふるさと納税制度の適正性を確保しつつ、必要に応じて様式の見直し等について検討するものとする。	×
392	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(検索) ・ P2のシステム導入後の効果として、ファイルの統合作業を行うことなく、類似の返礼品に係る検索が容易になるとされている点、大変ありがたい。	○	○	p39 ・ 国及び都道府県において、ファイルの統合作業を行うことなく、全ての返礼品を一元的にデータベース化でき、過去の（類似の）返礼品に係る検索が容易になる（特に国において、適合性確認や基準見直しに係る検討作業等が効率化する）。	×
393	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(審査状況の可視化) ・ 審査の進捗状況を把握可能とあるが、個別の品目ごとに表示される予定か。 → 個別の返礼品ごとに、ステータスを一目で確認できるようにする予定。<総務省> → これまで、審査状況について、事業者から問合せがあっても対応に苦慮したが、システム導入により、審査の進捗状況がリアルタイムで把握可能となるのは、大変ありがたい。	○	○	p40 市区町村において、「都道府県審査中」「総務省審査中」「総務省差戻し」「審査完了」等の表示により、問合せを行うことなく、適合性確認の進捗状況をリアルタイムで把握可能となる。	×
394	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(市区町村による閲覧) ・ 返礼品を一元的に「データベース化」できるとあるが、この「データベース」を市区町村が閲覧することは可能となる予定か。新たな返礼品の検討等に当たって、閲覧できるようになるとありがたい。 → 他の市区町村の取組を参考に検討されることは良い。ただ現在、市区町村は、他の自治体体が閲覧できる前提で国に審査様式を提出しているわけではないので、各自治体の返礼品を広く公開していくとなると、前もって合意形成が必要。仮に公開する場合は、内容の精査等も必要となり、公開の範囲や合意形成について慎重に考える必要がある。<総務省>	○	○	p40 ② 適合性確認の完了後、各地方団体が提供を予定する返礼品の情報（データ）を他団体も閲覧可能とすること。 → 現状、それらの情報は公表を前提として地方団体から提出されておらず、公表するとした場合、返礼品を提供する全国の地方団体の合意形成が必要となる等の理由により、慎重な対応が必要である。	×
395	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(システム導入時の自治体負担) ・ システムの導入にあたって、自治体の負担を求めないよう配慮してほしい。 → 今のところ、導入に当たって、市区町村のイニシャルコストは想定していない。市区町村は、基本的に既存のシステムで作成したものを取り込めるようにするイメージで考えている<総務省>	○	○	p39 イ、共通化後の姿（共通化パターン等） 「1. 業務・システム名」のとおり、返礼品の適合性確認は、地方税法に基づく大臣指定等のため、返礼品を提供しようとする全ての地方団体を対象に国が一律で行う事務である。そのプロセスを一元的に管理する必要があるため、国の責任により全国統一的なシステムを調達・運用する。 p40 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。	×
396	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(事業者における導入効果) ・ デジタル行財政改革の理念として「利用者起点」がある。自治体におけるシステム導入効果も非常に重要だが、事業者における効果も把握いただけないか。例えば、返礼品の調達がスムーズにいく等の効果は考えられないか。事業者の話として、定性的な内容でもよいので、可能な限り記載いただきたい。 → 検討する。<総務省>	○	○	p40 (イ) 返礼品取扱事業者の利便性の向上 本システムの導入により、市区町村を通じ、各返礼品を取り扱う事業者においても、適合性確認の進捗状況がリアルタイムで分かるようになるため、適合性確認の完了後、当該事業者が迅速に返礼品を提供できるようになる。これにより、当該事業者の利便性の向上につながる。	×
397	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(スケジュール) ・ 資料上のスケジュールでは、早くて令和8年度下期に運用開始とされているが、効果が期待できるシステムであるため、可能な限り前倒しをお願いできないか。 → 一方で、開発の期間が半年と設定されており、フィージビリティの観点で問題ないか。 → 試行運用で利用している民間システムの事業者にも話を聞きながら、スケジュールを引いたところ。今後、細かい仕様の調製等により変わる可能性はあるが、運用開始時期もよく詰めていきたい。<総務省>	○	○	p40 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。 p41にスケジュールの記載あり	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
398	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(効果の測定) ・ 定量的な効果については、タイムスタディ等を通じて推定する方法が一般的。デジタル庁が進めているやり方も参考にしていただきたい。 → 効果の測定については、既に試行運用自治体等に対し、現行と導入後の状況として「どの程度作業時間が短縮されたか」等に係るヒアリングを始めており、今後精査していきたいと考えている。<総務省>	○	×	—	6-1
399	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	(自治体の意見の反映) ・ 国、地方ともに事務負担の軽減につながるシステムと考えられ、市区町村の意見も可能な限り取り入れて対応いただきたい。 → 令和7年度に調達仕様を検討する段階でも、自治体の意見を聞くこととしているか。 → 丁寧に聞いていきたい。<総務省>	○	×	—	6-2
400	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	他市町村の返礼品で、地場産品基準を満たしていないと思われる返礼品について、本システムを通じて国に調査依頼をかけられる機能があるとよい。自治体間同士の指摘はともかく、例えば同業他社などの事業社から寄せられる情報（返礼品〇〇は〇市で作っていない）等精度が高い。ルールを遵守した中で公平・健全に制度を運営していくためには、違反（可能性も含む）自治体についての情報提供を可能にする機能も必要。	○	○	p40 ② 適合性確認の完了後、各地方団体が提供を予定する返礼品の情報（データ）を他団体も閲覧可能とすること。 → 現状、それらの情報は公表を前提として地方団体から提出されておらず、公表するとした場合、返礼品を提供する全国の地方団体の合意形成が必要となる等の理由により、慎重な対応が必要である。	×
401	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	県産品基準の割合試算や価値計算等が統一された様式で申請可能であること。	○	○	p40 ① 適合性確認において地方団体が国に対して提出する様式等の合理化・簡素化を図ること。 → これまでも事務効率化の観点から、各地方団体が記載すべき事項の統一化や記載例の充実等の見直しを行ってきたところであり、今後も、ふるさと納税制度の適正性を確保しつつ、必要に応じて様式の見直し等について検討するものとする。	×
402	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	事業者が各自治体に申請する様式も統一された様式であること（事業者からの申請を提出書類にそのまま使用可能）	○	○	p40 ① 適合性確認において地方団体が国に対して提出する様式等の合理化・簡素化を図ること。 → これまでも事務効率化の観点から、各地方団体が記載すべき事項の統一化や記載例の充実等の見直しを行ってきたところであり、今後も、ふるさと納税制度の適正性を確保しつつ、必要に応じて様式の見直し等について検討するものとする。	×
403	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	地場産品類型3号の申請について、回答A~Cの簡素化を図る。	○	○	p40 ① 適合性確認において地方団体が国に対して提出する様式等の合理化・簡素化を図ること。 → これまでも事務効率化の観点から、各地方団体が記載すべき事項の統一化や記載例の充実等の見直しを行ってきたところであり、今後も、ふるさと納税制度の適正性を確保しつつ、必要に応じて様式の見直し等について検討するものとする。	×
404	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	地場産品類型2号の申請について、回答Cの簡素化を図る。	○	○	p40 ① 適合性確認において地方団体が国に対して提出する様式等の合理化・簡素化を図ること。 → これまでも事務効率化の観点から、各地方団体が記載すべき事項の統一化や記載例の充実等の見直しを行ってきたところであり、今後も、ふるさと納税制度の適正性を確保しつつ、必要に応じて様式の見直し等について検討するものとする。	×
405	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムを使用するための予算が必要となる場合は適切なタイミングで示していただきたい。	○	○	p39 イ、共通化後の姿（共通化パターン等） 「1. 業務・システム名」のとおり、返礼品の適合性確認は、地方税法に基づく大臣指定等のため、返礼品を提供しようとする全ての地方団体を対象に国が一律で行う事務である。そのプロセスを一元的に管理する必要があるため、国の責任により全国統一的なシステムを調達・運用する。 p40 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。	×
406	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	仮に使用料が発生する場合、経費計算に組み込む必要があるのかは、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	○	○	p39 イ、共通化後の姿（共通化パターン等） 「1. 業務・システム名」のとおり、返礼品の適合性確認は、地方税法に基づく大臣指定等のため、返礼品を提供しようとする全ての地方団体を対象に国が一律で行う事務である。そのプロセスを一元的に管理する必要があるため、国の責任により全国統一的なシステムを調達・運用する。 p40 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。	×
407	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムの構築にあたっては、自治体側に対し、 <u>新たな機器の購入やネットワークの構築などを必要としない形を検討していただきたい</u> 。可能な限り既存のシステムの中で運用できる形でお願いしたい。また、ふるさと納税の寄附申込みについては、民間ECサイトを利用するのではなく、国が全国統一的なポータルサイトを構築・運用し、当該ポータルサイトのみに寄附申込みができるような仕組みの検討をお願いしたい。	○	○	p39 イ、共通化後の姿（共通化パターン等） 「1. 業務・システム名」のとおり、返礼品の適合性確認は、地方税法に基づく大臣指定等のため、返礼品を提供しようとする全ての地方団体を対象に国が一律で行う事務である。そのプロセスを一元的に管理する必要があるため、国の責任により全国統一的なシステムを調達・運用する。 p40 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。	×
408	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムの構築にあたっては、自治体側に対し、新たな機器の購入やネットワークの構築などを必要としない形を検討していただきたい。可能な限り既存のシステムの中で運用できる形でお願いしたい。また、ふるさと納税の寄附申込みについては、民間ECサイトを利用するのではなく、 <u>国が全国統一的なポータルサイトを構築・運用し、当該ポータルサイトのみに寄附申込みができるような仕組みの検討をお願いしたい</u> 。	(b)射程外	—	—	×
409	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本システムの運用開始までに、できるだけ多くの実務担当者に使用させ、機能面や運用面に関する意見照会を行っていただいたうえでリリースいただきたい。	○	×	—	6-2
410	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	各地方自治体が、返礼品に係る審査の申請を当該システム化することで、迅速な審査手続きが可能となり返礼品の掲載時期が短縮されて魅力あふれる地場産品がスムーズに寄附者へ提供できるようになることは、望ましいものとする。そのうえで、次の点を考慮したシステム構築について希望する。 ・ 申請後の状況がどのような進捗にあるかステータスが確認できること。 ・ データのアップロード及びダウンロードが可能であること。 ・ 承認された際に、各自治体に対して自動でシステムからの承認連絡メールが送られること。 ・ 返礼品等の地場産品基準への該当理由を確認できること。（疑義照会等の手間を省く効率化、返礼品提供の適正化の観点から）	○	×	—	6-2
411	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	返礼品の確認依頼をするにあたり地場産品基準等について質問がある場合、各自治体から都道府県を経由し総務省へ照会しているが、関係各所の事務効率化を図るため問い合わせの多い内容については、本システムで検索できるようにしていただきたい。	○	×	—	6-2

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
412	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	返礼品取扱事業者が確認できる範囲は、自身の返礼品の進捗状況のみということでしょうか。	○	○	p40 ② 適合性確認の完了後、各地方団体が提供を予定する返礼品の情報（データ）を他団体も閲覧可能とすること。 → 現状、それらの情報は公表を前提として地方団体から提出されておらず、公表するとした場合、返礼品を提供する全国の地方団体の合意形成が必要となる等の理由により、慎重な対応が必要である。	×
413	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「システム開発・運用に必要な予算要求」とあるが、市町村は費用負担が発生しないという認識で良いか？また、共通システムの利用に当たり、市町村のICチップカードの作成等、準備に必要となるもの（費用含める）はあるのか？	○	○	p39 イ、共通化後の姿（共通化パターン等） 「1. 業務・システム名」のとおり、返礼品の適合性確認は、地方税法に基づく大臣指定等のため、返礼品を提供しようとする全ての地方団体を対象に国が一律で行う事務である。そのプロセスを一元的に管理する必要があるため、国の責任により全国統一的なシステムを調達・運用する。 p40 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。	×
414	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	確認システムを導入することで、申請の時期について、随時申請が可能となる等の見直しはあるのか？	○	○	p40 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。 ○地方団体からの主な意見について ①適合性確認において地方団体が国に対して提出する様式等の合理化・簡素化を図ること ⇒・・・今後も、ふるさと納税制度の適正性を確保しつつ、必要に応じて様式の見直し等について検討するものとする。	×
415	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	システムの共通化の前提として、様式だけでなく、審査業務のプロセス自体の合理化・簡素化も図られたい。毎年、全ての返礼品を申請することとなっているが、基準の変更がないものに関しては、既に承認済みの返礼品まで、改めて申請させるのは二度手間である。また、品目によっては、包括承認により個別の承認を省略する（例えば、市内の酒蔵で醸造された日本酒など、一定の包括承認基準を定め、それに該当する場合は個々の返礼品ごとの審査を不要とし、届出のみとする）など、システム化以外の解決策も検討すべき。	○	○	p40 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。 ○地方団体からの主な意見について ①適合性確認において地方団体が国に対して提出する様式等の合理化・簡素化を図ること ⇒・・・今後も、ふるさと納税制度の適正性を確保しつつ、必要に応じて様式の見直し等について検討するものとする。	×
416	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「国の責任により全国統一的なシステムを調達・運用する。」とあるが、地方自治体の財政状況は厳しさを増しているため、全国統一的なシステム導入にあたっては、イニシャルコストだけではなく、システム運用及び更新等に係るランニングコストについても国の責任において対応していただくよう考慮していただきたい。	○	○	p39 イ、共通化後の姿（共通化パターン等） 「1. 業務・システム名」のとおり、返礼品の適合性確認は、地方税法に基づく大臣指定等のため、返礼品を提供しようとする全ての地方団体を対象に国が一律で行う事務である。そのプロセスを一元的に管理する必要があるため、国の責任により全国統一的なシステムを調達・運用する。 p40 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。	×
417	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	30～32行目に「現状、それらの情報は公表を前提として地方団体から提出されておらず、公表するとした場合、返礼品を提供する全国の地方団体の合意形成が必要となる等の理由により、慎重な対応が必要である。」とある通り、事業者から回答いただいている内容は付加価値に関わる関係で原価や原価割合など一般的に公開されていない情報などを特別に提出いただいている場合があるため、公表できるものではない。公表するとしても、事業者の不利益にならないよう公表内容は一部の内容のみとするなど慎重に対応していただきたい。	○	○	p40 ② 適合性確認の完了後、各地方団体が提供を予定する返礼品の情報（データ）を他団体も閲覧可能とすること。 → 現状、それらの情報は公表を前提として地方団体から提出されておらず、公表するとした場合、返礼品を提供する全国の地方団体の合意形成が必要となる等の理由により、慎重な対応が必要である。	×
418	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	システムによる効率化は進めるべきで歓迎するところ。一方、返礼品の全件審査を職員により行っている現状が当面継続するのであれば、申請から審査完了までを効率化すべく、増員等により対応していただきたい。	(d)団体固有の事情	—	—	×
419	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「国及び都道府県において・・・全ての返礼品を一元的にデータベース化でき、・・・検索が容易になる」とあるが、実際に返礼品を提供する市町村としても、新たな返礼品の検討にあたって、過去の（類似の）返礼品の情報が活用できれば、その作業が効率化するため、当該機能は市町村にも付与されるものとしていただきたい。	○	○	p40 ② 適合性確認の完了後、各地方団体が提供を予定する返礼品の情報（データ）を他団体も閲覧可能とすること。 → 現状、それらの情報は公表を前提として地方団体から提出されておらず、公表するとした場合、返礼品を提供する全国の地方団体の合意形成が必要となる等の理由により、慎重な対応が必要である。	×
420	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	返礼品は、地方団体が提供するものであって事業者が直接提供しているわけではなく、返礼品として提供するか否かは、最終的に地方団体が決めてポータルサイト等への掲載作業等を行っているため、事業者がリアルタイムで進捗状況を確認できるようになると、返礼品の適切な管理ができなくなる恐れがあることから、慎重に検討していただきたい。	○	○	p40 （イ）返礼品取扱事業者の利便性の向上 本システムの導入により、市区町村を通じ、各返礼品を取り扱う事業者においても、適合性確認の進捗状況がリアルタイムで分かるようになるため、適合性確認の完了後、当該事業者が迅速に返礼品を提供できるようになる。これにより、当該事業者の利便性の向上につながる。	×
421	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	適合性確認の結果（適否や差戻し等）について、確認システムにメッセージアラート等、市町村に届くのか？それとも市町村で毎日、確認する必要があるのか？	○	×	—	6-2
422	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	確認システムで、返礼品の一元管理が可能となることから、市町村が毎年、取り扱っている全ての返礼品の報告をしているが、この必要はなくなるのか？	○	×	—	6-2
423	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	現状のエクセル管理でデータ入力については特段業務負担とはなっていない。今回の統一的なシステムが導入された場合、審査の進捗管理は可視化されるが、市区町村側のデータ入力等についての負担は変わらず人的コストの軽減が図られないと見込まれる中で、システムにかかる経費負担だけが増えることがないようにしていただきたい。	○	×	—	6-1
424	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「国及び都道府県において、過去の（類似の）返礼品に係る検索が容易になる」とあるが、現在国に提出するExcelファイルには、過去に提出した際の通し番号を記載することになっており、この通し番号によって、過去の返礼品の状況を確認しているものと思われる。しかしながら、現在当県では、地場産品基準は各返礼品取扱事業者に返礼品ごとに内容を確認しており、年度途中で追加される返礼品も複数ある状況であり、指定申出の国の様式に、追加確認の返礼品を含めて過去の通し番号と交差させて1品ずつ番号を入力することは負担になる。よって、システムを構築する際は、地方団体においても返礼品の管理がしやすくなるように返礼品取扱事業者ごとに過去の返礼品データをベースに提出できるようにするなど、各地方団体が登録する際の業務負担を軽減できるような検索方法も考慮していただきたい。	○	×	—	6-2
425	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	閲覧可能とまではいかずとも、疑義のやり取り・問い合わせが多い事例については、作業に要する時間を削減するため、これまで国として対応した先例をまとめて還元していただけると、市町村は動きやすく、県としても回答可能な範囲が増え、国・県・市町村担当の業務が縮減できると思われるので、データの還元について、ご考慮いただきたい。	○	×	—	6-2

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
426	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	返礼品情報に限らず、疑義照会やそれに対する回答もシステム上で行うことができれば、効率化につながると思料されることから検討いただきたい。	○	×	—	6-2
427	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	当システムによる市区町村業務を効率化するために、該当記載の内容に加えて、①「当システム内に返礼品取扱事業者がアクセス可能な必要情報入力フォームの構築」及び②「当システムと各ポータルサイトの返礼品管理システムの連携」を検討していただきたい。 理由として、返礼品の適合性確認における市区町村の業務量の大半を占めるものとして、「各返礼品の申請必要事項の事業者確認、様式への記入」がある。現状市区町村では返礼品の内容について事業者を確認した一次情報を申請様式に合うように編集している。このことは①の実現により改善可能である。 また、「国により承認通知があった返礼品を各ポータルサイトにて掲載開始する事務作業」も業務負荷が大きい。このことは②により改善できるものと考ええる。 加えて、①及び②の実現により、返礼品の適合性管理の厳格化にも寄与できると考えるため、検討を願いたい。	○	×	—	6-2
428	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「国・地方を通じたトータルコストの最小化」とありますが、地方自治体の運用費（負担金）については具体的に記載されていません。地方自治体にも費用負担が発生するのであれば、当初予算の編成に間に合うようなスケジュール、また、各機関の業務負荷の軽減度合に応じた負担額についてご検討をお願いします。	○	×	—	6-1
429	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大<デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	デジタル庁及び内閣府地方分権改革推進室は、国家資格を所管する府省庁と連携し、令和7年3月末までに、国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大のスケジュール、利用するための支援策、都道府県の経由事務の廃止を含めた事務の軽減策等を記した推進方針案を策定されたい。	○	○	P51 2.本システムの利用拡大スケジュール P53 3.本システムの利用に係る支援策 P54 4.都道府県の経由事務の廃止を含めた事務の軽減等	×
430	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大<デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	利用拡大にあたっては、現時点でシステムに実装済みの機能を用いて事務手続きのオンライン化を行うことにより、利便性が向上すると判断される資格から順に、システムの利用を進めていただくようお願いする。	○	○	P51 2.本システムの利用拡大スケジュール	×
431	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大<デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	利用拡大を推進されているが、国において当初示された本年度のサービスインの時期が延期されており、当県でも令和6年12月利用開始予定で準備を行っている該当システムがあるが、現時点においても延期後のスケジュールが示されていない。導入予定の団体に対しては、計画的に導入できるよう速やかに最新状況や詳細なスケジュール等をお示しいただきたい。	○	○	P51 2.本システムの利用拡大スケジュール	×
432	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大<デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	事業登録申請において資格の保有状況を確認する必要があるため、確認できるシステムを構築していただきたい。	○	○	P49,50 1.(7)デジタル資格者証の概要・活用方法（資格保有者向け） P52 3.本システムの利用に係る支援策 オンライン申請やデジタル資格者証の利活用についてはその法的効力や取り扱いの整備等、必要となる制度的対応が想定されるため、関係省庁と連携のうえ指針を示していく必要がある。 略 (1)ア.利用メリット発現のために必要となる制度的対応等の調査・検討 ・・・例えば以下のような観点から、総務省行政評価局等と連携のうえ必要となる制度的対応等の調査を検討・実施する（期間：2025年度中に実施）。 オンライン申請の場面にに関して ・資格保有者が何らかの申請を行う場合、その資格を証明できないか デジタル資格者証に関して ・従来資格者証の携帯義務がある場合、デジタル資格者証で代替できないか ・従来資格者証の提示等義務がある場合、デジタル資格者証の送信等で代替できないか	×
433	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大<デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	【国家資格名】介護支援専門員 国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)の利用開始にあたっては、厚生労働省から以下の作業を各都道府県が1件ずつ手作業で行うよう指示されている。 ・個人の了解を得たうえで各介護支援専門員のマイナンバーを聴取し、国家資格システムに情報を登録する作業。 本県において対象となる介護支援専門員は約6千人に及ぶため、上記の作業を都道府県がすべて手作業で行うことは大幅な事務負担の増大となると考えている。また、誤入力等のリスクも非常に高いため、対象となる方の情報とマイナンバーの紐づけは全国一律で国の管轄において実施していただきたい。 介護支援専門員の情報については、厚生労働省が構築している介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム(以下「管理システム」という。)において、全国の情報を把握しているため、上記の提案は可能であると考えている。具体的には、厚生労働省から管理システムの改修作業を現在進めている旨伺っており、改修後は、管理システムのCMSに介護支援専門員のマイナンバーを入力できるようになるとのことなので、当該マイナンバーが入力された状態で実装していただくことにより上記の提案は可能であると考えている。	(a)根拠不明確	—	—	×
434	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大<デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	「国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)の利用により、国家資格を管理する都道府県の負担を大きく軽減するものと見込まれる」とされているが、介護支援専門員の資格管理については、国家資格システムの利用開始後は、厚生労働省が構築している介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムとの二重管理状態となるため、都道府県の負担は軽減ではなく増大するものと考えている。	(a)根拠不明確	—	—	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
435	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	調理師・製菓衛生師の免許申請には、申請書の他、卒業証明書（もしくは各都道府県が実施する試験の合格証書）や戸籍謄本、医師の診断書等の添付が必要とされている。卒業証明書や医師の診断書等は原本を添付することが必要であることから、デジタル化を推進するためには、添付書類についてもデジタル発行が可能となるか、申請手続きに添付する書類の見直しが必要であると考ええる。 また、調理師・製菓衛生師試験の受験申請は、学歴証明書及び調理従事証明書の添付が必要とされており、免許申請同様、添付書類のデジタル発行化若しくは添付書類の見直しが必要であると考ええる。	○	○	P52 3.本システムの利用に係る支援策 オンライン申請やデジタル資格者証の利活用についてはその法的効力や取り扱いの整備等、必要となる制度的対応が想定されるため、関係省庁と連携のうえ指針を示していく必要がある。 略 (1)ア.利用メリット発現のために必要となる制度的対応等の調査・検討 ・・・例えば以下のような観点から、総務省行政評価局等と連携のうえ必要となる制度的対応等の調査を検討・実施する（期間：2025年度中に実施）。 オンライン申請の場面に關して ・資格保有者が何らかの申請を行う場合、その資格を証明できないか デジタル資格者証に關して ・従来資格者証の携帯義務がある場合、デジタル資格者証で代替できないか ・従来資格者証の提示等義務がある場合、デジタル資格者証の送信等で代替できないか	×
436	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・防火・防災管理に関する講習の修了証発行を「国家資格等情報連携・活用システム」へ組み込むことを希望する。 ・当講習は、消防法に定める国家資格であり、同法施行令により、講習の実施機関は都道府県知事、市町村の消防長及び法人であって総務大臣の登録を受けたものの3者であり、同法施行規則により、この3者が講習を修了した者に対して修了証を交付している。 ・修了証を付与する機関である市町村消防長、換言すれば当該講習を実施し、修了証を付与している消防本部は全国で数多ある。講習機関であり、修了証を付与する者としては、示されている説明にある「都道府県の負担を軽減する」という点で、消防本部は都道府県と同様に、資格を管理する機関である。したがって、「消防本部の負担を軽減する」という考え方は、今回の候補案⑦に合致するものと考ええる。 ・現在の仕組みでは電子署名を付すことが困難であること（以下の参考情報参照）をクリアでき、修了者からの照会に対応できることをもって、有資格者（講習修了者）であることが証明できるようになれば、市町村消防長が実施している講習のオンライン化が大いに加速されるものと考ええる。よって、全国の各消防本部が管理している講習修了者のデータを、国において、⑦にお示しのようなシステムで一元管理していただくことを希望する。	○	×	—	7-1
437	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	P49～50 デジタル資格確認証が発行されるようになると、それ以降は紙媒体での資格確認証が発行されないのか、今後、適切なタイミングで示していただきたい。	○	○	P52 3.本システムの利用に係る支援策 オンライン申請やデジタル資格者証の利活用についてはその法的効力や取り扱いの整備等、必要となる制度的対応が想定されるため、関係省庁と連携のうえ指針を示していく必要がある。 略	×
438	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	P49 名簿管理に関する機能 ⇒デジタル化された国家資格保有者の名簿について、市町からも閲覧、または照会できるようにしていただきたい。	○	○	P52,53 3．本システムの利用に係る支援策 略 また、都道府県における本システムの利用検討が円滑に進むために、都道府県の資格管理事務を念頭においた機能追加の検討・・・を行うとともに、・・・。 (1) 各資格団体に対する支援策 イ、本システムの機能拡充に係る調査・検討 本システムの利用を開始または予定している国家資格に対し、事務軽減に資する共通機能への要望調査を定期的に実施し、資格管理における利便性向上を図る（期間：2025年度から実施）。	×
439	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	今回の方針のとおり、自治体で申請を受けるのではなく、全ての手続きにおいて国が申請を受理、審査等を行い、紙の資格免許証を廃止し「デジタル資格者証」としていただきたい。	○	○	P54,55 4．都道府県の経由事務の廃止を含めた事務の軽減策等	×
440	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	国家資格者においては、自身の資格の申請手続きについて理解が乏しいことが多い。各種養成施設では、資格の申請手続きの意味、方法等について周知するとともにオンライでの申請についても養成施設において教育する機会を必須としていただきたい。	○	○	P52,54 3．本システムの利用に係る支援策 略 また、都道府県における本システムの利用検討が円滑に進むために、・・・や周知・広報の強化を通じて、支援の充実を図る必要がある。 (2) 各資格団体に対する支援策 オ、オンライン申請等を利用する資格保有者の増加に向けた周知・広報支援 本システムを利用する資格における周知・広報の強化を、各資格の資格管理団体や所管省庁と連携して積極的に進める（期間：2025年度から実施）。	×
441	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	今回のことは別と思われるが、この国家資格等情報連携・活用システムに2年に1度の医師・歯科医師・薬剤師届及び医療従事者届も含まれると国家資格者には負担なく、また提出の失念等を防止できるとと思われるため連動できる仕組み作りをしていただきたい。	(b)射程外	—	—	×
442	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	これまでデジタル庁や制度所管省庁からの原課向けの説明のみで、情報主管部門向けの説明をいただけていないように思う。 （近隣他府県に検討状況を問合せても、情報主管部門で情報をキャッチしておられないところがいくつもあった） 三層分離に大きく関わる取組であり、全庁のネットワークや情報セキュリティを所管する部門向けの内容で詳細を説明をいただきたい。（総務省からも「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」との整合性等に関する見解を伺いたい） もし説明会を開催いただけるのであれば、質疑応答の時間を設けていただきたい。	○	○	P52,53 3．本システムの利用に係る支援策 略 また、都道府県における本システムの利用検討が円滑に進むために、都道府県の資格管理事務を念頭においた・・・ガイドラインの整備を行う・・・。 (1) 各資格団体に対する支援策 ウ、都道府県の利用拡大に向けたガイドライン※のさらなる充実 地方公共団体向けガイドラインを、他の支援策を踏まえつつ改訂し、都道府県における調整プロセスや運用検討の円滑化に向けて提供する（期間：2025年度中に実施）。 (オ) 職員教育・広報 職員向けに、事務処理要領の整備や教育研修を実施する必要がある。また、オンライン申請の利用者拡大に向けては、導入前後の周知や広報を実施する必要がある。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
443	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	P54、2～5行目、エ. 都道府県の利用拡大に向けたモデルケースの創出 ⇒事務運用及びシステム利用にかかる設定の先行事例のモデルケースの整備について、モデルケースの共有はしていただけるのでしょうか。 <u>共有していただける場合、その時期はいつ頃になるかご教示ください。</u>	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
444	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	P45、18～19行目、令和5年の番号法等改正を実施した国家資格は48資格に渡り、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。 ⇒「政省令等の所要の整備」とあるが、都道府県が資格管理者である資格についても国家資格と同様に事務の効率化・合理化を推進する観点から経由事務の廃止が望ましいため、受胎調節実地指導員に係る申請・届出について「住所地の保健所長を経由」を経由する旨の規定を改めていただきたい。	○	○	P54,55 4. 都道府県の経由事務の廃止を含めた事務の軽減策等	×
445	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	内閣官房行政改革推進本部事務局は、総務省の協力を得て各府省が実施する経由調査に係る業務の実態を把握しつつ、制度所管府省庁と協議し、令和7年3月末までに、一斉調査システムの利用拡大に向けたスケジュールを記した推進方針案を、国全体の調査事務の改革・改善の観点も踏まえ、策定されたい。	○	○	p63,64.スケジュール	×
446	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、各府省は、来年2月に予定している一斉調査システムの改修も踏まえて、一斉調査システムの利用拡大を検討することとし、総務省は一斉調査システムの利用機会の提供や利用方法について各府省をサポートされたい。	○	○	p59～63.3今後の具体的な対応方策	×
447	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	利用拡大等に反対するものではないが、国からの調査・照会に対する回答が事務負担を招くことをご理解いただき、徒らに調査・照会が行われないよう内容の精査を要望する。	○	○	p.59 ア. 事務負担軽減のための取組 行革事務局においては、各府省等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組み（以下「調査改善」という。）を構築・運用しており、当該仕組みの一環として、各府省等が実施している業務上の調査等（経由調査を含む。）のリストを定期的に更新し、各府省に提供している。 まずは、各府省において、当該調査等のリストも活用しつつ、以下のような観点等から、個々の調査について不断の見直しに努めることが重要である。 ・調査自体又は調査項目の必要性の（再）確認 ・既存情報の活用（特に職員規模が小さい市町村においては、特定の職員が複数の調査を担当している事例も見受けられることから、各府省が実施する調査について、調査内容が他の調査と重複していないか、調査担当において、市町村等から、聞き取りを行うことも考えられる。） ・調査頻度の減少、調査時期の変更（繁忙期の回避）	×
448	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムの検討にあたって、地方の実態調査を実施する場合は、地方の負担にならないよう配慮をお願いする。	○	○	p60 注釈 ³ なお、実態把握に当たっては、地方自治体の負担にならないよう留意するものとする。	×
449	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	地方公共団体情報システム機構から都道府県への通知について、基礎自治体等向けにも同様の内容を通知する場合、都道府県に基礎自治体等への通知（同機構から都道府県への通知に添付した基礎自治体等への通知ファイル）の送信・転送を求めていることから、不要な送信・転送事務の削減を図るため、同機構の当該通知についても本件の「一斉調査システムの利用拡大等」の対象とするよう検討願います。基礎自治体等への通知で都道府県が事前に把握して、別途対応が必要なものである場合はこの意見の対象外ですが、知っておくだけでよい場合は一斉調査システムで同通知の閲覧が可能であればよいと考えています。 ○同機構から本県への依頼例（メール） ・「御多忙のところお手数をおかけして大変恐縮ですが、本通知について貴都道府県管内接統団体への転送・配付をよろしくお願いいたします。」 ・「貴都道府県内接統団体（市区町村、一部事務組合及び広域連合）宛ての通知をお送りしますので、御手数ながら内容を御確認の上、展開をお願いします。」	○	○	p62 5行目～ その後も、引き続き、同システムの利用機会の提供や利用方法についての各府省に対する補助を行う。	×
450	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	アカウントを個人に割り当てるとともに、通知文書にタグ付けを行い、各アカウントにおいて受信情報のカテゴリを複数のタグを選択して閲覧できるようにしていただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
451	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	インターネット側で確認および処理できるようにしていただきたい。	○	○	p58 ア. 改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について ○ 令和7年3月にシステム改修を行い、 ・・・ ＜地方自治体向け＞ ・・・ ・インターネット環境への対応 ・・・ が可能となった。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
452	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	資料のデータサイズが大きくて添付できない、大容量ファイル転送システムで別送する、ということが無いようにしていただきたい。	○	○	p58 ア、改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について ○ 令和7年3月にシステム改修を行い、 ・・・ ＜地方自治体向け＞ ・・・ ・添付可能ファイルの総容量の増加 ・・・ が可能となった。	×
453	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	国側担当者に直接質問でき、また、当該質問と回答を受信側自治体が参照できるようにしていただきたい。	○	○	p58 ア、改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について ○ 令和7年3月にシステム改修を行い、 ・・・ ＜地方自治体向け＞ ・Q&A機能の追加 ・・・ が可能となった。	×
454	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	調査票として別にエクセルファイルを求めたり、マクロで集計作業が必要になることのないよう、現行のメールフォームライクなシステムではなく、データベースを基盤としたシステムとしていただきたい。	(a)根拠不明確	－	－	×
455	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	原則として本システムで通知文書を施行することとするならば、A4サイズ縦判の用紙を基本とした文書様式にする必要は無くなり、word形式から変換したPDFでの文書を作る意味は無くなるものと考えられる。これを期に、国が発出する通知文書のレイアウト自体を、webファーストかつ再利用可能なデータ形式に変革いただきたい。PDFは、ノートパソコンの画面では大変認識しづらく、HTML等のダイナミックな形式で閲覧できるものとしていただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
456	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	<u>実態把握を丁寧に行い、現場の意見も拾いながら、システム運用が関わる自治体全体の業務時間の削減・効率化につながるようお願いしたい。</u> 農林水産省の調査の現状については、Excelを用いたものが大半のため、システムとExcelの連携が円滑になるようにして欲しい。 (システムで直接入力すると不便なものも多い(コピー操作ができない、ブルダウン等で入力が手間など)と思うので、普段管理しているExcelデータを円滑にインポート、エクスポートできるようにお願いしたい。)	○	○	p59 ア、事務負担軽減のための取組 また、地方自治体が調査に対応するためにどのような業務が行われ、何に負担がかかっているかという実態を把握した上で、調査方法(調査フロー、調査票様式、集計ツール等)を随時見直すことが重要であり、その際には、例えば ・各府省及び都道府県において負担の大きいデータ確認 ・疑義照会の負担軽減のため、エラーが発生しないための取組 (例：調査要領や留意事項等の充実、マクロやシステムを活用した調査票のエラーチェック機能の追加、エラーや未回答がある場合は提出できない仕組み) ・回答作成負担軽減の取組 (例：調査票の前年度回答プレプリント、調査事項の削減、業務システムの標準化及びデータ連携) を行うことが考えられる。	×
457	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	<u>実態把握を丁寧に行い、現場の意見も拾いながら、システム運用が関わる自治体全体の業務時間の削減・効率化につながるようお願いしたい。</u> <u>農林水産省の調査の現状については、Excelを用いたものが大半のため、システムとExcelの連携が円滑になるようにして欲しい。</u> (システムで直接入力すると不便なものも多い(コピー操作ができない、ブルダウン等で入力が手間など)と思うので、普段管理しているExcelデータを円滑にインポート、エクスポートできるようにお願いしたい。)	○	○	p58 ア、改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について ○ 令和7年3月にシステム改修を行い、 ・・・ ＜地方自治体向け＞ ・回答フォーマットをExcelでダウンロードし、入力の上、アップロード可能 ・・・ が可能となった。	×
458	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	都度、LGWAN接続端末より、システムURLにアクセスし、ログインID・パスワードを入力しなければ調査内容が分からず、それ自体が業務負担増につながっている(照会内容のタイトルのみ自動送信メールから把握可能)。今後はインターネット経由でアクセス可能とする予定のことだが、インターネット空間からシステムURLにアクセスし、IDとパスワードを入力するのであれば、負担感は変わらない。「システム」経由の調査である以上この点は免れないと考えるため、 <u>基礎自治体にとっても有用な、迅速な情報収集など、負担を上回るメリットをお示しいただきたい。</u>	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
459	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	恐らく調査・情報共有実施者側が自動送信メールを設定しなければメールが届かない仕様となっていると思われるが、基礎自治体としては、一斉調査システムをこまめに確認する必要があり、メールが届かなければ見落としが多発するリスクがある。	○	○	p58 ア、改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について ○ 令和7年3月にシステム改修を行い、 ・・・ ＜地方自治体向け＞ ・照会が来たことをメールで通知する機能のデフォルト化 ・・・ が可能となった。	×
460	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	国による大きな括りの分類ごとにアクセス権限が割り当てられるが、そのように、便宜上担当部署とされた課の事務分掌を超える調査や情報共有が行われることが非常に多く、当該部署が、①のとおり都度アクセスし、本来の適切な所管部署に転送するといった煩雑な事務が頻発する。全ての自治体の所管部署の事務内容に合致させることは非現実的ではあるが、都道府県を経由する場合は、ある程度、基礎自治体の所管部署ベースで転送対応していただける場合が多いため、システムで直接調査が行われる場合よりは基礎自治体の負担は少ないと考えられる。少なくとも、更なる分類の細分化が必要ではないか。	○	○	p58 ア、改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について ○ 令和7年3月にシステム改修を行い、 ・・・ ＜地方自治体向け＞ ・地方自治体内の案件転送機能、複数部署による同時編集機能の追加 ・・・ が可能となった。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
461	⑧ 經由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	自所属で回答が完結しない場合など、他部署へ転送対応する場合、調査システムの照会内容を、そのままメールに転記できないため、調査内容本文などは個別にコピー＆ペーストし、資料データは個別にダウンロードした上で、メールで転送などして対応している。	○	○	p58 ア、改修後の一斉調査システムの利用が見込める經由調査について ○ 令和7年3月にシステム改修を行い、 ・・・ ＜地方自治体向け＞ ・地方自治体内の案件転送機能、複数部署による同時編集機能の追加 ・・・ が可能となった。	×
462	⑧ 經由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在の仕様では、アイテムを一度開封すると、システム上では「新着案件」から「処理中」という別のフォルダに移行されることとなり、誤って開封した場合や担当者以外が開封した場合に処理漏れにつながりやすい。開封処理によって自動でフォルダが移行する仕様については、左記の点から好ましいと思えないので不要であると考える。	○	○	p58 ア、改修後の一斉調査システムの利用が見込める經由調査について ○ 令和7年3月にシステム改修を行い、 ・・・ ＜地方自治体向け＞ ・作業状況のステータス区分（「開封済（未対応）」）の追加 ・・・ が可能となった。	×
463	⑧ 經由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	過去の調査を参照できる機能を追加予定とのことだが、過去の調査の結果が、適切な分類のもと、分野横断的に、検索性の高い形で速やかに閲覧可能であれば有用であるものの、調査内容のみを遡って確認することは想定されないため、もしもそのような仕様であれば不要である。	○	○	p58 ア、改修後の一斉調査システムの利用が見込める經由調査について ○ 令和7年3月にシステム改修を行い、 ・・・ ＜地方自治体向け＞ ・過去案件を参照した回答の作成 ・・・ が可能となった。	×
464	⑧ 經由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現行の「調査・照会（一斉調査）システム」からの改善点として、添付されている全てのファイルをダウンロードする際の、一斉チェック機能の実装	○	○	p59 ○ 他方、今般のシステム改修を経てもなお、例えば、以下の仕様となっているため、留意が必要である。 ・・・ ・システム上で調査票を作成する場合、必須回答項目や条件分岐の設定はできるが、複雑なエラーチェックの設定をすることはできない	×
465	⑧ 經由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現行の「調査・照会（一斉調査）システム」からの改善点として、一つのファイルをダウンロードする際のzipファイル化廃止	○	○	p58 ア、改修後の一斉調査システムの利用が見込める經由調査について ○ 令和7年3月にシステム改修を行い、 ・・・ ＜地方自治体向け＞ ・ダウンロードファイルの一括選択機能の追加、複数ファイルをダウンロードする場合のみzipファイル化するように変更 ・・・ が可能となった。	×
466	⑧ 經由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	調査が多いので、国によってわかる部分は入力させるのではなく調査から外したり、自動入力しておくなど回答する自治体の負担を削減してほしい。	○	○	p.59 ア、事務負担軽減のための取組 行革事務局においては、各府省等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組み（以下「調査改善」という。）を構築・運用しており、当該仕組みの一環として、各府省等が実施している業務上の調査等（經由調査を含む。）のリストを定期的に更新し、各府省に提供している。 まずは、各府省において、当該調査等のリストも活用しつつ、以下のような観点等から、個々の調査について不断の見直しに努めることが重要である。 ・調査自体又は調査項目の必要性の（再）確認 ・既存情報の活用（特に職員規模が小さい市町村においては、特定の職員が複数の調査を担当している事例も見受けられることから、各府省が実施する調査について、調査内容が他の調査と重複していないか、調査担当において、市町村等から、聞き取りを行うことも考えられる。） ・調査頻度の減少、調査時期の変更（繁忙期の回避）	×
467	⑧ 經由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	インターネット系に届くようになったが、2段階承認を求められ手間が増えている。	(c)抽象的なもの	－	－	×
468	⑧ 經由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	インターネット系に届いたメール内にLGWAN系からのアクセスURLが記載されているが、そのリンクからは入れないため、LGWAN系で保存や作業をしたい時に改めてURLを入力しないといけないため不便に感じる。	○	○	P59,60 3. 今後の具体的な対応方策 (1) 經由調査全般について ア、事務負担軽減のための取組 イ、国が実施する調査業務の実態把握と情報共有等 (3) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用にそぐわない經由調査について ア、一斉調査システムの更なる改修	×
469	⑧ 經由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	厚労省についてはログイン項目がかなり多い。政策担当課としては複数登録が必要になってくるため、関係のない通知も届き、本来確認したい他のメールを見落としてしまう現状があるため、厚労省の担当ログイン項目について、縮小化等の改良をしていただきたい。	○	○	P59,60 3. 今後の具体的な対応方策 (1) 經由調査全般について ア、事務負担軽減のための取組 イ、国が実施する調査業務の実態把握と情報共有等 (3) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用にそぐわない經由調査について ア、一斉調査システムの更なる改修	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
470	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	メール件名には通知タイトルがないため、担当者がすぐに判別しにくい。タイトル名の検討をしていただきたい。	○	○	P59,60 3. 今後の具体的な対応方針 (1) 経由調査全般について ア. 事務負担軽減のための取組 イ. 国が実施する調査業務の実態把握と情報共有等 (3) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用にそぐわない経由調査について ア. 一斉調査システムの更なる改修	×
471	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	メールに関係通知等、その概要がわかるファイルだけでも添付していただくと、漏れを防ぐことができ、事務の効率化につながると思うので検討していただきたい。(必要なファイルにたどり着くまでの段階が多い(ログイン→必要通知を探す→確認要否を判断→ファイルをダウンロードという必要ファイルにたどり着くまで時間と手間がかかっている。))	○	○	P59,60 3. 今後の具体的な対応方針 (1) 経由調査全般について ア. 事務負担軽減のための取組 イ. 国が実施する調査業務の実態把握と情報共有等 (3) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用にそぐわない経由調査について ア. 一斉調査システムの更なる改修	×
472	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	法改正や補助金や負担金等の重要通知については、一斉調査システムでなく、メールでの送信を希望する。	○	○	p60 ア. 一斉調査システムの利用拡大の在り方等 経由調査については、調査内容やその事務の在り方、地方自治体を經由する理由等は様々であることから、一律に一斉調査システムの活用を強いるのではなく、それぞれの調査の特質に応じた効率化・合理化を検討することが重要。	×
473	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	課題について記載があるが、記載のない市町村の課題として、照会の依頼先が間違っており、庁内で情報連携をして、横展開しなければならないという手間・コストがかかっている。こちらについては、今後、調査システム上のどの担当にどの通知・依頼をするかを明示いただき、市町村側での整理を依頼いただきたい。また、調査一斉照会システムで担当間の転送機能がついたが、①転送されたものかどうか分かりづらい。②どこから転送されたものかわかりづらい。③よって、転送したあとに、コメントを転送先に伝達する必要があり、チャット、メールなど別システムを用いて転送したお知らせを通知している。この課題に対応するために、コメント付与機能や転送元の明記など、機能拡充をお願いしたい。また、複数の担当へ通知されたとき、担当を決定して、調査一斉照会システム上で管理する機能なども必要となる。(調査ごとに庁内でスレッドを立てられる機能など)	○	○	P59,60 3. 今後の具体的な対応方針 (1) 経由調査全般について ア. 事務負担軽減のための取組 イ. 国が実施する調査業務の実態把握と情報共有等 (3) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用にそぐわない経由調査について ア. 一斉調査システムの更なる改修	×
474	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	p60、下から9行目、ア.一斉調査システムの利用拡大の在り方等 ⇒一斉調査システムの利用拡大とあるが、利用拡大する場合は、担当窓口を登録した上で拡大していただきたい。現在の一斉調査システムは、システムに登録がない担当窓口に通知照会(市町村宛て分)を行う場合、「地域の元気担当」が窓口となっている。担当窓口の登録も増えたことから、地域の元気担当が振り分ける件数は少なくなっているが、利用拡大することで、担当窓口以外の通知照会が増えることが考えられるため、考慮していただきたい。	○	○	p58 ア. 改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について ○ 令和7年3月にシステム改修を行い、 ・・・ ＜地方自治体向け＞ ・地方自治体内の案件転送機能、複数部署による同時編集機能の追加 ・・・ が可能となった。	×
475	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	システムの全容がイメージしづらいため、すでに実施している民間システムの試行運用の仕様案等を提供していただきたい。また、システムの導入にあたり仕様等について意見照会を行っていただきたい。	○	○	P62 3. 今後の具体的な対応方針 (2) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について イ. 一斉調査システムの利活用推進の取組 ・これを踏まえ、4月以降の適切な時期に、総務省地域力創造グループ地域政策課が説明会を主催し、各府省や地方自治体の調査担当者に対して一斉調査システムの利用方法や本年3月のシステム改修(前述の2.(2)ア. 参照)の内容を説明することで、同システムの利活用を促す。その後も、引き続き、同システムの利用機会の提供や利用方法についての各府省に対する補助を行う。	×
476	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	p58、3行目～、2(1)「・・・そのほか、経由調査全般について、⑦記載要領が不明瞭(このためエラーデータが発生)、⑧繁忙期と調査実施時期との重なりや回答期間の短さ、⑨調査項目の多さや他の調査との調査項目の重複、などの課題も挙げられている。」 ⇒経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針(案)において、内閣官房行政改革推進本部事務局、総務省(行政評価局)による業務実態の把握により、2.(1)の①から⑨の課題点に整理を頂いています。 その中で、一斉調査照会システムの改修の他、システムの部分的、全面的活用をもっても解消されない課題への取組について、3.(1)ア.でお示しいただいています。しかしながら、4の経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に向けた取組スケジュールでは、システム改修及び利活用に関する取組のみの記載に留まり、事務負担軽減のための取組について言及がなされていない状況です。 2.(1)において整理頂いた課題点⑦から⑨への取組スケジュール案についてもご検討いただきますようお願い申し上げます。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
477	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)＜厚生労働省＞	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	厚生労働省は、令和7年3月末までに、共通化することが適当かを検討し、共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を作成されたい。	○	○	p.91 「3(1)共通化を進める上での課題と対応方針」 共通化を進める上では、省内の知見を有する部局から、 ・集計されたデータは、その利用目的によって、集計の過程で求められるエラーチェックの程度やデータの時点の統一の必要性等が異なること ・自治体の調査は全国調査に比べエリアが狭く、個人を特定できてしまうリスクが高いことから、より慎重な匿名化が必要と考えられること ・重複や項目間の矛盾点といったエラーチェックは自動で実施できる場合もあるが、チェックの結果、人間による確認が必要なエラーが出る可能性もあることについて留意する必要があるとの意見があった。 モデル事業や調査研究事業の実施に当たっては、これらの留意点も踏まえて検討を進める。 「3(2)スケジュール」	×
478	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)＜厚生労働省＞	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、報酬改定等の制度改正による地方自治体への影響を最小限にすることを含め、障害福祉サービス等事業者等の指定申請から報酬請求までの全体の業務のフローのデジタル化を進め、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。	○	○	p.73～78 「2(2)共通化の効果」 ※ポイント：p.73とp.74の図3 なお、新システムの関連費用については、現段階では要件が未確定のため、算出ができない。令和7年度に実態調査及び要件定義を実施予定のため、その際に改めて算出する。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
479	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	ii）中間報告会での指摘等	議事要旨「（標準様式）」 標準様式を用いた電子申請については、地方公共団体も事業所も事務が効率的になり、入力ミスや重複のエラー、締切り超過等を防ぐことができるのではないかと。 →メリットが感じられるよう設計していきたい。	○	○	p.74～75 「2 (2)ア(7)事業者・自治体の手続・事務負担軽減効果」	×
480	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	ii）中間報告会での指摘等	議事要旨「（社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステムとの連携）」 関連するシステムが一体的に共通化され運用されることで、事業者・自治体双方にメリットがあり、事業の効果の高まりも期待できることから、引き続きの検討をお願いしたい。	○	○	p.82 「3 (1)オ自治体からの要望について」 自治体への意見照会で挙がった意見 No. 3	×
481	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	ii）中間報告会での指摘等	議事要旨「（社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステムとの連携）」 共通化の対象候補となっている「社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム（SDX）」との関連性が高いため、連携をお願いしたい。 →指導監査におけるデジタル化は、我々としても重要視している。障害福祉サービスの質をしっかりと確保していくためには、全国的にどんな状況になっているのかを可視化し、事業所を運営している法人がどういう状況にあるのかということ把握することが重要。既に動いているSDXが、どういう状況になっているのか等、動向をぜひ事務局から共有していただければ、我々のシステムの中でもあわせて検討ができると考えている。	○	○	p.82 「3 (1)オ自治体からの要望について」 自治体への意見照会で挙がった意見 No. 3	×
482	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	ii）中間報告会での指摘等	議事要旨「（他分野への展開）」 台帳管理や指定申請は、障害福祉サービス事業所だけではなく、子ども関係施設や高齢者福祉施設のような事務にも適用することが可能であると考えており、このような施設、サービス事業所への横展開を見据えたものになるのではないかと。	○	○	p.82 「3 (1)オ自治体からの要望について」 自治体への意見照会で挙がった意見 No. 1・2	×
483	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	障害福祉サービス事業者等に係る電子申請・届出システム（審査機能を含む）、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムについて一体的に共通化・整備を行い、統合的なシステムにより一元管理を可能にさせていただくようお願いいたします。 また、サービス管理責任者及び行政処分等による欠格事項の該当者を共通データベース化し、申請・届出時に事業者からの研修の修了証などの書類提出を最小限にするとともに、不適切な配置が行われていないか指定権者がデータベースから確認できる機能を付加していただければと思います。	○	○	p.82 「3 (1)オ自治体からの要望について」 自治体への意見照会で挙がった意見 No. 5	×
484	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	介護保険サービス事業者についても同様の事務があり、電子申請届出システムがすでに運用開始されている。介護保険サービス事業者の事業者台帳部分についても同様の共通化の取組みを進めてほしい。 本市の介護サービス事業者の事業者台帳システムには、電子申請に対応して、独自に届出内容の詳細（加算の届出部分）についても電子ファイルで受領して事業者台帳システムに読み込む機能を開発しているので、機能低下をきたすことのないよう検討いただきたい。	○	○	p.82 「3 (1)オ自治体からの要望について」 自治体への意見照会で挙がった意見 No. 2	×
485	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	事業所台帳管理システムは、⑨で構築するシステムにデータを連携することで効率的・効果的な共通基盤としてのシステムになります。⑨と⑩がそれぞれで管理台帳を整備・構築、データ保有するシステムとならないように整理していただきたい。また、障がい福祉施設管理台帳システムとしてだけでなく、こども関係施設や高齢者福祉施設の管理台帳システムとしての展開も見据えた共通化システムの構築に繋がることを期待しています。	○	○	p.82 「3 (1)オ自治体からの要望について」 自治体への意見照会で挙がった意見 No. 3	×
486	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	毎月半ばに行われるエラーチェックで、国保連のシステムから抽出されるデータは個人単位だが、県で確認する際は個人単位のデータは不要で、事業所ごとにエラー内容がわかれば足りるため、事業所ごとにエラー内容が表示される仕様を希望します。	○	○	p.82 「3 (1)オ自治体からの要望について」 自治体への意見照会で挙がった意見 No. 4	×
487	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iii）共通化の対象候補案に対する意見照会	障害福祉サービス提供事業所の指定申請に係るシステムの共通化にあたっては、地域生活支援事業所の申請・登録を行う事業者や市町村の利便性を考慮するなど制度全体を視野に入れたシステム構築を行うとともに、災害時の連絡先としての活用も検討すること。	○	○	p.82 「3 (1)オ自治体からの要望について」 自治体への意見照会で挙がった意見 No. 1	×
488	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	地域生活支援事業等の事業所の認定や指定特定相談支援事業所の指定は市町村が実施しているが、P73の共通化後のシステムイメージでは、政令市・中核市までとなっているため、それらの指定等については電子申請は対象外となるのか。当市においても利用を希望しているため、一般市の利用についても前向きに検討していただきたい。	○	○	p.73 「図2 共通化後のシステムイメージ」 下段：地方公共団体（政令市・中核市・児童相談所設置市等） p.81 「3 (1)イ新システムのデータ連携・運用方法」2段落目 加えて、一般市区町村が指定権者である特定相談支援・障害児相談支援・地域生活支援の台帳情報の連携についても、新システムの共通化の範囲に含めるかどうか、今後検討を行っていく。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
489	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	障害福祉サービス事業所の指定・更新の有無について、市町も共通サービスから確認または照会できるようにしていただきたい。	○	○	p.73 「図2 共通化後のシステムイメージ」 下段：地方公共団体（政令市・中核市・児童相談所設置市等） p.81 「3(1)イ新システムのデータ連携・運用方法」2段落目 加えて、一般市区町村が指定権者である特定相談支援・障害児相談支援・地域生活支援の台帳情報の連携についても、新システムの共通化の範囲に含めるかどうか、今後検討を行っていく。	×
490	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	一部のサービスでは、事業所所在地を非公表とする取り扱いを行っている。 また、業務効率化のため、事業者台帳システムでは取り扱わない情報（メールアドレス、指導検査・運営指導情報、耐震化状況、自治体独自の補助金情報など）を事業者台帳システムに紐づけて管理することを検討していたところである。 各指定権者独自の取組みを取り入れられるよう、柔軟な設計にいただきたい。	○	○	p.83 「図9 本案件におけるスケジュール」5・6行目 意見招請準備・意見招請の項目あり（2025年度第3～4四半期にかけて実施予定）。	×
491	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	年度初めは、年により報酬改定対応があるだけでなく、事業者からの届出が一番多い。また、事業者側の担当者の人事異動があることもあり、事務手続きが混乱する時期である。年度途中に新システムに移行できるようにご配慮いただきたい。	○	○	p.83 「3(2)スケジュール」 以下の通り、2025年度（令和7年度）から2026年度（令和8年度）にかけて、要件定義・調達を実施する。その後、2026年度（令和8年度）第2四半期から構築を開始し、2027年度（令和9年度）第4四半期に運用開始を想定している。	×
492	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	より具体的に電子化するデータが見えてきた時点で、再度自治体からの意見を求めるタイミングを頂きたい	○	○	p.83 「図9 本案件におけるスケジュール」5・6行目 意見招請準備・意見招請の項目あり（2025年度第3～4四半期にかけて実施予定）。	×
493	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	WAMNETへの更新手続きについても対応していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
494	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	既存のシステムからのデータ移行作業において、事業者数及び登録項目が多いことから、 <u>自治体による確認作業による新たな事務負担が発生しないように考慮していただきたい。</u> 事業者による登録不備及び要件不足が多数予見されることから、ヘルプデスクはもちろん添付書類不足等のエラー表示対応も加味していただきたい。 なお、事業所の申請・届出内容をWeb入力方式やPDF化するExcelが標準化される場合、自治体にて軽微な修正が不可となり、現行以上に事業所とのやり取りが発生し事務負担が過多となるため、仕様上配慮いただきたい。 また、国が示す告示が複雑かつ不明瞭であることにより、事業者及び自治体が加算の算定要件の可否における対応に苦慮している。結果、不備や算定誤りが散見され、修正指示や過誤調整の手続きなどに事務負担が増加しているため、システムのみならず簡易なマニュアルを整備いただきたい。	○	○	p.81 「3(1)エ自治体側の業務移行」 共通化を進めることにより、現行の窓口業務の方法からシステムを利用した業務へ移行を行っていくことになるため、事業所や自治体が適切に新システムを利用した業務へ移行できるかが課題となる。 この課題に対しては、以下のような対応方策を行うことで、円滑な移行を推進していく。 図7 課題への対応方策	×
495	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	既存のシステムからのデータ移行作業において、事業者数及び登録項目が多いことから、自治体による確認作業による新たな事務負担が発生しないように考慮していただきたい。事業者による登録不備及び要件不足が多数予見されることから、ヘルプデスクはもちろん添付書類不足等のエラー表示対応も加味していただきたい。 なお、 <u>事業所の申請・届出内容をWeb入力方式やPDF化するExcelが標準化される場合、自治体にて軽微な修正が不可となり、現行以上に事業所とのやり取りが発生し事務負担が過多となるため、仕様上配慮いただきたい。</u> また、国が示す告示が複雑かつ不明瞭であることにより、事業者及び自治体加算の算定要件の可否における対応に苦慮している。結果、不備や算定誤りが散見され、修正指示や過誤調整の手続きなどに事務負担が増加しているため、システムのみならず簡易なマニュアルを整備いただきたい。	○	○	p.83 「図9 本案件におけるスケジュール」5・6行目 意見招請準備・意見招請の項目あり（2025年度第3～4四半期にかけて実施予定）。	×
496	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	既存のシステムからのデータ移行作業において、事業者数及び登録項目が多いことから、自治体による確認作業による新たな事務負担が発生しないように考慮していただきたい。事業者による登録不備及び要件不足が多数予見されることから、ヘルプデスクはもちろん添付書類不足等のエラー表示対応も加味していただきたい。 なお、事業所の申請・届出内容をWeb入力方式やPDF化するExcelが標準化される場合、自治体にて軽微な修正が不可となり、現行以上に事業所とのやり取りが発生し事務負担が過多となるため、仕様上配慮いただきたい。 また、国が示す告示が複雑かつ不明瞭であることにより、事業者及び自治体加算の算定要件の可否における対応に苦慮している。結果、不備や算定誤りが散見され、修正指示や過誤調整の手続きなどに事務負担が増加しているため、 <u>システムのみならず簡易なマニュアルを整備いただきたい。</u>	○	○	p.81 「図7 課題への対応方策」 3行目：自治体の業務遂行に当たっては、以下のような観点で業務の見直し等が発生することになる。各自治体が新たな業務に変更していくための個別相談会や説明会を実施して自治体の検討を支援する体制を設ける。 ・システムを利用するためのネットワーク環境・端末環境の準備や確認方法 ・業務運用手順の見直し、委任関係の整理、事業所への周知 等 4行目：全国の事業所が申請・届出を実施することになるため、問い合わせ対応のためにヘルプデスクを構築する。	×
497	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	p.72に「都道府県での毎月の台帳情報の集約作業がなくなり、業務負担の軽減が期待される」とあるが、実態として、各指定権者（市）が国保連のフォーマットにデータを整理して都道府県に送付しており、都道府県においては、当該データを国保連へ送付する作業が発生するものの、単にデータを送付する事務負担軽減はごく限定的ではないか。 むしろ、介護保険サービスあるいは受給者台帳と同様に、国保連合会が各指定権者とデータのやり取りを行うよう見直すだけで、都道府県の経由事務が無くなる上、各指定権者においてもデータの確認・修正の期間に余裕が生まれ、全体として負担軽減が見込まれるのではないか。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
498	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv）共通化推進方針案に対する意見照会	電子申請等においては、どんな軽微な修正も事業者に戻戻しなければならず、かえって事業者の負担が増大する場合もあるし、提出時に一定の確認作業を経て受け付けてもらえたという安心感などから、従前の方法を採用したいと考える事業者もある。 また、新規参入等、初めて指定申請を行う事案の多くの場合、事務的な申請の補正だけでなく、事業や基準の考え方を含めたやり取りが必要になるため、電子申請の活用は現実的に難しいと考えられる。本市においても介護保険サービスで電子申請システムを導入したが、利用実態としては月に2～3件程度と低調であるが、こういったことが主な要因ではないかと考えている。申請等が電子的に完結することのメリットもあるが、従前の申請方法にもメリットがある場合も考えられ、全ての申請の電子化を想定することは現実的ではない。選択肢が増えるという考え方が妥当ではないか。 なお、指定申請時の手続きをごく簡素にすることによって、指定前に十分な事業相談ができず、指定後になって、適正な運営がなされていない事業者が増えるリスクがあり、そういった場合は指定権者・事業者双方にとって負担は膨大であって、単に「負担軽減が期待される。」とは言えない。	○	○	p.81 「図7 課題への対応方策」 3行目：自治体の業務遂行に当たっては、以下のような観点で業務の見直し等が発生することになる。各自治体が新たな業務に変更していくための個別相談会や説明会を実施して自治体の検討を支援する体制を設ける。 ・システムを利用するためのネットワーク環境・端末環境の準備や確認方法 ・業務運用手順の見直し、委任関係の整理、事業所への周知 等 4行目：全国の事業所が申請・届出を実施することになるため、問い合わせ対応のためにヘルプデスクを構築する。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
499	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	上記のとおり、少なくとも本市においては、システム導入による効果は限定的であり、行政職員のシステム入力の仕事負担の軽減も限定的であると考えられる。 少なくとも導入効果は、介護保険サービスにおいて先行して導入されていることから、当該事業における利用率等の実績も踏まえたくで、見込まれたい。	○	○	p.73～78 「2(2)共通化の効果」 ※ポイント：p.73とp.74の図3 なお、新システムの関連費用については、現段階では要件が未確定のため、算出ができない。令和7年度に実態調査及び要件定義を実施予定のため、その際に改めて算出する。	×
500	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	p.75に「各都道府県が管内の指定権者の事業所台帳情報を取りまとめる作業と、取りまとめた情報を国保連に送信する作業を毎月実施している。」とあるが、当都道府県においては単に、国保連が発出するデータを、そのままメールで各指定権者（市）に転送しているだけであり、都道府県職員の仕事負担軽減はごく限定的であると考えられる。介護保険サービスあるいは受給者台帳と同様に、国保連合会が各指定権者とデータのやり取りを行うよう見直すだけで、都道府県の経由事務が無くなる上、各指定権者においてもデータの確認・修正の期間に余裕が生まれ、全体として負担軽減が見込まれるのではないかと。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
501	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	p.79「（イ）業務面での自治体側の負担」における「独自の方法で業務を行っている自治体」という記述は、指定申請等において独自の様式書類を設けていること等を指しているものと考えられるが、これは、それぞれの指定権者が、様々な事案への対応を経験する中で、審査をする上での必要性から工夫した結果である。システム導入を機に標準化を図ることも必要ではあるが、行政庁としての審査に支障が生じないよう、追加書面の提出等を求める必要性についても、ご理解いただきたい。 なお、前述のとおり、事業者が、電子申請等と従前の申請方法との選択を可能とするよう、お願いしたい。	○	○	p.80 「3(1)ア業務・データの標準化」 また、これまで標準様式の項目に加えて、各自治体が独自で記載を求めてきた項目については、現行システムで個別にカスタマイズされている場合があり、新システムの機能にどのように反映させていくかについても検討が求められる。	×
502	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	p.70に「上記の業務においては、多くの手作業が発生することからミスが生じやすく」とあるが、指定権者の入力誤りによりミスが生じることはほとんどない。事業者の記載ミス、入力ミスを、指定権者が補正した上でデータを作成し、それでも補正しきれないミスが生じているのであって、システム導入にあたっては、 <u>よほどのエラーチェックができる仕組みを導入しなければ</u> 、さらに多くのミスが生じると考えられる。例えば事業所名、生年月日などのエラーチェックはもちろん、資格取得日、人員配置状況など、基準や加算要件がチェックできる入力システムを整備されたい。 現在、国の標準様式では、指定基準、加算算定要件を詳細に審査できる内容のものとなっていない。単に請求データが通る／通らないことをもって「ミスが生じる」「作業負担」と見積もりをするのではなく、基準違反や過誤請求が発生するリスクについても、コストの見積りされたい。	○	○	p.81 「3(1)イ新システムのデータ連携・運用方法」 事業所台帳の情報について、現行は都道府県が台帳を取りまとめているが、新システムにおいては都道府県・政令市等・国保連とのデータ連携方法・運用をどうするか検討が必要である。また、連携の際のエラーチェックの仕様についても今後要件を検討していく。	×
503	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	p.70に「上記の業務においては、多くの手作業が発生することからミスが生じやすく」とあるが、指定権者の入力誤りによりミスが生じることはほとんどない。事業者の記載ミス、入力ミスを、指定権者が補正した上でデータを作成し、それでも補正しきれないミスが生じているのであって、システム導入にあたっては、よほどのエラーチェックができる仕組みを導入しなければ、さらに多くのミスが生じると考えられる。例えば事業所名、生年月日などのエラーチェックはもちろん、資格取得日、人員配置状況など、基準や加算要件がチェックできる入力システムを整備されたい。 現在、国の標準様式では、指定基準、加算算定要件を詳細に審査できる内容のものとなっていない。単に請求データが通る／通らないことをもって「ミスが生じる」「作業負担」と見積もりをするのではなく、 <u>基準違反や過誤請求が発生するリスクについても、コストの見積りされたい。</u>	○	○	p.73～78 「2(2)共通化の効果」 ※ポイント：p.73とp.74の図3 なお、新システムの関連費用については、現段階では要件が未確定のため、算出ができない。令和7年度に実態調査及び要件定義を実施予定のため、その際に改めて算出する。	×
504	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	資料では介護給付・訓練等給付・児童通所のサービス事業所の指定権者である都道府県・政令市・中核市のみが比較されているが、その他の各市町村の比較も必要である。指定特定計画相談事業所の指定は市町村が行っているが、 <u>共通化後のシステムへの入力等事務はどが行うことになるのか</u> 。その事務負担は、各市町村としては増加する可能性があるのではないかと、また新システムのリースについても計画相談の指定があるということは全市町村がリース契約をしなければならないのか。これらについても詳しく言及していただきたい。	○	○	p.73 「図2 共通化後のシステムイメージ」 下段：地方公共団体（政令市・中核市・児童相談所設置市等） ・指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出審査、決裁	×
505	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	資料では介護給付・訓練等給付・児童通所のサービス事業所の指定権者である都道府県・政令市・中核市のみが比較されているが、その他の各市町村の比較も必要である。指定特定計画相談事業所の指定は市町村が行っているが、共通化後のシステムへの入力等事務はどが行うことになるのか。 <u>その事務負担は、各市町村としては増加する可能性があるのではないかと、また新システムのリースについても計画相談の指定があるということは全市町村がリース契約をしなければならないのか。</u> これらについても詳しく言及していただきたい。	○	○	p.80 「3(1)ア業務・データの標準化」 新システムに移行することにより、これまでの自治体の業務や運用方法に変更が生じる可能性があるため、自治体側の負担にならないように慎重な検討が必要である。	×
506	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	資料では介護給付・訓練等給付・児童通所のサービス事業所の指定権者である都道府県・政令市・中核市のみが比較されているが、その他の各市町村の比較も必要である。指定特定計画相談事業所の指定は市町村が行っているが、 <u>共通化後のシステムへの入力等事務はどが行うことになるのか。</u> その事務負担は、各市町村としては増加する可能性があるのではないかと、また新システムのリースについても計画相談の指定があるということは全市町村がリース契約をしなければならないのか。これらについても詳しく言及していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
507	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	厚生労働省は、令和7年3月末までに、千葉県や千葉県内市町村が開発しているプロトタイプを進捗状況等を踏まえ、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	p.88 「3(2)スケジュール」表中に「共通化」に係る記載あり。	×
508	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、当該プロトタイプを前提に、共通化の効果を具体的に見積もるとともに、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。	○	×	—	11-2
509	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	ii) 中間報告会での指摘等	小規模市町村については、人材不足の中で福祉の機能をどう確保し続けるかは当省としても問題意識を持っているので、今後の検討会議の動きも含めて検討していきたい。	(c)抽象的なもの	—	—	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
510	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	ii) 中間報告会での指摘等	相談機関として、地域包括支援センター、障害者の基幹相談支援センターなど、各分野に外部委託をしているため、委託先においてもセキュリティポリシーを遵守しつつ、当システムを利活用できるようにしていただきたい。	○	○	p.85 「2(2)ア(ア)行政の効率化」 類似システムを導入していない市町村において、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における相談記録プラットフォームを新たに導入することで、支援関係機関での情報共有の円滑化、支援対象者に係る情報管理の適正化等が図られ、支援関係機関が過不足なく情報を共有し、連携して効果的・効率的に支援方針を検討し、実行できる体制の維持に寄与することが期待される。	×
511	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	ii) 中間報告会での指摘等	過去の紙データ保管について、システムに取り込むような支援をご検討いただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
512	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	ii) 中間報告会での指摘等	人口減少が進んでいく中で、特に地方では、行政サービスを維持することに対する解決策として、業務のマルチ化をしていかないとマンパワーが不足してサービスを提供していくことは難しくなるのではないか。したがって、現在は制度に基づいて各機関がわかれて相談対応をしているかもしれないが、期待を込めて申し上げると、将来的には複合的に対応することができるようなシステムを作っていくことも大切ではないか。今の仕組みに合わせてシステムを作ることも当然あるべき方向性だとは思いますが、逆にシステムを作ることを通じて、そうしたニーズにこたえられるような体制を作るという視点も必要	○	×	－	11-4
513	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	ii) 中間報告会での指摘等	重層的支援体制整備事業システムや、各分野で使用している相談記録システム等、既存システムと連携を考慮していただきたい。 →データ連携は、厚生労働省の資料の対応策を表面上だけ読むと、絶対やりませんというように見えるが、厚生労働省としても問題意識をかなりお持ちのようなので、現時点で可能性を閉じるのではなく、標準仕様書の作成まで時間もあることから、千葉県での実装も踏まえながら検討してはどうか。	○	×	－	11-1
514	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	ii) 中間報告会での指摘等	データの標準化の必要性は他分野でも課題となっているところ、データ要件、連携要件を整えていくなどやり方に工夫がみられることから、本件においても乗り越える方法はあるはずである。それをやらないと、皆がバラバラに（システムを）作ってしまい、共通化の考えに反することになる。	○	×	－	11-1
515	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	ii) 中間報告会での指摘等	自治体職員、関係団体、住民利用者それぞれに十分なメリットが考えられるため、データ連携も視野に入れて、十分にセキュリティが確保されたプラットフォームの構築を進めていただきたい。	○	×	－	11-1
516	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	ii) 中間報告会での指摘等	共通システムとして横展開が広がることを期待する、その際に、既存システム等との機能の差異や費用対効果も含めて、導入効果の周知が大切になってくるため、そうしたことを見据えて対応をお願いしたい。	○	×	－	11-3
517	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	ii) 中間報告会での指摘等	重層支援事業の他機関協働事業において扱うケースは、既存の相談窓口の対応力が上がれば減っていくはずであり、そこにかかる費用はどの程度適当なのか検討する必要がある。	○	×	－	11-3
518	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	継続的な支援を行うためにも、相談記録プラットフォームがより有効活用できるものとなるよう、現在、紙で保存されている相談記録をデータ化できるよう検討していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
519	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	各分野の相談記録と連動する際に、各分野のシステム標準化も考慮して連動するように検討していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	－	－	×
520	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームについては、現在千葉県で現状課題や市町村意見等も踏まえながらプロトタイプを開発している途上であると聞いており、具体的な仕様が定まらなければ、内容そのものの評価は困難と考える。 ・また、当該プラットフォームの必要性について、県内の重層的支援体制整備事業実施市町村のニーズが分からないため、現時点において、県で必要性について評価することは困難。 ・当該プロトタイプ completion 後、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における判断を踏まえ、制度所管府省庁で共通化を推進することとなった場合には、重層的支援体制整備事業が市町村の任意事業であることに鑑み、プラットフォームの整備は国で行うこと、プラットフォームの活用は市町村ごとに判断すること、更にはプラットフォームの導入及び運営にかかる費用は、国及び市町村において負担する仕組みとするようお願いしたい。 ・現状でも、重層的支援体制整備事業交付金の新たな機能分に係る都道府県負担分については、都道府県に実質的な裁量の余地はなく、厳しい財政事情の中で予算措置に非常に苦慮しているところである。 ・このため、本件プラットフォームの整備についても、市町村で実施する重層的支援体制整備事業における必要性や有用性を国で認めるのであれば、交付税措置という曖昧模糊とした手法によるのではなく、はじめから国及び市町村負担によることとしていただきたい。 ・なお、令和5年7月に厚生労働省から重層的支援体制整備事業システムの運用が開始されている。当該システムにおける支援ツールについては、相談者の情報や支援経過等の記録や検索に必要な帳票の出力もできるものとなっており、本件プラットフォーム導入の目的をほぼ達成できるものと思われる。 ・既に支援ツールを活用している市町村もあると思われるため、不足する機能があれば、随時重層的支援体制整備事業システムの改修で対応していく方がコストの面でも事務負担の面でも得策と推察する。 ・いずれにせよ、既存のシステムと開発中のプラットフォームとの差異を明確にし、より効率的・効果的な事務につなげていく必要があると考える。	○	○	p.85 「2(2)ア(ア)行政の効率化」2段落目 （相談記録プラットフォームの）導入による情報共有・情報管理の円滑化・適正化によりもたらされる便益は、以下計算式による試算が可能と考えられるが、一方で、同プラットフォームを利用する職員数や、職員1人あたりの年間業務時間数、同プラットフォームを利用することによる業務時間削減割合等は、別途精査を行っているところであり、具体的な試算は、当該精査の状況を踏まえながら検討する。 （便益試算の計算式） 重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における相談記録プラットフォームの利用職員数 × 職員1人あたりの年間業務時間数 × 業務時間削減割合 × 職員1人あたりの時間単価 ＝ 便益	×
521	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通化されれば、事業を進めるのに有意義だと考える。 ただし、重層事業に多くの事業があり、それぞれの事業のなかで、既にあるシステムとの互換性などに配慮して導入いただきたい。	○	×	－	11-1

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
522	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	相談記録プラットフォームを重層的支援体制整備事業を実施していない自治体も活用できるようにしていただきたい。	○	×	—	11-4
523	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	厚生労働省より配布されている支援ツールから本プラットフォームに移行を検討する場合、移行用ツールなどの提供も検討いただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
524	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	TYPES採択者が実装検証する「相談記録プラットフォーム」は、相談から支援、情報共有までの業務フロー全体を通じて、福祉相談現場のニーズに沿った各種機能を備えることとしている。このため、 <u>標準仕様書に記載する個々の機能について、既存システムに一般的に搭載されていない機能（世帯単位の記録作成・共有、自動マスキング、エコマップの自動作成・時系列管理等）も多数搭載されることに着目した記載としていただきたい。</u>	○	○	p.85 「2(2)ア(ア)行政の効率化」 類似システムを導入していない市町村において、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における相談記録プラットフォームを新たに導入することで、支援関係機関での情報共有の円滑化、支援対象者に係る情報管理の適正化等が図られ、支援関係機関が過不足なく情報を共有し、連携して効果的・効率的に支援方針を検討し、実行できる体制の維持に寄与することが期待される。	×
525	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	類似システムを導入していない市町村に限定した記載となっている。このため、相談記録プラットフォームは「類似システムを導入していない市町村にだけ効果が期待される」と判断されていると受け取れるが、 <u>そのように判断されているのか。また、そのように判断されている場合、その根拠を教えてください。</u>	(a)根拠不明確	—	—	×
526	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	関係機関同士の情報共有による円滑な連携が可能となるようプラットフォームの記録作成・共有機能の、 ①世帯情報などを記載した共通フォーマットによる記録作成 ②①の情報に基づく関係機関への情報共有 ③エコマップ、ジェノグラム生成機能等 <u>について、共通化推進方針として検討いただきたい。</u>	○	○	p.85 「2(2)ア(ア)行政の効率化」 類似システムを導入していない市町村において、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における相談記録プラットフォームを新たに導入することで、支援関係機関での情報共有の円滑化、支援対象者に係る情報管理の適正化等が図られ、支援関係機関が過不足なく情報を共有し、連携して効果的・効率的に支援方針を検討し、実行できる体制の維持に寄与することが期待される。	×
527	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	新しい地方経済・生活環境創生交付金（TYPES）採択者が実装検証する「相談記録プラットフォーム」は、相談から支援、情報共有までの業務フロー全体を通じて、福祉相談現場のニーズに沿った各種機能を備えることとしている。このため、標準仕様書の作成を検討する際は、導入・利用に係る費用比較だけでなく、相談支援員の業務負担の軽減、業務の円滑化や相談支援の質の向上が図られるとともに、各自治体が個別に既存システムを構築・導入する必要がなくなるほか、標準仕様化により、導入時の「割り勘効果」や複数自治体による共同調達の実施等、システム更新時のメンテナンスが不要となること等、システム変更時のデータ移行が容易になること等による低コスト化や業務負担の軽減など、多様な便益についても考慮していただきたい。また、この旨を方針に記載していただきたい。	○	×	—	11-3
528	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	共通化の迅速な推進により、相談支援員の業務負担の軽減や相談支援の質の向上、各自治体の重複投資の回避、導入時の「割り勘効果」などによる低コスト化等を実現するため、「相談記録プラットフォーム」の開発費用のほか、標準仕様書に沿ったシステムの導入費用、利用料について、効果的な支援を積極的に実施していただきたい。	○	×	—	11-2
529	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「同プラットフォームで管理すべき支援ニーズ」の定義が明らかではないが、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会中間報告会（令和6年12月27日開催）での資料から、重層的支援会議につながれた件数と思われる。「同プラットフォームで管理すべき支援ニーズ」とは、多機関協働事業者において対応した相談支援であり、重層的支援会議につながれていない相談支援等も見込むべきではないか。	○	×	—	11-3
530	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「多くの市町村によっては同プラットフォームを導入することの費用対効果がない」と結論付けているが、 <u>そのような結論を出した根拠を教えてください。</u> 特に、同プラットフォームの導入や標準仕様化の実現により多様な便益が生じると考えられるため、 <u>それらの便益をどのように試算したのかについて教えてください。</u>	○	×	—	11-3
531	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	TYPES採択者が実装検証する「相談記録プラットフォーム」は、相談から支援、情報共有までの業務フロー全体を通じて、福祉相談現場のニーズに沿った各種機能を備えることとしている。このため、標準仕様書に記載する個々の機能（相談記録プラットフォームの機能）として、既存システムに一般的に搭載されていない機能（世帯単位の記録作成・共有、自動マスキング、エコマップの自動作成・時系列管理等）も多数搭載されることとなる。このことを踏まえ、利用料の観点からの有益性の検証に加え、相談支援員の業務負担の軽減、業務の円滑化や相談支援の質の向上が図られるとともに、各自治体が個別に既存システムを構築・導入する必要がなくなるほか、標準仕様化により、導入時の「割り勘効果」や複数自治体による共同調達の実施等、システム更新時のメンテナンスが不要となること等、システム変更時のデータ移行が容易になること等による低コスト化や業務負担の軽減など、多様な便益についても考慮していただきたい。また、この旨を方針に記載していただきたい。	○	×	—	11-3
532	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	相談記録プラットフォームの導入や標準仕様化の実現により、重層的支援体制整備事業実施市町村数や多機関協働事業者において対応した相談支援件数の増加が期待できることも考慮していただきたい。	○	×	—	11-3
533	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「重層的・・・の多機関協働事業における・・・」とあるが、関係者間の情報連携のためには、多機関協働事業につながる前の段階から情報共有が必要であるため、多機関協働事業のみに限定したプラットフォームではなく、包括的な支援体制づくりにおける相談支援のためのプラットフォームの検討をお願いしたい。	○	×	—	11-4
534	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	記録方法や共有方法が異なることにより、国への実績報告（四半期）等の集計についても、同様に支障が生じている。実績報告の様式と相談記録プラットフォームの入力様式等の統一、連携を考慮していただきたい。	○	×	—	11-1

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
535	㊫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	総務省は、令和7年3月末までに、取組の今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	p.91 「3(2)スケジュール」	×
536	㊫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、参考となる取組を行っている地方自治体の例も踏まえつつ、匿名加工や統計処理を行う場合の課題等を把握・検証する方法や、共通化の効果について検討する方法を明らかにされたい。また、データの分析・利活用の進め方は各地方自治体が必要に応じて自主的に行うものであり、データの分析・利活用の好事例を参考として示していくことも併せて検討されたい。	○	○	p.90 「2(1)イ(ア)モデル事例の構築を通じた実証」3段落目 令和7年度中に実施される本事業を通じて行政データの匿名加工等に関する課題や留意点を把握するとともに、令和8年度にはシステムの導入から活用までの手順書を策定し、引き続き匿名加工・統計データ化システムの共通化に関する検討を実施していくことを予定している。	×
537	㊫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、参考となる取組を行っている地方自治体の例も踏まえつつ、匿名加工や統計処理を行う場合の課題等を把握・検証する方法や、共通化の効果について検討する方法を明らかにされたい。また、データの分析・利活用の進め方は各地方自治体が必要に応じて自主的に行うものであり、データの分析・利活用の好事例を参考として示していくことも併せて検討されたい。	○	○	p.91 「2(2) 共通化の効果」 モデル事業及び調査研究事業の実施を通じて、共通化による効果の大きさやコスト削減効果について検討を進める。	×
538	㊫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、参考となる取組を行っている地方自治体の例も踏まえつつ、匿名加工や統計処理を行う場合の課題等を把握・検証する方法や、共通化の効果について検討する方法を明らかにされたい。また、データの分析・利活用の進め方は各地方自治体が必要に応じて自主的に行うものであり、データの分析・利活用の好事例を参考として示していくことも併せて検討されたい。	○	○	p.91 「3(2)スケジュール」表中に「事例集の作成」との記載あり	×
539	㊫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（オープンデータとの関係）」より抜粋 オープンデータカタログサイトを作っているが、民間利用はほぼされていない。住民情報が匿名化して示せていないことも一因。また、オープンデータについて市町村支援をやっているが、人材不足もあり進んでいない。このシステムがそのデータを整備する部分を効率化し、人材不足を補うものになってほしい。 →統計局やEBPMをやっている行政評価局と議論した際、汎用的なシステムを作っても使われないことがあるので、「何のために使うか」ということを明らかにしてそこから逆算して作らないといけない、とのコメントがあった。BIツールも、何でも作れるというところで止まっている。モデル事業や調査研究事業を通して、「何のために使いたいか」「データを出したいが困っているところは何か」ということがわかるように、出口を考えていきたい。<総務省> →現状で町村による匿名加工の実施等の実績は少ない状況にあるが、このシステムをどう活用するかが大事。「データを何に使いたいか」から逆算していくという手法を紹介することで、導入が進み有効なシステムになるのではないかと。→町村を含め、先行的な取組を実施している団体へのヒアリング等を通じて得られた知見も、手順書の作成等に活用していきたい<総務省>	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「保有データを庁内で活用できるように抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発」	×
540	㊫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（オープンデータとの関係）」より抜粋 オープンデータカタログサイトを作っているが、民間利用はほぼされていない。住民情報が匿名化して示せていないことも一因。また、オープンデータについて市町村支援をやっているが、人材不足もあり進んでいない。このシステムがそのデータを整備する部分を効率化し、人材不足を補うものになってほしい。 →統計局やEBPMをやっている行政評価局と議論した際、汎用的なシステムを作っても使われないことがあるので、「何のために使うか」ということを明らかにしてそこから逆算して作らないといけない、とのコメントがあった。BIツールも、何でも作れるというところで止まっている。モデル事業や調査研究事業を通して、「何のために使いたいか」「データを出したいが困っているところは何か」ということがわかるように、出口を考えていきたい。<総務省> →現状で町村による匿名加工の実施等の実績は少ない状況にあるが、このシステムをどう活用するかが大事。「データを何に使いたいか」から逆算していくという手法を紹介することで、導入が進み有効なシステムになるのではないかと。→町村を含め、先行的な取組を実施している団体へのヒアリング等を通じて得られた知見も、手順書の作成等に活用していきたい<総務省>	○	○	p.91 「3(1)共通化を進める上での課題と対応方策」 共通化を進める上では、省内の知見を有する部局から、 ・集計されたデータは、その利用目的によって、集計の過程で求められるエラーチェックの程度やデータの時点の統一の必要性等が異なること ・中略 について留意する必要があるとの意見があった。 モデル事業や調査研究事業の実施に当たっては、これらの留意点も踏まえて検討を進める。	×
541	㊫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（オープンデータとの関係）」より抜粋 オープンデータカタログサイトを作っているが、民間利用はほぼされていない。住民情報が匿名化して示せていないことも一因。また、オープンデータについて市町村支援をやっているが、人材不足もあり進んでいない。このシステムがそのデータを整備する部分を効率化し、人材不足を補うものになってほしい。 →統計局やEBPMをやっている行政評価局と議論した際、汎用的なシステムを作っても使われないことがあるので、「何のために使うか」ということを明らかにしてそこから逆算して作らないといけない、とのコメントがあった。BIツールも、何でも作れるというところで止まっている。モデル事業や調査研究事業を通して、「何のために使いたいか」「データを出したいが困っているところは何か」ということがわかるように、出口を考えていきたい。<総務省> →現状で町村による匿名加工の実施等の実績は少ない状況にあるが、このシステムをどう活用するかが大事。「データを何に使いたいか」から逆算していくという手法を紹介することで、導入が進み有効なシステムになるのではないかと。→町村を含め、先行的な取組を実施している団体へのヒアリング等を通じて得られた知見も、手順書の作成等に活用していきたい<総務省>	○	○	p.90 「2(1)イ(ア)モデル事例の構築を通じた実証」3段落目 令和7年度中に実施される本事業を通じて行政データの匿名加工等に関する課題や留意点を把握するとともに、令和8年度にはシステムの導入から活用までの手順書を策定し、引き続き匿名加工・統計データ化システムの共通化に関する検討を実施していくことを予定している。	×
542	㊫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（民間事業者や住民の利用）」 ・将来的に、事業者や住民も、このシステムを活用できれば、自治体の利用料の負担軽減ができると考えるが、そのような可能性はあるのか。 →自治体が保有するデータは個人情報保護の観点などから特別な取扱いが求められることから、まずは自治体内部のデータシステムが対象と考えている。スケールメリットについては、基幹業務システムが標準化されていくので、どの団体でも使えるようになるのではないかとこの思いがある。 事業者が自らの保有するデータも利用できるかという点については、セキュリティの都合上、自治体と民間のシステムを繋げるのはハードルが高いと考える。<総務省> →事業者や住民に広げると、セキュリティが気になって自治体自身が利用することを躊躇する可能性もあるのではないかと。まずは、自治体自身が使えるようにすることをしっかりやった上で、次のステップで考えてはどうか。	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「保有データを庁内で活用できるように抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発」	×
543	㊫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（政府の動きとの連動）」 ・デジタル行財政改革会議の流れの中で、データ活用制度・システム検討会が始まり、官と官の間、官と民の間の課題の解決に向けた検討がキックオフした。今後、このシステムの共通化を進める中で、制度上の課題が見えてきたら、ご教示いただきたい。 →政府の取組や個人情報保護法の動きは注視していく。モデル事業の採択後には、採択した団体の取組内容について共有できるものがあれば共有したい。	○	○	p.90 令和7年度中に実施される本事業を通じて行政データの匿名加工等に関する課題や留意点を把握するとともに、令和8年度にはシステムの導入から活用までの手順書を策定し、引き続き匿名加工・統計データ化システムの共通化に関する検討を実施していくことを予定している。	×
544	㊫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	ii) 中間報告会での指摘等	議事要旨「（データの標準化と共通化の取組）」 ・国では、ダッシュボードの整備を進めているが、データが整っていないことが課題として見えてきている。例えば、エクセルのセル結合がされている、全角半角が混じっている等、クレンジング作業で手間取っている。地味だが重要な問題である。国・地方だけでなく、社会全体で、足元的なところも検討していきたい。 →今後、20業務の基幹業務システムからは標準化されたデータが出せると思うが、その他のシステムについてはクレンジングが課題になるのではないかと。国として、ルールメイキングしてくれると自治体の方もやりやすくなるのではないかと。<総務省> →基幹業務システム以外のシステムについて、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づく共通化の取組を進め、データを標準化すると、よりデータの活用がしやすくなる領域が増えていくのではないかと。	○	○	p.90 令和7年度中に実施される本事業を通じて行政データの匿名加工等に関する課題や留意点を把握するとともに、令和8年度にはシステムの導入から活用までの手順書を策定し、引き続き匿名加工・統計データ化システムの共通化に関する検討を実施していくことを予定している。	×
545	㊫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	当該システムが共通化及び各自治体へ導入されれば、個人情報保護法に基づく行政機関等匿名加工情報の作成にも活用できるため、事業者等から利用に関する提案を受けた場合に匿名加工情報の作成を外部委託する必要がなくなり、予算の節減、職員の負担軽減及び個人情報の漏えいリスクの低減が期待できると考える。	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「保有データを庁内で活用できるように抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発」	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
546	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	各自治体が共通のシステムを使用することで、他の自治体のデータ活用事例を参照しやすくなると考えられる。EBPMの推進が重要な課題であるため、システムの共通化をぜひ進めていただきたい。	○	○	p.89 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。	×
547	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市ではR7年度に先行自治体を参考に、庁内データの利活用基盤構築とPoCを計画しています。 構築を検討する中で、特に基幹業務システムとのデータ連携方法や匿名加工については、方法の検討や調整に多大な労力と時間がかかるだろうと予想していたところなので、是非構築に向け検討していただきたいです。	○	○	p.89 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。	×
548	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	匿名加工・統計データ化を行うデータについて、自治体に需要の聞き取りを行うなど、分析業務に十分活用ができるようご検討いただきたい。	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「システム間のデータ連携は標準化対象市システムから抽出可能な統一のインターフェイス（基本データリスト）に対応」 左中段：その他データについて、「様々なデータに対応（手動連携）」との記載あり	×
549	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・公立小・中学校の適正規模及び適正配置の取組を検討するにあたり、児童生徒数推計や児童生徒の転出入動向などについて、きめ細かく把握することが望ましい。しかしながら、現在は個人情報を取り扱う権限がないことから、権限を持つ他課に依頼した上で情報を手に入れざるを得ない（＝タイムラグが生じる）。 ・当方が必要とするのはあくまでも定量データであり、個人の特定は不要である。よって、自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システムが実装された暁には、必要とする定量データを迅速かつ正確に自ら利活用できるようになることが期待されるものである。	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「保有データを庁内で活用できるように抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発」・「団体ごとに必要なデータクレンジングのコストや労力を省力化」	×
550	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	県として必要なデータの抽出が可能になるように、システム構築において十分にご配慮いただきたい。	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「保有データを庁内で活用できるように抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発」	×
551	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	3層分離の構造の中、データのやり取りがリスクなく、スムーズにネットワークを介してやり取りできるよう配慮してほしい。（業務系、LG-WAN系、インターネット系それぞれの間でデータのやり取りが発生すると考えている）	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「保有データを庁内で活用できるように抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発」	×
552	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	■基幹業務システムからの自動連携 基幹業務システム（特に標準化対象システム）から定期的にデータを抽出する仕組みを検討いただきたいです。	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「システム間のデータ連携は標準化対象市システムから抽出可能な統一のインターフェイス（基本データリスト）に対応」 左中段：その他データについて、「様々なデータに対応（手動連携）」との記載あり	×
553	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	データ分析は効率的な行政運営を行う上で現在求められており、自治体間の差異の情報も重要である。RESAS等を活用しているが情報が古い。標準化等でデータが一元化され最新のデータ分析が行え、各自治体で必要とされる施策を正確に把握する材料となるように構築していただきたい。	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「システム間のデータ連携は標準化対象市システムから抽出可能な統一のインターフェイス（基本データリスト）に対応」 左中段：その他データについて、「様々なデータに対応（手動連携）」との記載あり	×
554	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	■データ加工の自由度 匿名加工や統計処理のメニューを選択して設定する運用を予想しています。 自治体が独自の加工を行いたい場合、別サービスの利用や業務委託とならないように、SQLクエリやPython等のスクリプトの埋め込み、ノーコード部品の組み合わせ等、各自治体である程度のデータ加工の自由度を持たせていただきたいです。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
555	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	「行政データの匿名加工・統計データ化」とあるが、「仮名加工」についても対象となるよう配慮いただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
556	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	IIIデータの可視化・活用による政策実施等の的確化のために当該システムが選定されておりますが、“保有する行政データ”には様々な種類があるとしております。そのうち、法的根拠を持つ業務(例えば住民票、市税、福祉、農業など)での処理件数等を上級官庁へ報告するような、いわゆる業務統計の作成においては大変有効な手段であり、また、EBPMが重要視されている現状では、システムが導入されて効率よく簡便に利用できれば政策立案に大変役立つものと考えております。 ただし、それぞれのデータは個人情報の集合体であるものも多く、税の情報などは重い守秘義務が課されております。そのようなデータを匿名化することが個人情報保護法で言う「行政機関等匿名加工情報」に該当するのか、その情報を他の地方公共団体も利用できる場合には「情報の提供」に当たらないのかなど、法令との関係性をご教示いただいて各団体が統一した見解で利用する必要があると思っています。一つ一つのデータの取り扱いや個人情報保護法の解釈を各自治体がバラバラに判断することとならないよう希望いたします。	○	○	p.90 令和7年度中に実施される本事業を通じて行政データの匿名加工等に関する課題や留意点を把握するとともに、令和8年度にはシステムの導入から活用までの手順書を策定し、引き続き匿名加工・統計データ化システムの共通化に関する検討を実施していくことを予定している。	×
557	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	■個人情報保護関係の整理 現在、データ分析基盤を導入・検討している自治体では、匿名加工やデータの保持について、それぞれで個人情報保護の整理をされていると思います。 匿名加工・統計データ化システムの検討の際に、個人情報保護の方針についても検討いただきたいです。	○	○	p.90 令和7年度中に実施される本事業を通じて行政データの匿名加工等に関する課題や留意点を把握するとともに、令和8年度にはシステムの導入から活用までの手順書を策定し、引き続き匿名加工・統計データ化システムの共通化に関する検討を実施していくことを予定している。	×
558	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・行政データの匿名加工には、課題が多い状況と考えております。 ・自治体にとっては、匿名加工は作成ノウハウが蓄積されているとは言えず、事務負担の増加に繋がっています。「データ要望者（※1）」の提案内容に応じたデータの粒度の検討や加工が求められるため、時間を要することとなります。また、匿名加工したデータについても、同じデータが別の提案に使えるとは限らず、その都度データの粒度等の検討が必要になるため作業効率が上がりにくいと考えます。さらに、匿名加工を委託する際は、データの規模・加工内容に応じて費用が高額となりやすく、データ要望者の負担となるため提案にまで至りにくい状況と思慮します。 ・システムの作成にあたっては、分野ごとだけでなく、横断的な名寄せ・匿名加工ができるものにしていただけると、学術研究機関においても使用しやすいものとなり、活用の幅が広がるものと考えます。 ・なお、本システム稼働時の費用負担については、個人情報の保護に関する法律第119条を踏まえた応益負担にてお願いいたします。 ※1 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第112条第1項中の「行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者」を指す。	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「保有データを庁内で活用できるように抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発」	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が十分に記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
559	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・行政データの匿名加工には、課題が多い状況と考えております。 ・自治体にとっては、匿名加工は作成ノウハウが蓄積されているとは言えず、事務負担の増加に繋がっています。「データ要望者（※1）」の提案内容に応じたデータの粒度の検討や加工が求められるため、時間を要することとなります。また、匿名加工したデータについても、同じデータが別の提案に使えるとは限らず、その都度データの粒度等の検討が必要になるため作業効率が上がりにくいと考えます。さらに、匿名加工を委託する際は、データの規模・加工内容に応じて費用が高額となりやすく、データ要望者の負担となるため提案にまで至りにくい状況と思慮します。 ・システムの作成にあたっては、分野ごとだけでなく、横断的な名寄せ・匿名加工ができるものにしていただけると、学術研究機関においても使用しやすいものとなり、活用の幅が広がるものと考えます。 ・なお、本システム稼働時の費用負担については、<u>個人情報の保護に関する法律第119条を踏まえた応益負担にてお願いいたします。</u> ※1 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第112条第1項中の「行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者」を指す。	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「保有データを庁内で活用できるように抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発」	×
560	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	総務省決定の「匿名データの作成・提供に関するガイドライン 第2 3」における「（2）匿名化処理の審査」「（3）統計委員会への諮問」の規定と同様、本県でも要綱上「匿名データを作成しようとするときは、有識者の意見を聞く」と規定しているが、システムを共通化する場合は当該審査・諮問については国の会議体で実施するなどし、自治体側の実施は不要となるように要望したい。	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「保有データを庁内で活用できるように抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発」	×
561	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	匿名加工情報に対する法整備が、運用に即したものになっていないと考える。 個人情報保護委員会がきちんとした結論に基づき、具体的な指示要請を出してから、検討すべきである。 また、法的にクリアになったのち、システム標準化を機にデータ項目をそろえるべきである。 基本リストや中間サーバ情報にないものを、その時期の分析に欲しいという理由だけで情報を個別に要求し、基幹システム改修を強要するのは避けていただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
562	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	■既存サービスの機能 検討する際には、既存SaaSのデータ連携やETLサービスの機能を参考にしていただきたいです。	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「保有データを庁内で活用できるように抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発」	×
563	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	BIツールでの分析やオープンデータ化についても、汎用的なものは共通化をご検討いただきたい。	○	○	p.90 「図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要」 右上：「保有データを庁内で活用できるように抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発」	×
564	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「・集計されたデータは、その利用目的によって、集計の過程で求められるエラーチェックの程度やデータの時点の統一の必要性等が異なること」とあるが、データ項目毎の匿名加工ルール、手法の統一も考慮いただきたい。	○	○	p.90 「2(1)イ(ア)モデル事例の構築を通じた実証」3段落目 令和7年度中に実施される本事業を通じて行政データの匿名加工等に関する課題や留意点を把握するとともに、令和8年度にはシステムの導入から活用までの手順書を策定し、引き続き匿名加工・統計データ化システムの共通化に関する検討を実施していくことを予定している。	×
565	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	本市では既に住基データを活用した区域集計（行政町別集計、行政町字別集計、小学校区別集計）を独自で実施しており、本システム導入を検討するにあたっては引き続きこれらの集計結果が得られるようなシステムでなければ活用までに至らないため、自治体ごとの個別なデータ抽出まで可能なシステムとしていただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	×
566	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	「慎重な匿名化が必要と考えられること」とありますが、共有化によりデータ抽出が可能となれば、個人情報保護の観点から、個人情報保護の方針についても検討をお願いしたい。	○	○	p.90 令和7年度中に実施される本事業を通じて行政データの匿名加工等に関する課題や留意点を把握するとともに、令和8年度にはシステムの導入から活用までの手順書を策定し、引き続き匿名加工・統計データ化システムの共通化に関する検討を実施していくことを予定している。	×
567	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	自治体の状況に応じた匿名化等に留意しつつ、システムを早期に整備し、自治体の負担軽減を図られたい	(c)抽象的なもの	—	—	×
568	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	匿名加工の手法をきちんと確立し、個人情報の漏洩がないように進めてもらいたい。	○	○	p.90 「2(1)イ(ア)モデル事例の構築を通じた実証」3段落目 令和7年度中に実施される本事業を通じて行政データの匿名加工等に関する課題や留意点を把握するとともに、令和8年度にはシステムの導入から活用までの手順書を策定し、引き続き匿名加工・統計データ化システムの共通化に関する検討を実施していくことを予定している。	×
569	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	iv) 共通化推進方針案に対する意見照会	データを組み合わせた際に、一個人が特定できてしまうような状況にならないよう配慮してもらいたい。	○	○	p.90 「2(1)イ(ア)モデル事例の構築を通じた実証」3段落目 令和7年度中に実施される本事業を通じて行政データの匿名加工等に関する課題や留意点を把握するとともに、令和8年度にはシステムの導入から活用までの手順書を策定し、引き続き匿名加工・統計データ化システムの共通化に関する検討を実施していくことを予定している。	×